

日南市こども計画



令和7年3月

日 南 市

目 次

第1章 計画策定の趣旨.....	1
1. 計画策定の背景と目的.....	1
2. 計画の位置づけ.....	2
3. 計画の対象.....	4
4. 計画の期間.....	4
5. 計画の策定体制と策定の経緯.....	4
第2章 日南市におけるこどもを取り巻く状況.....	5
1. 人口に関する状況.....	5
2. 「日南市子ども・子育て支援事業計画」の実施状況.....	14
3. 市民やこどもの意見.....	16
4. 日南市のこどもや若者にまつわる課題.....	68
第3章 計画の基本的な考え方.....	70
1. 計画の基本理念.....	70
2. 計画の基本目標.....	71
3. 施策の体系.....	72
第4章 施策の展開.....	73
1. ライフステージ共通施策.....	73
(1) こども・若者の権利を守る.....	73
(2) こども・若者の居場所をつくる.....	79
(3) こども・若者の生活を支援する.....	82
2. ライフステージごとの施策.....	84
(1) 乳幼児期への支援.....	84
(2) 児童・生徒への支援.....	89
(3) 若者世代への支援.....	91
(4) 妊娠出産期への支援.....	93
第5章 子ども・子育て支援制度.....	95
1. 子ども・子育て支援制度の概要.....	95
2. 教育・保育の提供区域.....	96
3. 3つの認定区分.....	96
4. 量の見込みと確保方策.....	97
第6章 点検・評価・推進体制.....	103
1. 市民及び関係団体等との連携.....	103
2. 計画の進捗状況の管理・評価.....	104
資料編.....	105

第1章 計画策定の趣旨

1. 計画策定の背景と目的

わが国では、これまで少子化対策として、平成15年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づく取り組みや、平成24年に制定された「子ども・子育て3法」に基づいた、市町村に対する「子ども・子育て支援事業計画」で示された取り組みなどが展開されてきました。

さらに、この3法に基づいて平成27年度から施行された「子ども・子育て支援新制度」では、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすとの考えを基本に、子どもの幼児期の学校教育・保育を一体的に提供し、地域の子ども・子育て支援を充実させることが求められました。

このような状況の中、日南市（以下「本市」という。）においても、平成27年に「子ども・子育て支援新制度」への対応と「次世代育成支援行動計画」の継承を主とした「日南市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、その後2期にわたって計画的な推進に取り組んできました。

しかしながら、少子化の進行や人口減少に歯止めがかかっておらず、本市のみならず全国的な課題となっていることに加えて、こどもや子育て家庭を取り巻く課題は複雑化・多様化しており、対策が求められています。

こういった中で令和5年4月1日に施行された「こども基本法」は、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として制定されました。これは日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神に則り、次代の社会を担うすべてのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等に関わらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざしたものとなっています。同年12月22日には、同法に基づいて「こども大綱」が閣議決定されました。これは、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会としての「こどもまんなか社会」をめざすもので、その実現に向けて自治体こども計画を策定することの必要性が示されました。

このたび策定する「日南市こども計画」（以下「本計画」という。）は、本市の実情を踏まえながら、こども施策を総合的かつ強力に推進するために、そして令和6年度に計画期間が満了となる「第2期日南市子ども・子育て支援事業計画」（以下「第2期計画」という。）の後継である「第3期日南市子ども・子育て支援事業計画」を含んだ計画として策定するものです。また、国から示されているように「市町村子どもの貧困対策計画」「市町村子ども・若者計画」などの内容も踏まえつつ、策定するものとします。

2. 計画の位置づけ

本計画は、こども基本法第10条第2項に定める「市町村こども計画」であり、本市におけるこども施策に関する事項を定める計画です。

また、本計画は、次のこども施策に関連する計画等を包括するものとして策定しています。

■本計画の構成

日南市こども計画

【こども大綱に示された6つの視点】

1. こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
2. こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
3. こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
4. 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
5. 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路の打破に取り組む
6. 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する



子ども・子育て支援事業計画
(次世代育成支援行動計画・新放課後子どもプラン行動計画を含む)

子どもの貧困対策計画

子ども・若者計画

また、本計画は、「日南市重点戦略プラン」を上位計画とし、各種関連計画と整合、連携を図りながら、現行の「第2期日南市子ども・子育て支援事業計画」における各種の施策内容を引き継ぎつつ、国の示す新たな視点なども取り入れて策定します。

日南市重点戦略プラン

- コンセプト（理念）：創る。挑む。
- 長期ビジョン（将来像）：住みたい 住み続けたいまち
- 4つのビジョン：
 - ①誰もがまちづくりに関わり活躍できるまち
 - ②安心をみんなでつくっていきけるまち
 - ③地域の資源をいかし、稼ぐことができるまち
 - ④可能性を広げ、未来へつながるまち



日南市こども計画

○計画記載内容

子ども・子育て支援事業計画に
関する内容
（子ども・子育て支援法
第61条第2項）

子どもの貧困対策計画に関する内容
（子どもの貧困対策の推進に関する法律
第9条第2項）

子ども・若者計画に関する内容
（子ども・若者育成支援推進法
第9条第2項）

その他関連する法令や指針に
基づく内容 

「こども大綱」に示された6つの視点

各種関連計画

- 日南市地域福祉推進計画
- 日南市教育振興基本計画
- 日南市高齢者保健福祉計画・介護保
険事業計画
- 日南市障がい者計画
- 日南市健康増進計画（健康にちなん
21）
- 日南市男女共同参画基本計画

など



3. 計画の対象

本計画の対象は、乳幼児期から青少年期、子育て世代に至るまでの、おおむね 39 歳までのすべての子どもや若者とその保護者を対象としています。また、子育て支援を市と連携・協力して行う、地域、教育・保育施設、NPOや市民活動団体、企業なども対象とします。

4. 計画の期間

本計画の期間は、これまでの「子ども・子育て支援事業計画」の流れを引き継ぎ、令和7年度を初年度とし、令和11年度を目標年度とする5か年計画とします。ただし、子ども・子育てを取り巻く社会状況の変化等により、必要に応じて、計画期間中に見直しを行う場合があります。

■計画の期間

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
第2期計画							
		日南市子ども計画					次期計画

5. 計画の策定体制と策定の経緯

[アンケート調査の実施]

本計画の策定にあたり、教育・保育・子育て支援に関する保護者のニーズや、こどもの生活状況、若者の意向などを調査するアンケートを5種実施しました。令和6年7月～9月に実施しました。

[子ども・子育て会議の設置]

本計画の策定にあたっては、関係者及び市民の意見を広く聴取するため、地域の関係団体・機関や市民の代表等により構成される「日南市子ども・子育て会議」を開催し、委員の皆さまから本計画に係るご意見・ご審議をいただきながら、検討・策定を進めました。

[パブリックコメントの実施]

本計画について、市民から幅広い意見を募集するため、計画案に対するパブリックコメントを実施し、市民の意見反映を行いました。

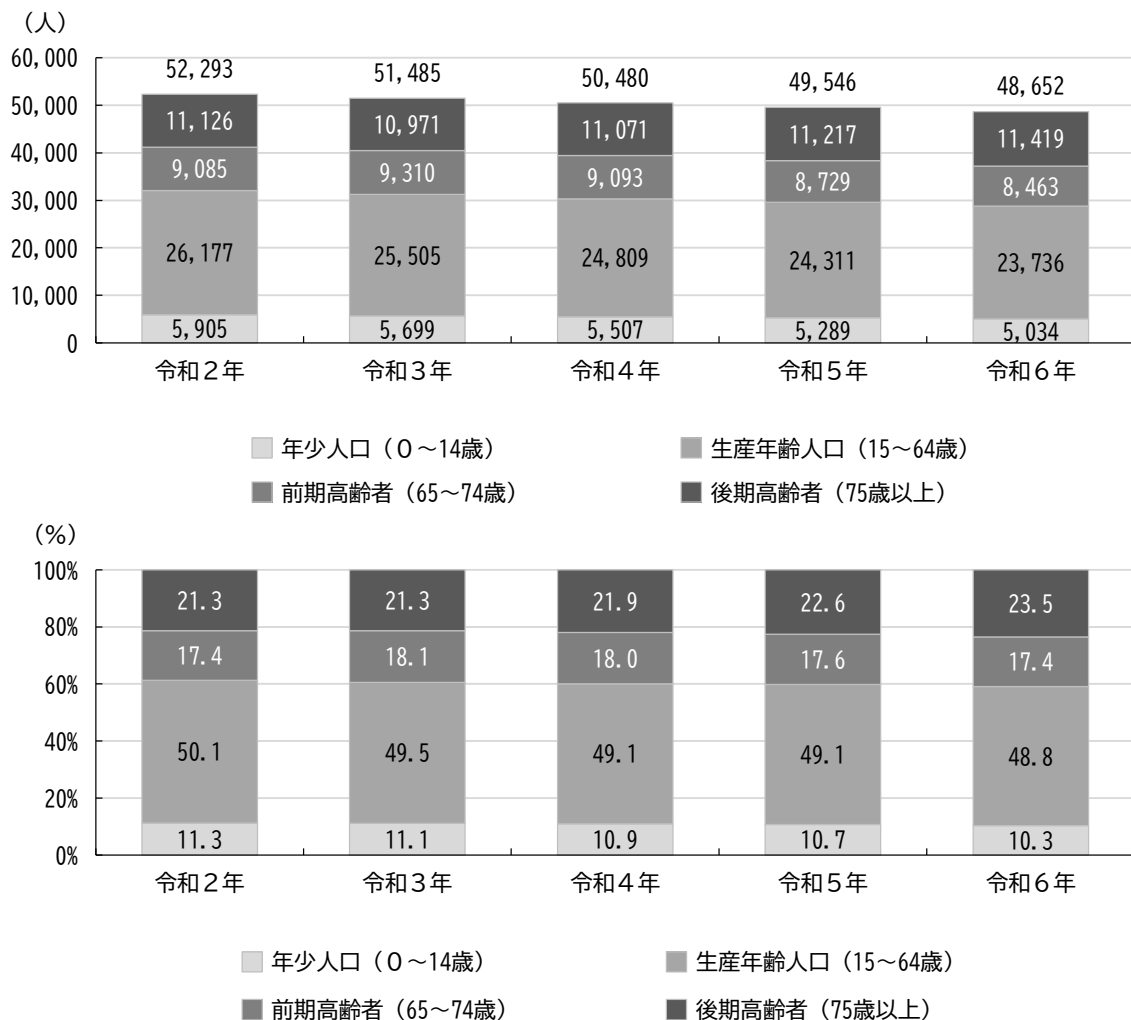
第2章 日南市における子どもを取り巻く状況

1. 人口に関する状況

(1) 人口の推移

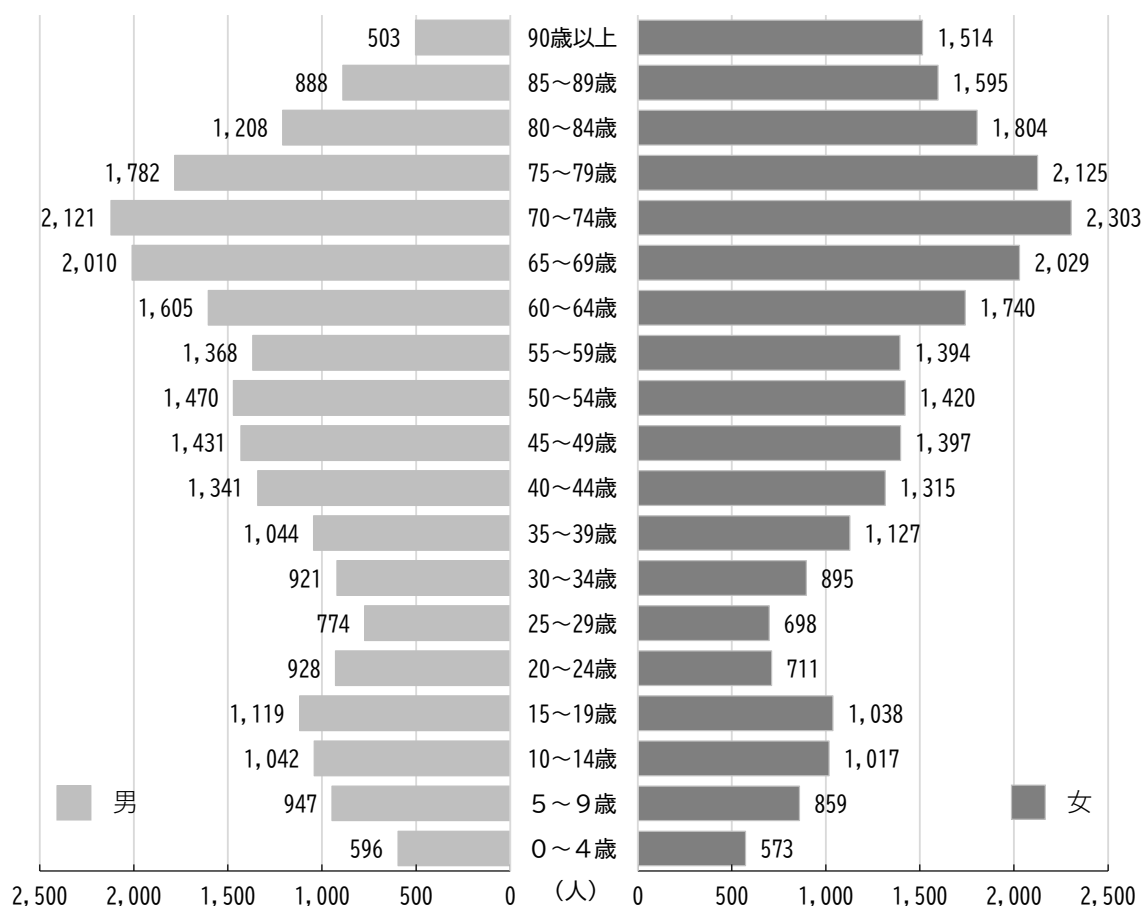
本市の人口は、令和2年では52,293人でしたが、令和6年には48,652人となり、3,641人の減少となっています。年齢4区分別人口でみると、年少人口、生産年齢人口は減少傾向にありますが、高齢者人口は増加していることから、本市においても高齢化が進行していることがうかがえます。

■年齢4区分別人口数及び人口割合の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

■人口ピラミッド



資料：住民基本台帳（令和6年4月1日現在）

■（参考）年少人口比率と高齢化率の比較（県内上位及び近隣市町村の比較）

【年少人口比率】



【高齢化率】



資料：国勢調査（令和2年）

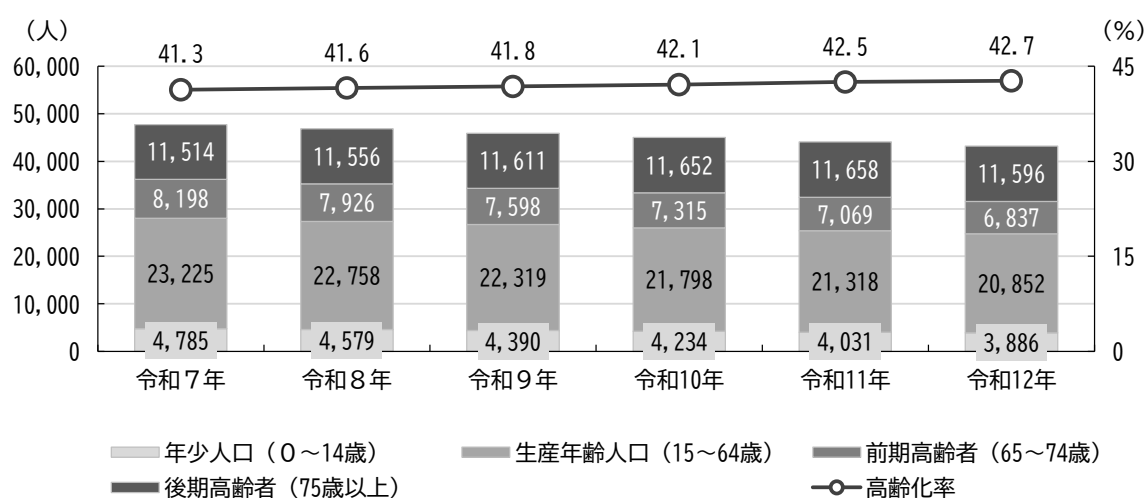
(2) 将来人口推計

令和2年から令和6年までの人口実績からコーホート変化率法を使用し、人口推計を行った結果、総人口は令和10年に45,000人を割り、令和12年には43,171人となる見込みです。また、高齢化率は年々増加していく推計となっています。

■推計人口の推移

(単位：人)

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年
年少人口 (0～14歳)	4,785	4,579	4,390	4,234	4,031	3,886
生産年齢人口 (15～64歳)	23,225	22,758	22,319	21,798	21,318	20,852
前期高齢者 (65～74歳)	8,198	7,926	7,598	7,315	7,069	6,837
後期高齢者 (75歳以上)	11,514	11,556	11,611	11,652	11,658	11,596
総人口	47,722	46,819	45,918	44,999	44,076	43,171
高齢化率	41.3%	41.6%	41.8%	42.1%	42.5%	42.7%



(資料：住民基本台帳令和2年～令和6年(4月1日現在)の実績に基づくコーホート変化率法による推計)

*コーホート変化率法…各コーホート(同じ年又は同じ期間に生まれた人々の集団のこと)について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法

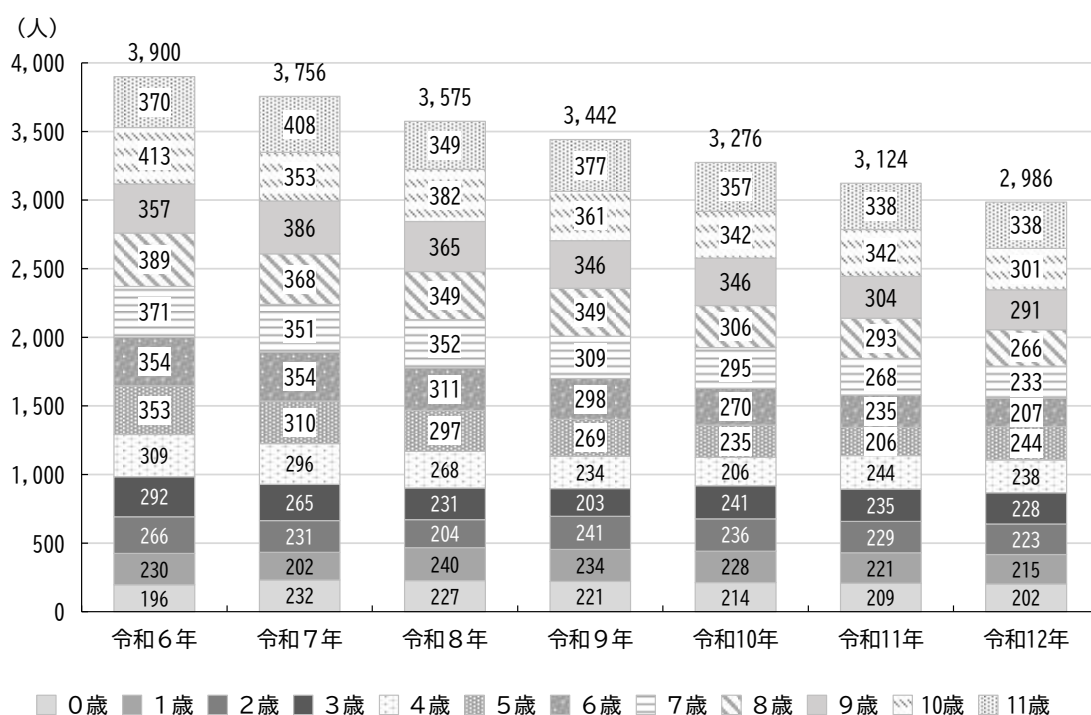
(3) 推計児童人口

本市の11歳以下の人口は年齢によって多少の増減は見られるものの、全体としては減少傾向が続き、令和12年には2,986人になると推計されます。また、総人口に対する児童人口の割合もゆるやかに減少していくものと予想されます。

■推計児童人口（比率）の推移

(単位：人)

	現状	推計					
	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年
児童人口（0～11歳）	3,900	3,756	3,575	3,442	3,276	3,124	2,986
（総人口比）	8.1%	7.9%	7.7%	7.5%	7.3%	7.1%	7.0%
0歳	196	232	227	221	214	209	202
1歳	230	202	240	234	228	221	215
2歳	266	231	204	241	236	229	223
3歳	292	265	231	203	241	235	228
4歳	309	296	268	234	206	244	238
5歳	353	310	297	269	235	206	244
0～5歳	1,646	1,536	1,467	1,402	1,360	1,344	1,350
6歳	354	354	311	298	270	235	207
7歳	371	351	352	309	295	268	233
8歳	389	368	349	349	306	293	266
9歳	357	386	365	346	346	304	291
10歳	413	353	382	361	342	342	301
11歳	370	408	349	377	357	338	338
6～11歳	2,254	2,220	2,108	2,040	1,916	1,780	1,636



（資料：住民基本台帳令和2年～令和6年（4月1日現在）の実績に基づくコーホート変化率法による推計）

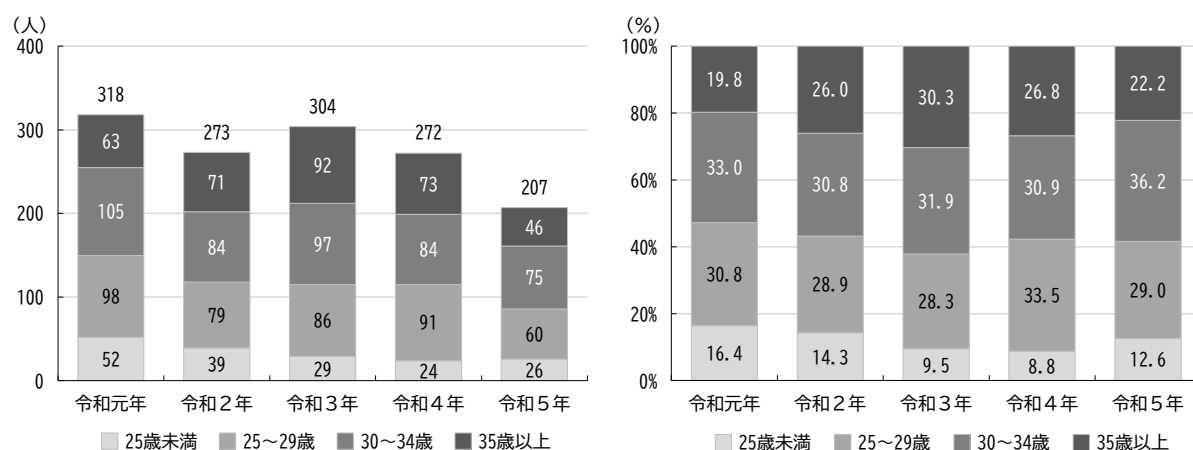
(4) 出生数の状況

出生数は、年によって増減を繰り返していますが、おおむね減少傾向にあるといえます。

出生数と母親年齢の関係を、令和元年と令和5年とで比較してみると、30歳以上の割合が令和3年以降わずかに減少していますが、依然半数以上が30歳以上と晩産化の傾向があります。

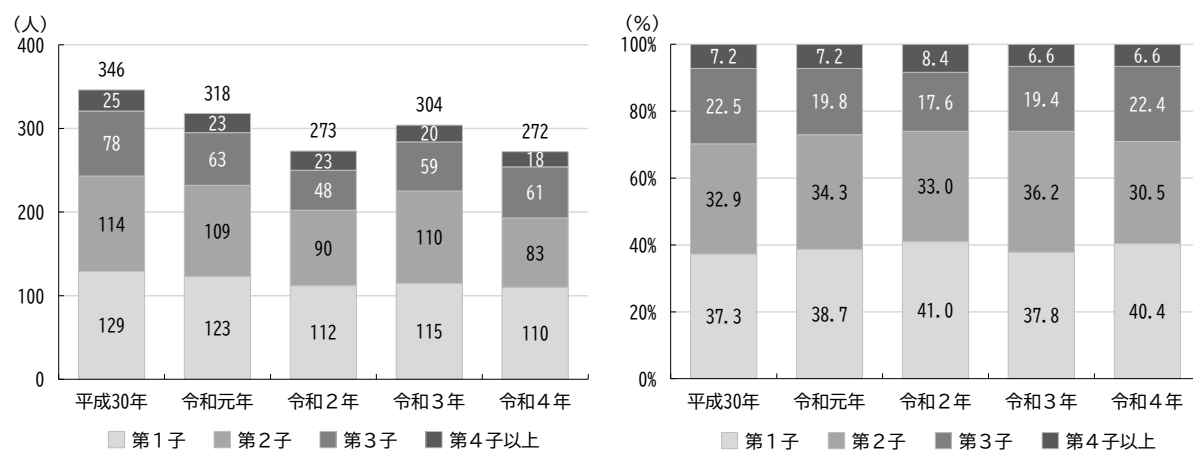
一方、出生数と出生順位の関係を平成30年と令和4年とで比較してみると、第1子の割合が増加、第3子はほぼ同程度、第2子・第4子の割合は減少しています。

■出生数と母親年齢



資料：人口動態統計

■出生数と出生順位



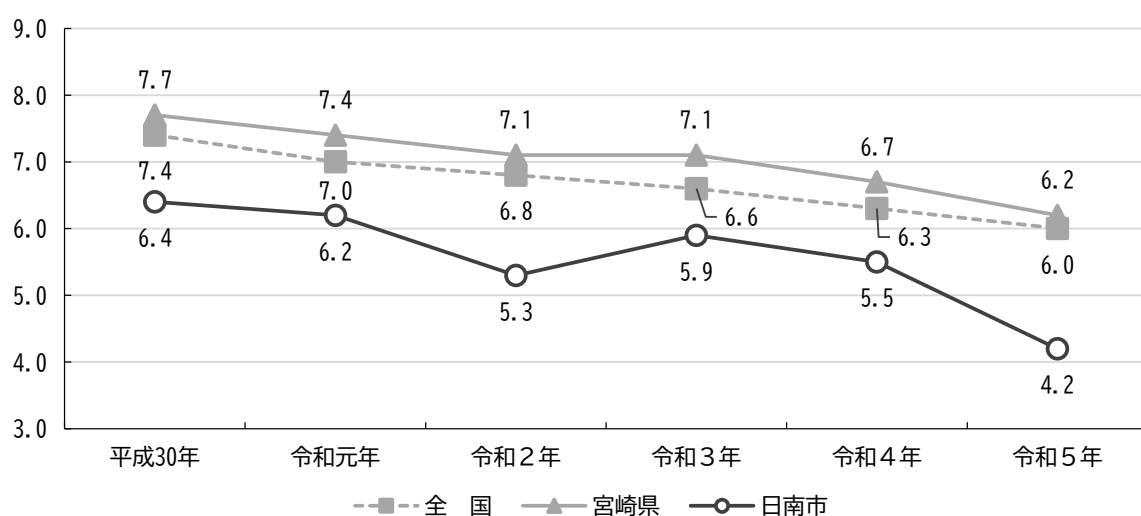
資料：宮崎県「衛生統計年報」

(5) 出生率と合計特殊出生率について

出生数の状況を人口千人あたりに換算して、国・県と比較した出生率は、いずれも国・県より低く推移しています。

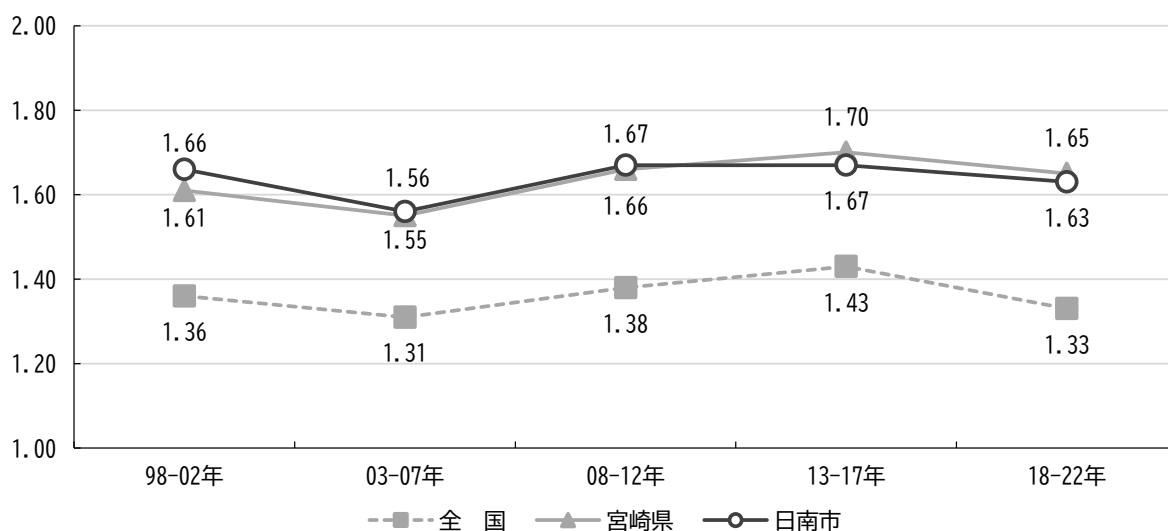
一方、本市の合計特殊出生率は、おおむね県と同傾向の推移を示しており、国の値を上回っています。しかし、県の値については08-12年から13-17年間で下回り、現在もやや県の値より低い数値となっています。なお、合計特殊出生率とは、15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に生むこどもの数に相当するとされ、女性人口の年齢構成の違いを除いた指標として、年次比較、地域比較に用いられています。

■出生率



資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数

■合計特殊出生率



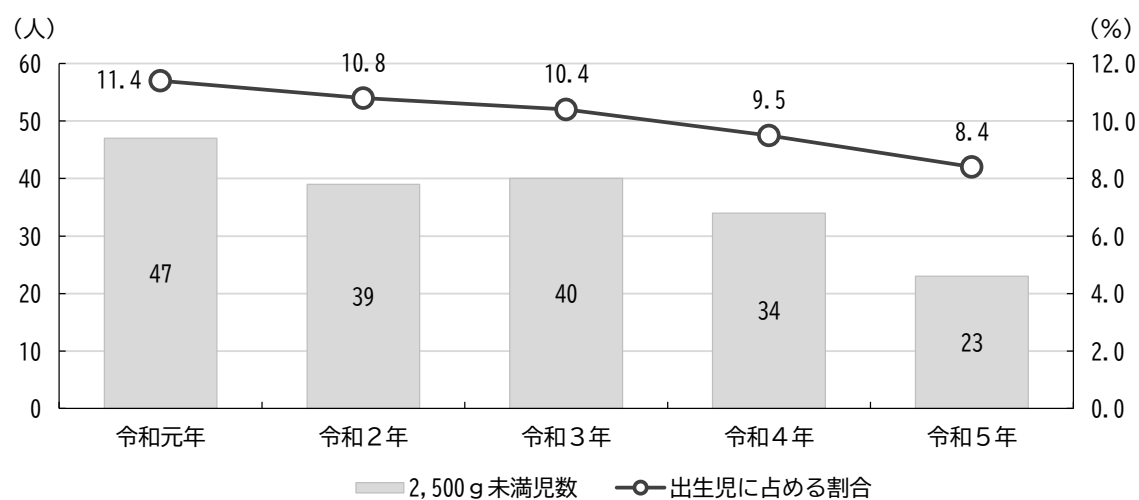
資料：宮崎県資料

（６）出生における低体重児の状況

低体重児とは、出生体重が2,500g未満の赤ちゃんのことで、身体の機能も未熟なので合併症や感染症にかかりやすい特徴があります。妊婦の喫煙・飲食や食生活（過激なダイエットによる栄養不足）など生活習慣の影響を受けることや、妊婦の歯周疾患の影響を受けることで、増加傾向にあるとされています。

全出生数における低体重児（2,500g未満）の出生の状況は、令和元年以降減少傾向にあり、令和5年には23人（8.4%）となっています。

■低体重児（2,500g未満）の出生数と全出生に占める割合



資料：人口動態統計



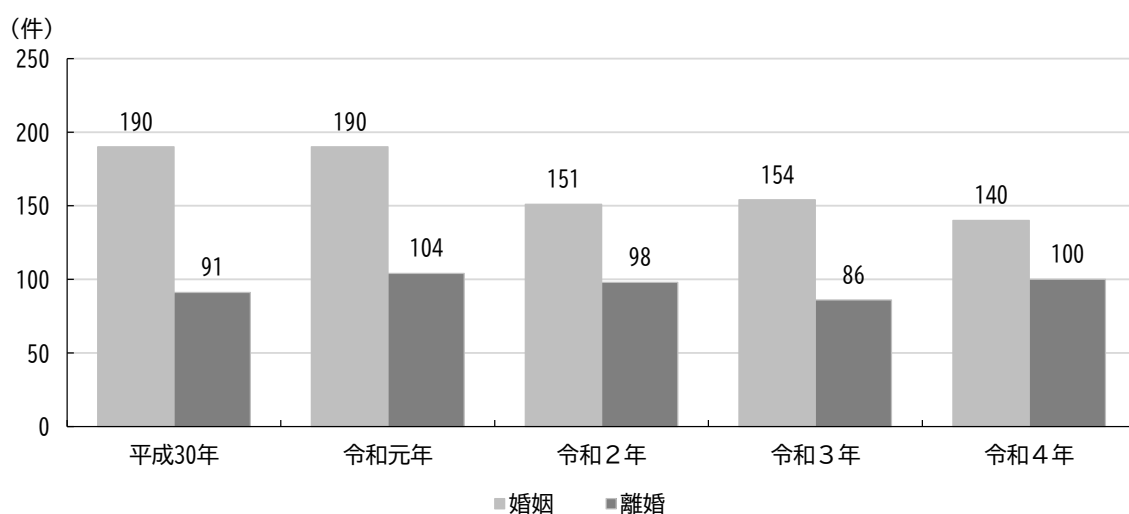
(7) 本市の婚姻・離婚に関する状況

婚姻の件数は、令和2年に大きく減少し、150件台で推移していましたが、令和4年にはさらに減少し、140件となっています。

一方、離婚件数は、平成30年から令和4年の間は100件台付近を増減しながら推移しており、令和4年には100件となっています。

婚姻・離婚の状況を人口千人あたりに換算して、国・県と比較してみると、婚姻率は令和2年の国をのぞき、いずれも国・県より低く推移しています。離婚率は平成30年に宮崎県より低くなっていましたが、それ以降は国・県より高い割合で推移しています。

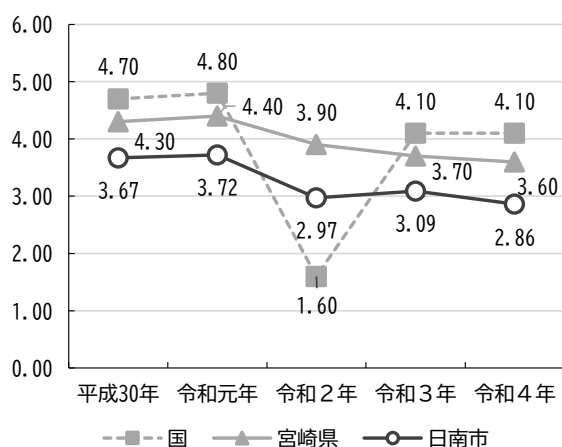
■婚姻・離婚の件数



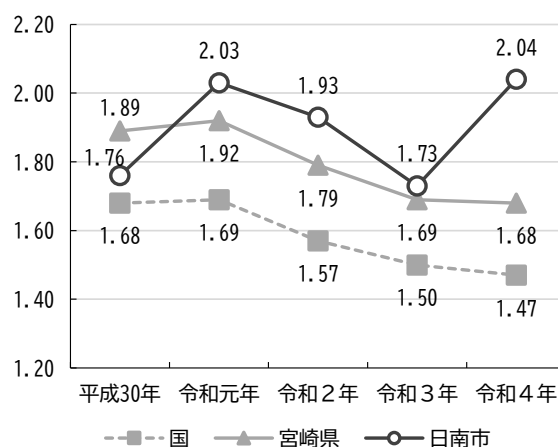
資料：宮崎県 HP「衛生統計年報」

■婚姻率・離婚率の比較

【婚姻率】



【離婚率】



資料：宮崎県 HP「衛生統計年報」

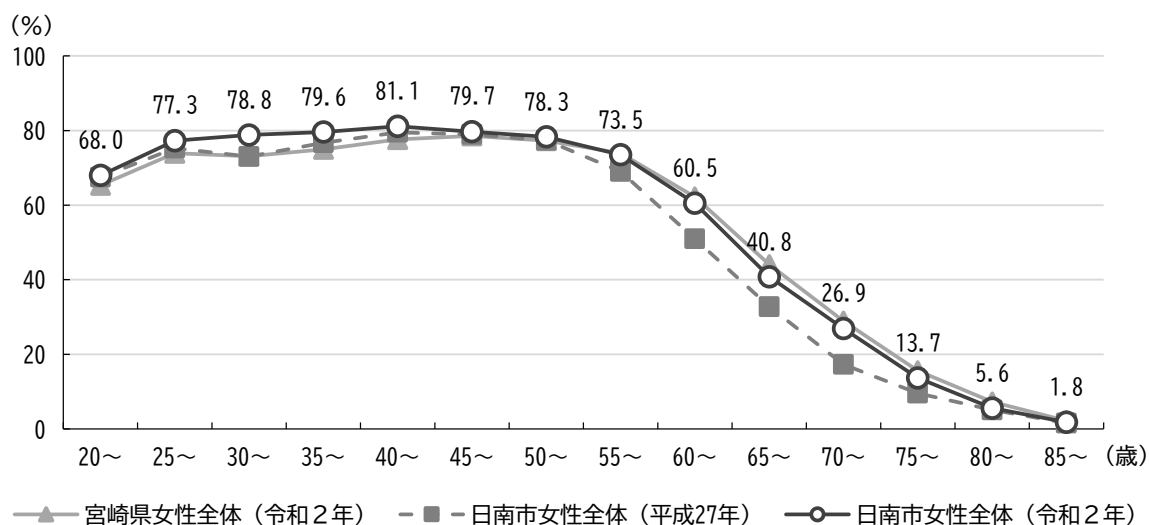
(8) 女性の就労の状況

国は、仕事と子育ての両立に向けて、出産・育児期の女性の就業率の落ち込みをなくし、働きながら子育てを行うことができる社会づくりを目指しています。

本市における女性の就業率は、20歳～44歳までは県より高い割合で推移し、45歳～50歳代では県と同程度で推移していますが、55歳以降については県平均より低くなっています。

一方、平成27年の値と比較すると、ほとんどの年齢層において就業率の増加がみられます。

■女性の年齢別就業率



資料：国勢調査



2. 「日南市子ども・子育て支援事業計画」の実施状況

(1) 教育・保育

「第2期日南市子ども・子育て支援事業計画」における教育・保育の数値目標と実施状況は次のとおりです。

■教育・保育の目標と実績（日南市全体）

	単位	計画目標 (令和5年度)	実績 (令和5年度)
1号認定	人	87	152
2号認定	人	884	1,052
3号認定	人	547	466

■教育・保育の目標と実績（飫肥・酒谷・吾田・油津・東郷・鶴戸区域）

	単位	計画目標 (令和5年度)	実績 (令和5年度)
1号認定	人	68	125
2号認定	人	685	852
3号認定	人	422	388

■教育・保育の目標と実績（細田・南郷・榎原区域）

	単位	計画目標 (令和5年度)	実績 (令和5年度)
1号認定	人	15	27
2号認定	人	164	152
3号認定	人	98	66

■教育・保育の目標と実績（北郷区域）

	単位	計画目標 (令和5年度)	実績 (令和5年度)
1号認定	人	4	0
2号認定	人	35	48
3号認定	人	27	12

※認定区分について

1号認定とは、保育の必要性を受けない、幼稚園や認定こども園の短時間利用の児童を指し、2号認定とは、保育の必要がある3～5歳児、3号認定とは保育の必要がある0～2歳児で、いずれも保育所や認定こども園の長時間利用の児童を指します。

(2) 地域子ども・子育て支援事業

「第2期日南市子ども・子育て支援事業計画」における地域子ども・子育て支援事業の数値目標と実施状況は次のとおりです。

■地域子ども・子育て支援事業の目標と実績

		単位	計画目標 (令和5年度)	実績 (令和5年度)
利用者支援事業		か所	1	1
時間外保育事業		人	357	285
		か所	14	14
放課後児童健全育成事業		人	917	719
地域子育て支援拠点事業		か所	4	5
一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象）		人日	26,000	18,968
一時預かり事業 （その他）	在園児対象型除く	人日	1,400	784
	子育て援助活動支援事業 （病児・緊急対応強化事業除く）	人日	300	284
	子育て短期支援事業 （トワイライトステイ）	人日	0	-
病児保育事業	病児保育事業	人日	600	763
	子育て援助活動支援事業 （病児・緊急対応強化事業）	人日	-	-
子育て援助活動支援事業		人日	260	123
妊婦に対する健康診査		か所	4	4
		人	2	2
乳児家庭全戸訪問事業		か所	1	1
		人	2	2
養育支援訪問事業		か所	2	1
		人	10	9

3. 市民やこどもの意見

(1) 各種調査の概要

本計画の策定にあたり、教育・保育・子育て支援に関する保護者のニーズや、こどもの生活状況、若者の意向などを調査するアンケートを5種実施しました。令和6年7月～9月に実施しました。

■調査の概要

調査区分		内容	
ニーズ調査	調査対象者	市内在住の未就学児童の保護者 (無作為抽出)	市内在住の就学児童の保護者 (無作為抽出)
	調査期間	令和6年7月26日(金) ～8月9日(金)	令和6年7月22日(月) ～9月4日(水)
	調査方法	認定こども園及び保育所 配布・回収による本人記入方式	学校配布・回収による本人記入方式
	配布数	1,400 件	600 件
	有効回収数	821 件	396 件
	有効回収率	58.6%	66.0%
こどもの生活状況調査	調査対象者	市内在住の小学5年生の児童・ 中学2年生の生徒全員	市内在住の小学5年生の児童・ 中学2年生の生徒の保護者
	調査期間	令和6年7月22日(月) ～9月4日(水)	令和6年7月22日(月) ～9月4日(水)
	調査方法	学校配布・回収による本人記入方式	学校配布・回収による本人記入方式
	配布数	780 件	780 件
	有効回収数	605 件	608 件
	有効回収率	77.6%	77.9%
こども・若者の生活や 意識に関する調査	調査対象者	市内在住の高校生世代から若者世代 (39歳まで)	
	調査期間	令和6年7月26日(金) ～8月9日(金)	
	調査方法	学校配布・回収による本人記入方式	
	配布数	1,500 件	
	有効回収数	484 件	
	有効回収率	32.3%	

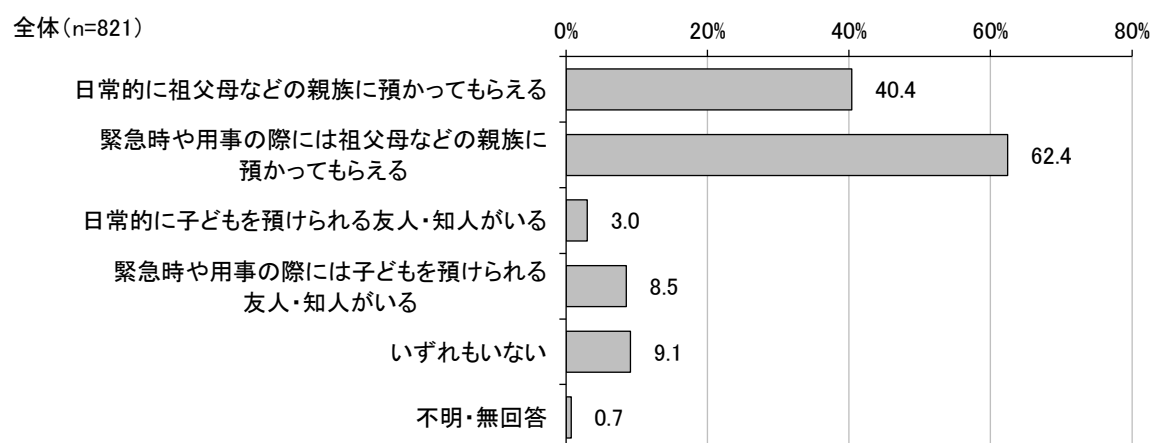
(2) 各種調査から見られる意見

各種調査の結果から見られる市民やこどもの意見は以下の通りです。

①ニーズ調査（未就学児童保護者）

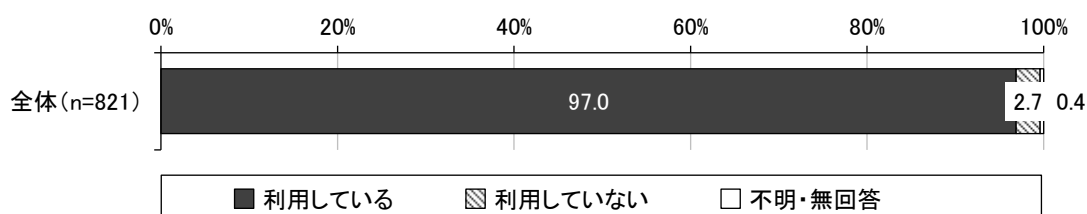
日頃、あて名のお子さんを預かってもらえる人はいますか。（あてはまる番号全てに○）

「緊急時や用事の際には祖父母などの親族に預かってもらえる」が62.4%と最も高く、次いで「日常的に祖父母などの親族に預かってもらえる」が40.4%、「いずれもない」が9.1%となっています。



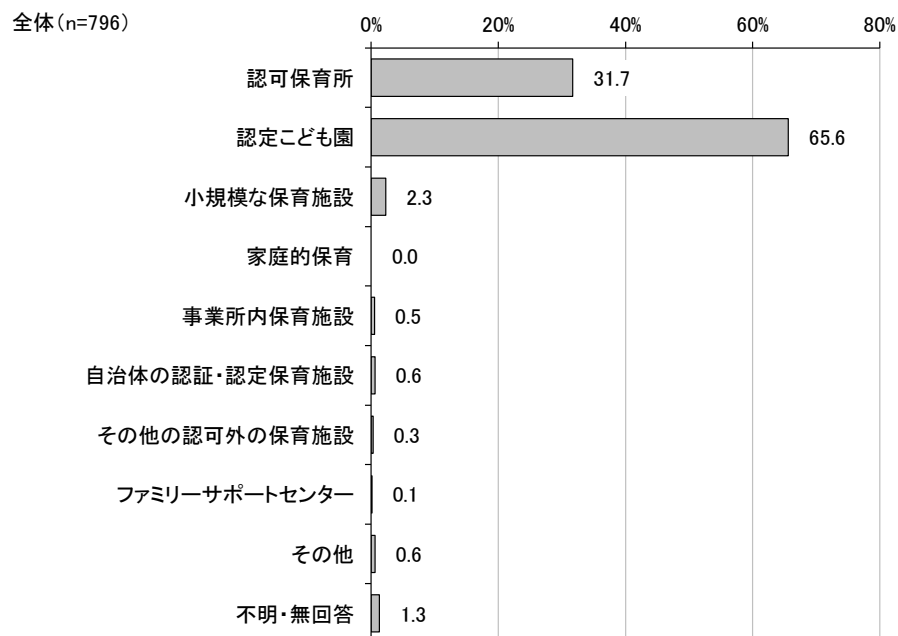
お子さんは現在、下の「問8－1」にある認定こども園や保育所などの「定期的な教育・保育の事業」を利用されていますか。（1つに○）

「利用している」が97.0%と、「利用していない」の2.7%を上回っています。



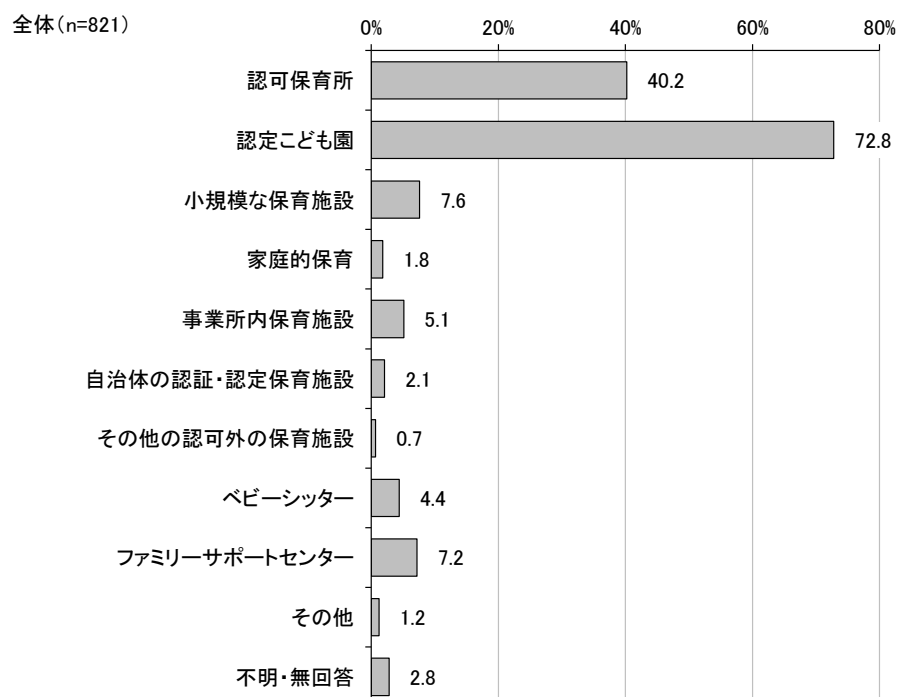
お子さんは、平日どのような教育・保育の事業を利用していますか。年間を通じて「定期的に」利用している事業をお答えください。（あてはまる番号全てに○）

「認定こども園」が65.6%と最も高く、次いで「認可保育所」が31.7%、「小規模な保育施設」が2.3%となっています。



現在、利用している、利用していないにかかわらず、お子さんの平日の教育・保育の事業として、「定期的に」利用したい事業をお答えください。（あてはまる番号全てに○）

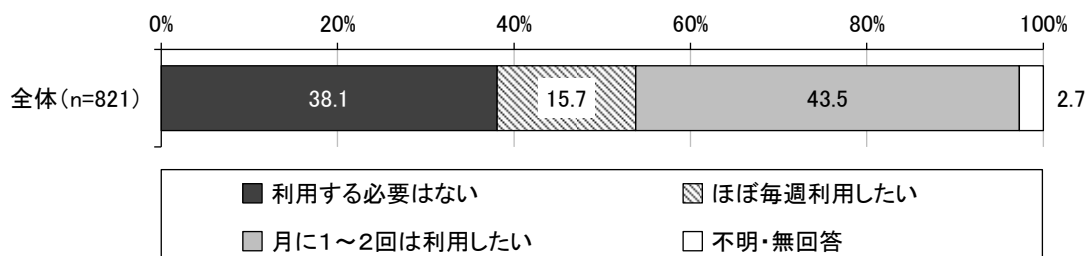
「認定こども園」が72.8%と最も高く、次いで「認可保育所」が40.2%、「小規模な保育施設」が7.6%となっています。



お子さんについて、土曜日と日曜日・祝日に、定期的な教育・保育事業の利用希望はありますか。(1つに○)

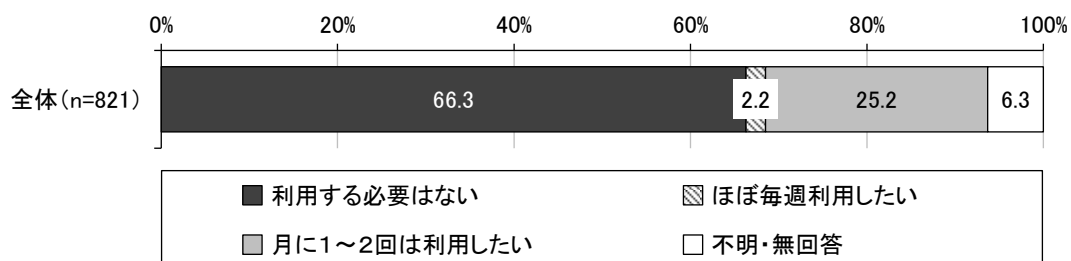
(1) 土曜日

「月に1～2回は利用したい」が43.5%と最も高く、次いで「利用する必要はない」が38.1%、「ほぼ毎週利用したい」が15.7%となっています。



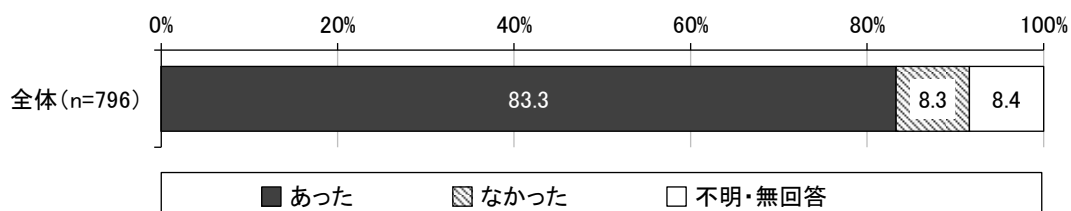
(2) 日曜日・祝日

「利用する必要はない」が66.3%と最も高く、次いで「月に1～2回は利用したい」が25.2%、「ほぼ毎週利用したい」が2.2%となっています。



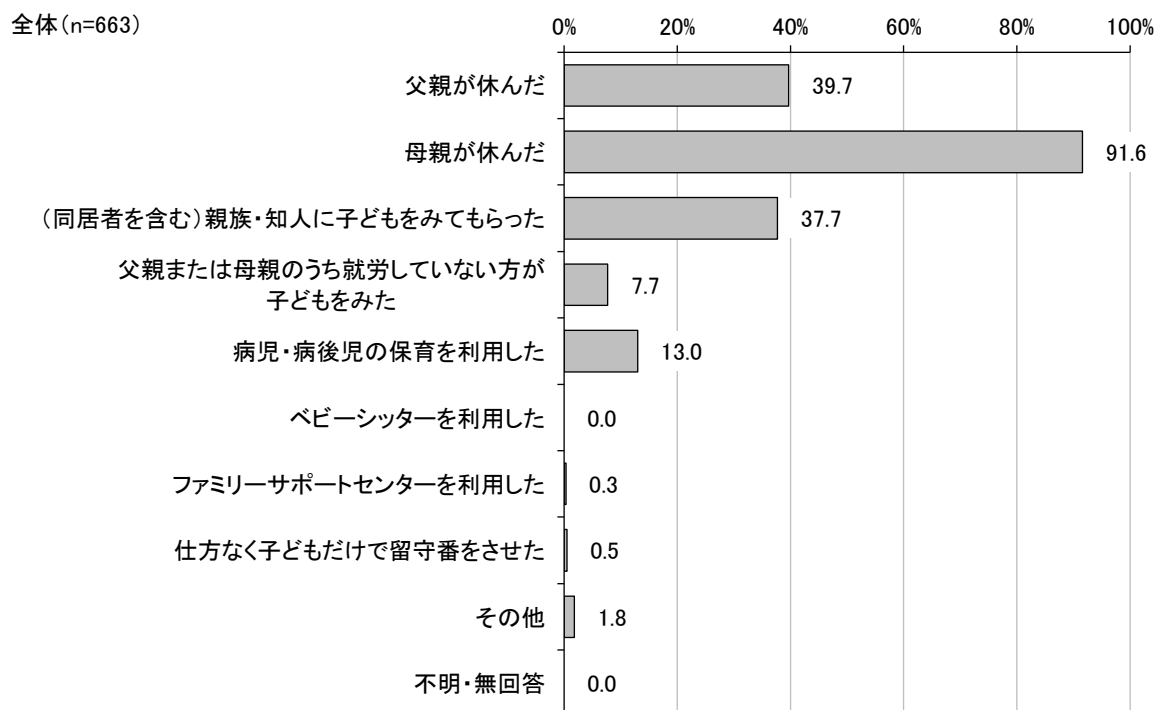
この1年間に、お子さんが病気やケガで、教育・保育事業を利用できなかったことがありますか。(1つに○)

「あった」が83.3%と、「なかった」の8.3%を上回っています。



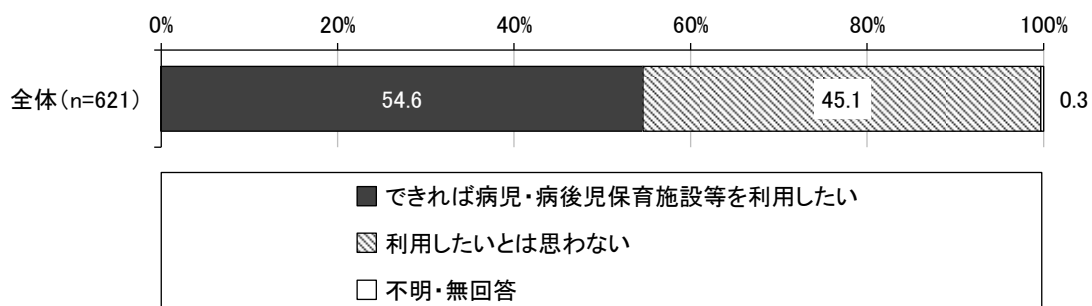
お子さんが病気やケガで、利用している教育・保育事業が利用できなかった場合に、この1年間、どのような対処をしましたか。(あてはまる番号全てに○)

「母親が休んだ」が91.6%と最も高く、次いで「父親が休んだ」が39.7%、「(同居者を含む)親族・知人に子どもをみてもらった」が37.7%となっています。



その際、「できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したい」と思いましたか。(1つに○)

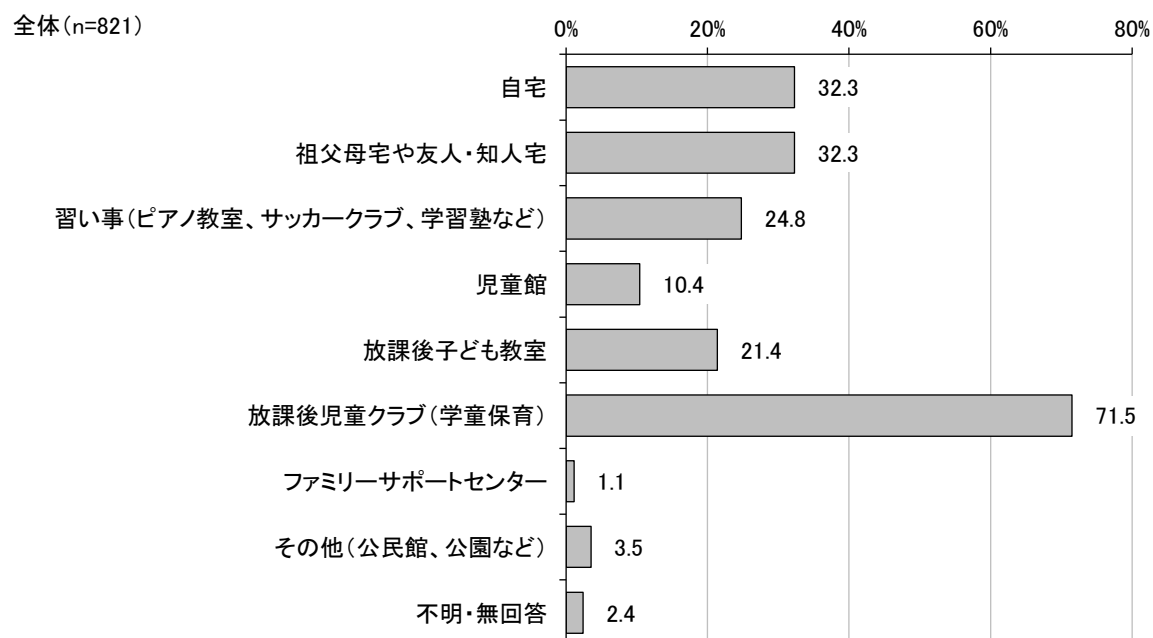
「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」が54.6%と、「利用したいとは思わない」の45.1%を上回っています。



お子さんが小学校に入学した後、放課後（平日の小学校終了後と土曜日）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。（あてはまる番号全てに○）

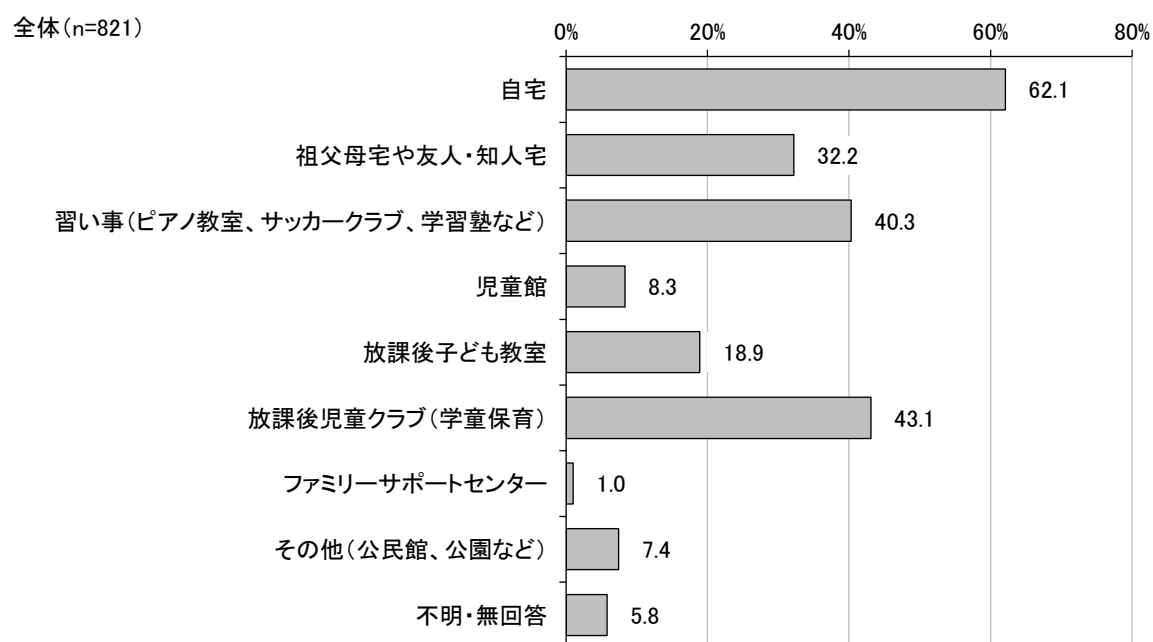
（１）低学年（１～３年生）

「放課後児童クラブ（学童保育）」が 71.5%と最も高く、次いで「自宅」「祖父母宅や友人・知人宅」が 32.3%となっています。



（２）高学年（４～６年生）

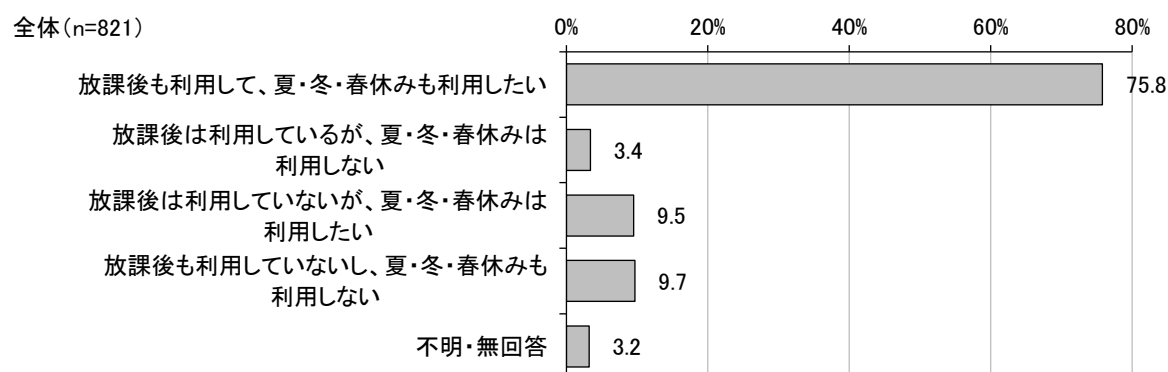
「自宅」が 62.1%と最も高く、次いで「放課後児童クラブ（学童保育）」が 43.1%、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が 40.3%となっています。



学校が夏休みや冬休み、春休みなどの期間に、放課後児童クラブを利用したいという希望はありますか。（それぞれあてはまる番号全てに○）

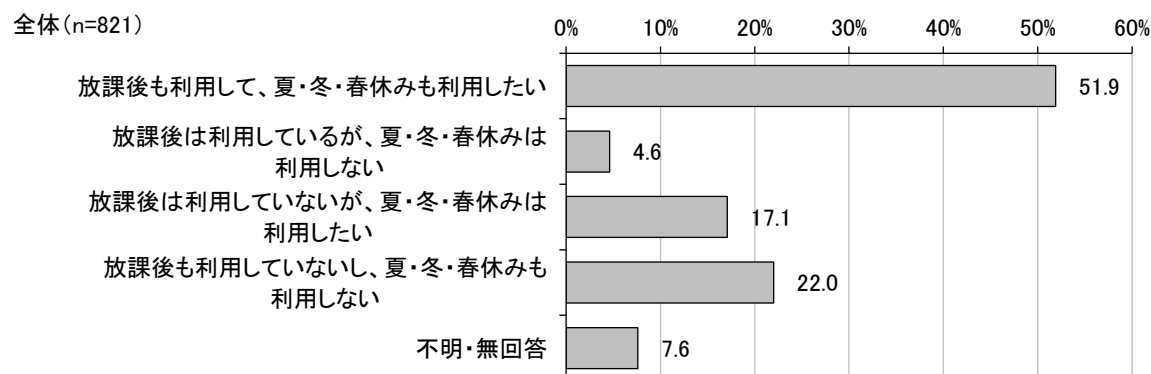
（１）低学年（１～３年生）

「放課後も利用して、夏・冬・春休みも利用したい」が75.8%と最も高く、次いで「放課後も利用していないし、夏・冬・春休みも利用しない」が9.7%、「放課後は利用していないが、夏・冬・春休みは利用したい」が9.5%となっています。



（２）高学年（４～６年生）

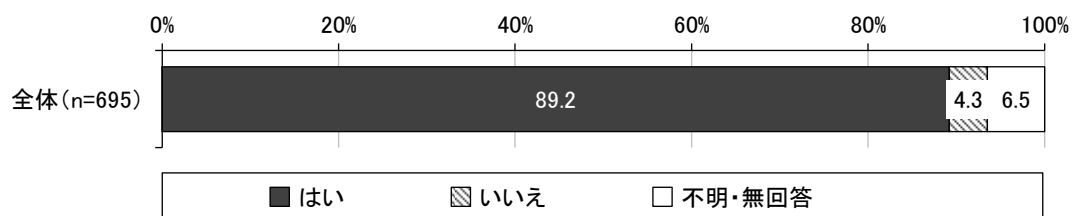
「放課後も利用して、夏・冬・春休みも利用したい」が51.9%と最も高く、次いで「放課後も利用していないし、夏・冬・春休みも利用しない」が22.0%、「放課後は利用していないが、夏・冬・春休みは利用したい」が17.1%となっています。



(前設問で利用したい人)

給食サービス（有料）があれば、給食サービスを利用しますか。（1つに○）

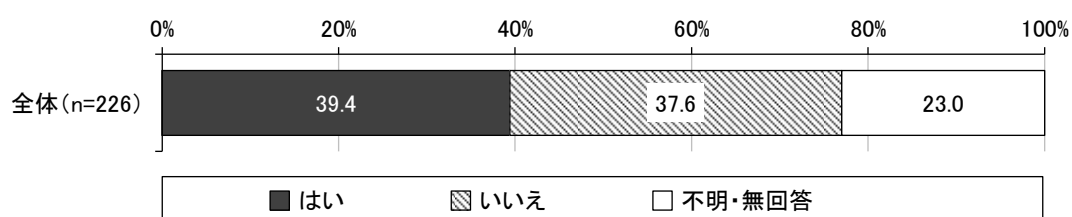
「はい」が89.2%と、「いいえ」の4.3%を上回っています。



(前設問で利用したくない人)

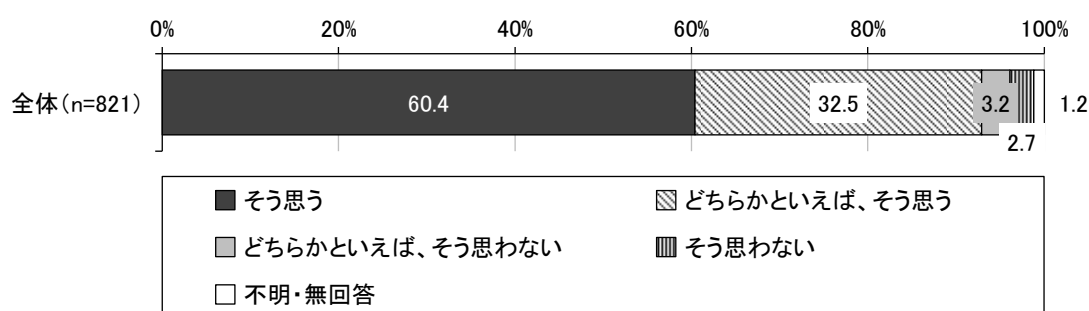
給食サービス（有料）があれば、放課後児童クラブを利用したいですか。（1つに○）

「はい」が39.4%と、「いいえ」の37.6%を上回っています。



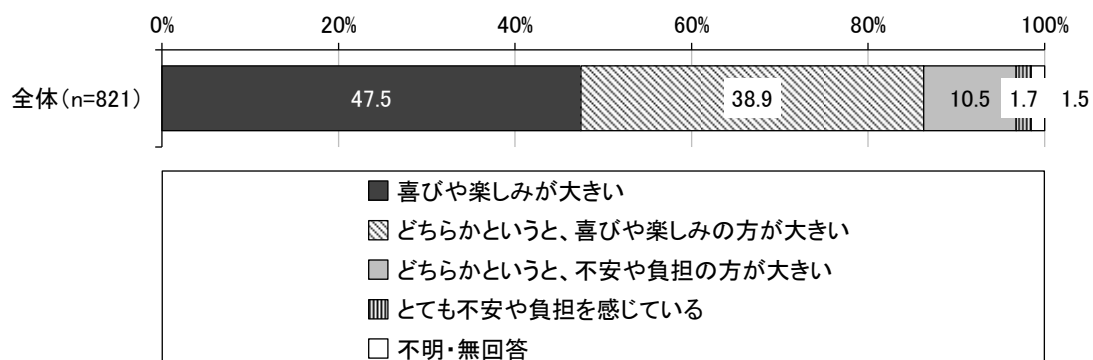
あなたは、現在、幸せだと思いますか。（1つに○）

「そう思う」が60.4%と最も高く、次いで「どちらかといえば、そう思う」が32.5%、「どちらかといえば、そう思わない」が3.2%となっています。



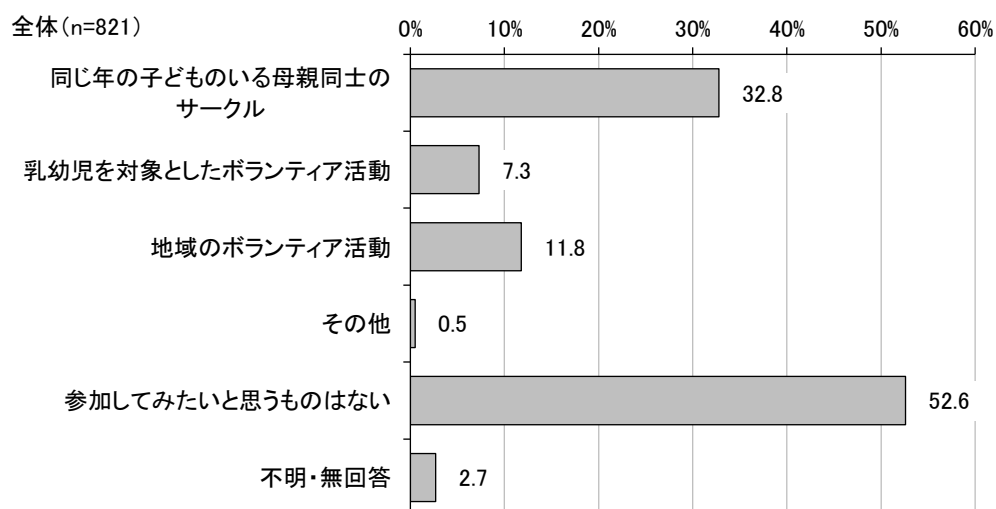
子育てをどのように感じていますか。(1つに○)

「喜びや楽しみが大きい」が47.5%と最も高く、次いで「どちらかという、喜びや楽しみの方が大きい」が38.9%、「どちらかという、不安や負担の方が大きい」が10.5%となっています。



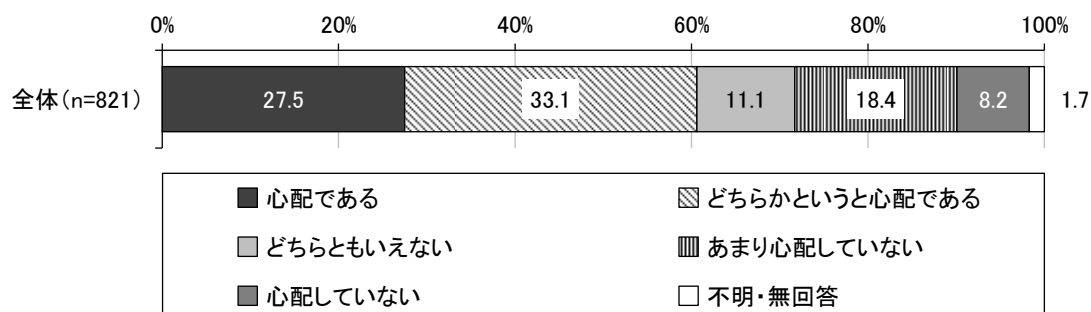
以下の活動について、参加してみたいと思うものはありますか。(あてはまる番号全てに○)

「参加してみたいと思うものはない」が52.6%と最も高く、次いで「同じ年の子どものいる母親同士のサークル」が32.8%、「地域のボランティア活動」が11.8%となっています。



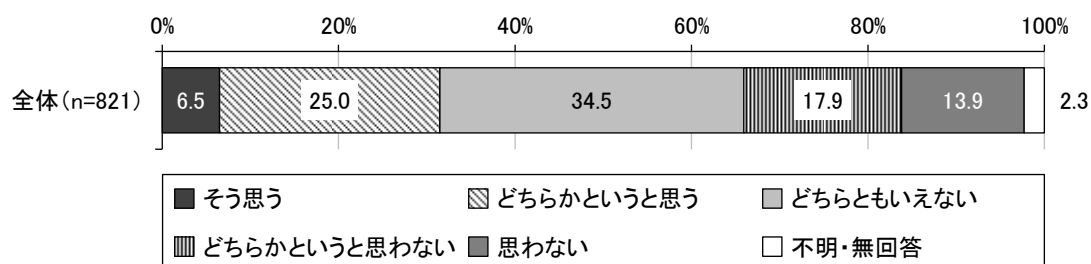
お子さんが小学校に進学する際、学校に馴染むまでに時間がかかる問題（「小1 プロブレム」や「小1 問題」と言われています）を心配していますか。（1 つに○）

「どちらかという心配である」が 33.1%と最も高く、次いで「心配である」が 27.5%、「あまり心配していない」が 18.4%となっています。



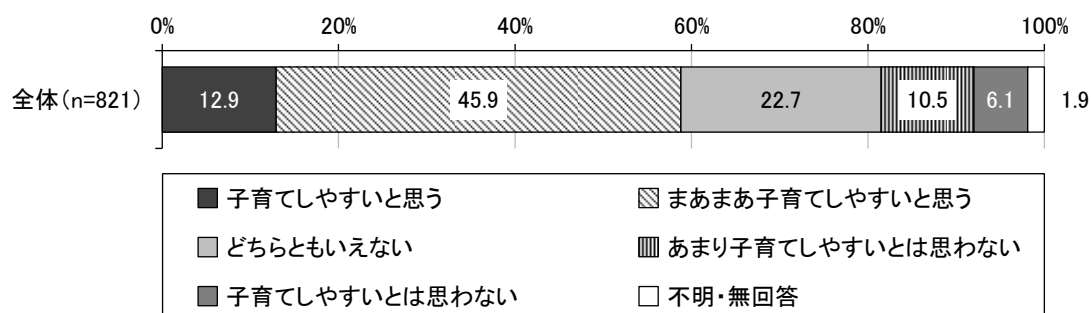
子どもや親が安心して外出できる環境（子どもの遊び場や公園等）になっていると思いますか。（1 つに○）

「どちらともいえない」が 34.5%と最も高く、次いで「どちらかというと思う」が 25.0%、「どちらかというと思わない」が 17.9%となっています。



あなたのお住まいの地区は、子育てのしやすい環境だと感じますか。（1 つに○）

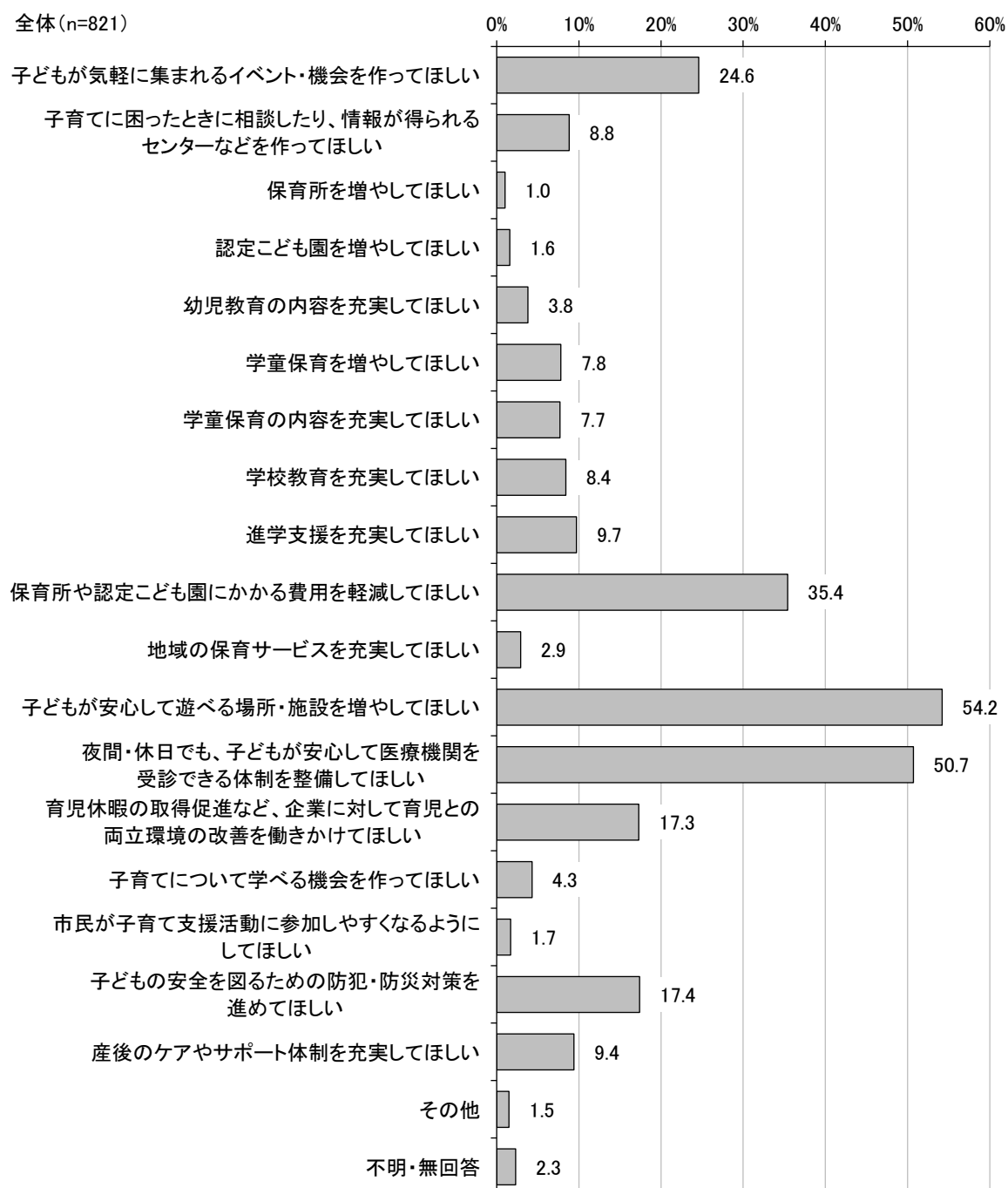
「まあまあ子育てしやすいと思う」が 45.9%と最も高く、次いで「どちらともいえない」が 22.7%、「子育てしやすいと思う」が 12.9%となっています。



市の母子保健サービスや子育て支援について特に期待することはありますか。

(主な番号3つまでに○)

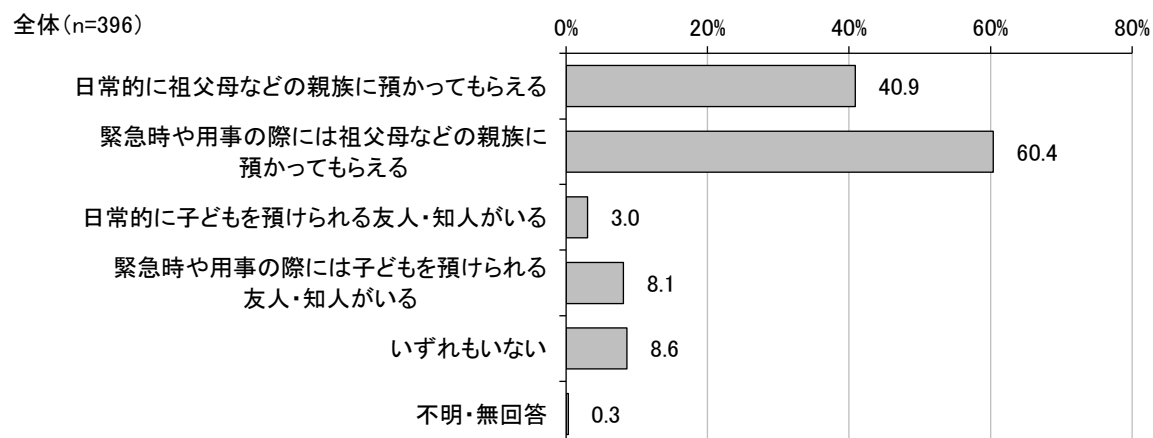
「子どもが安心して遊べる場所・施設を増やしてほしい」が54.2%と最も高く、次いで「夜間・休日でも、子どもが安心して医療機関を受診できる体制を整備してほしい」が50.7%、「保育所や認定こども園にかかる費用を軽減してほしい」が35.4%となっています。



②ニーズ調査（就学児童保護者）

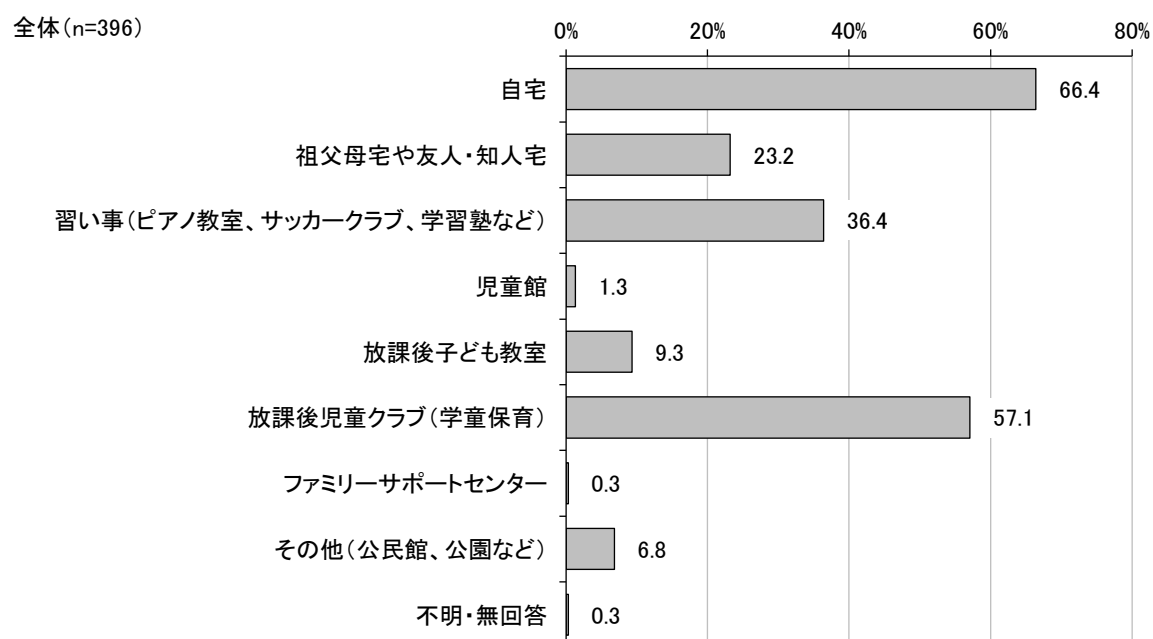
日頃、あて名のお子さんを預かってもらえる人はいますか。（あてはまる番号全てに○）

「緊急時や用事の際には祖父母などの親族に預かってもらえる」が60.4%と最も高く、次いで「日常的に祖父母などの親族に預かってもらえる」が40.9%、「いずれもない」が8.6%となっています。



お子さんについて、放課後（平日の小学校終了後と土曜日）の時間をどのような場所で過ごしていますか。（あてはまる番号全てに○）

「自宅」が66.4%と最も高く、次いで「放課後児童クラブ（学童保育）」が57.1%、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が36.4%となっています。

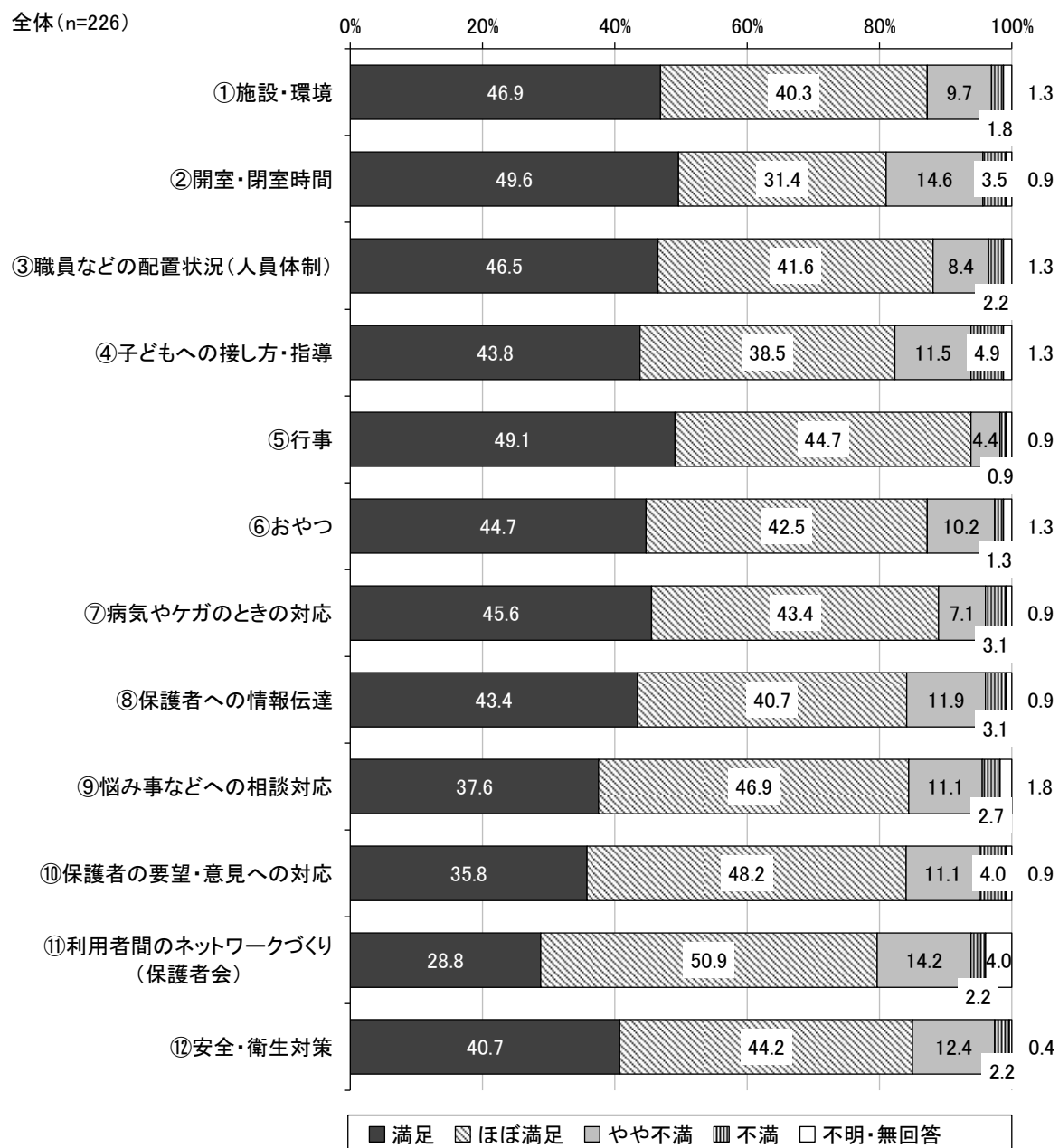


放課後児童クラブにおける次の項目に対して、どのように感じていますか。

(項目ごとに、あてはまる番号1つに○)

『満足』(「満足」と「ほぼ満足」の計)では[⑤行事]が9割台と高くなっています。

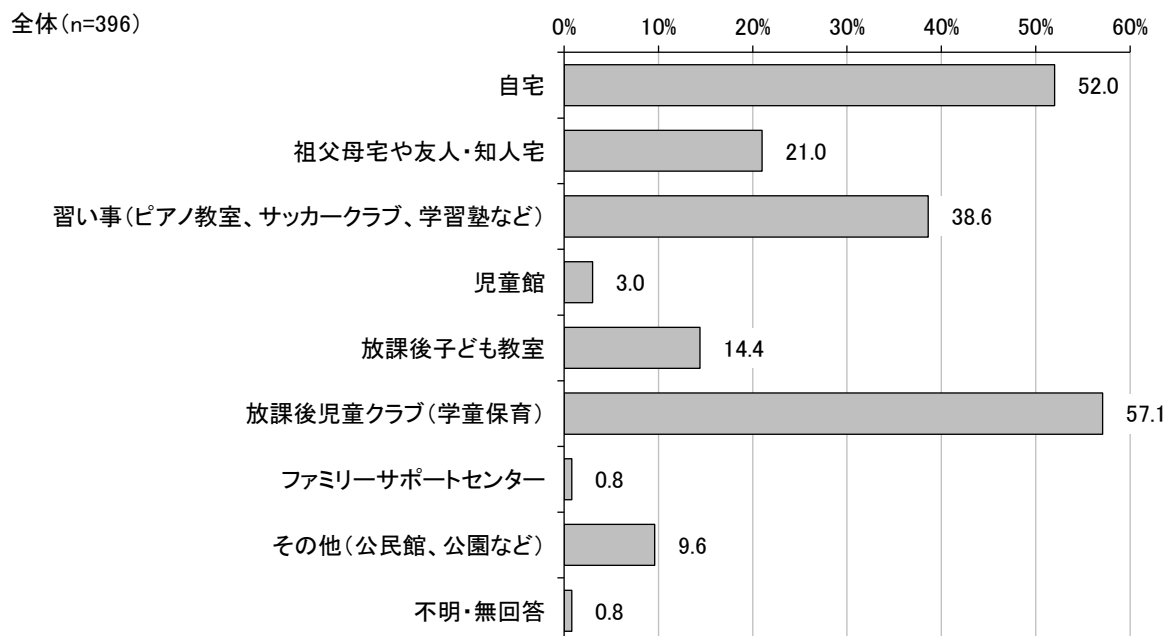
『不満』(「不満」と「やや不満」の計)では[②開室・閉室時間]が約2割と高くなっています。



お子さんについて、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。（それぞれあてはまる番号全てに○）

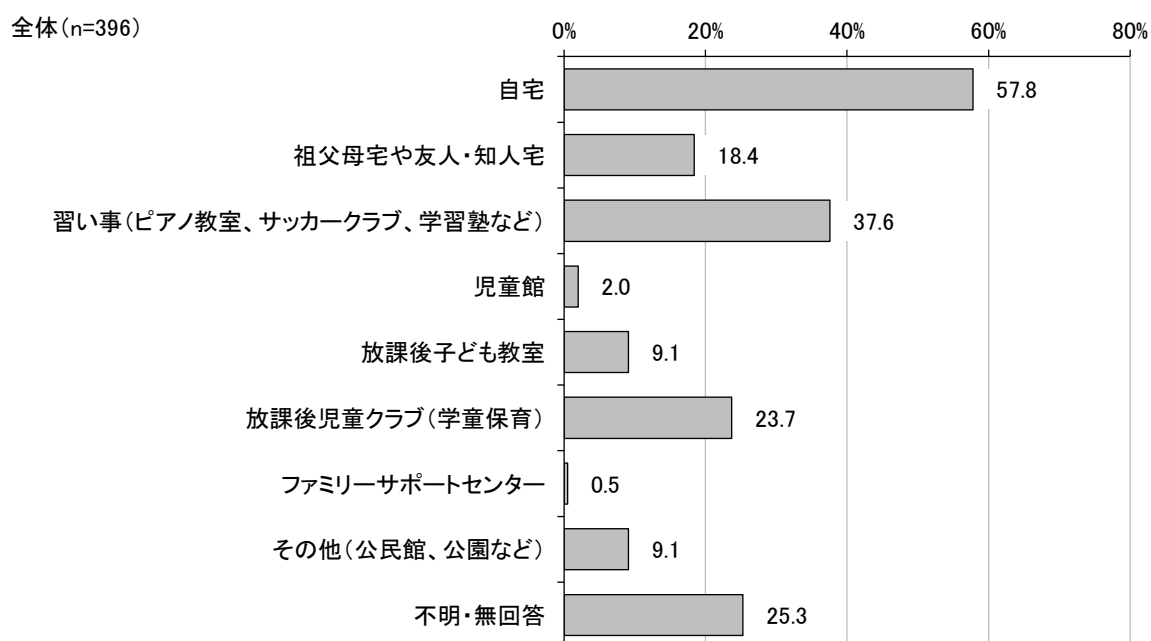
（１）低学年（１～３年生）

「放課後児童クラブ（学童保育）」が 57.1%と最も高く、次いで「自宅」が 52.0%、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が 38.6%となっています。



（２）高学年（４～６年生）

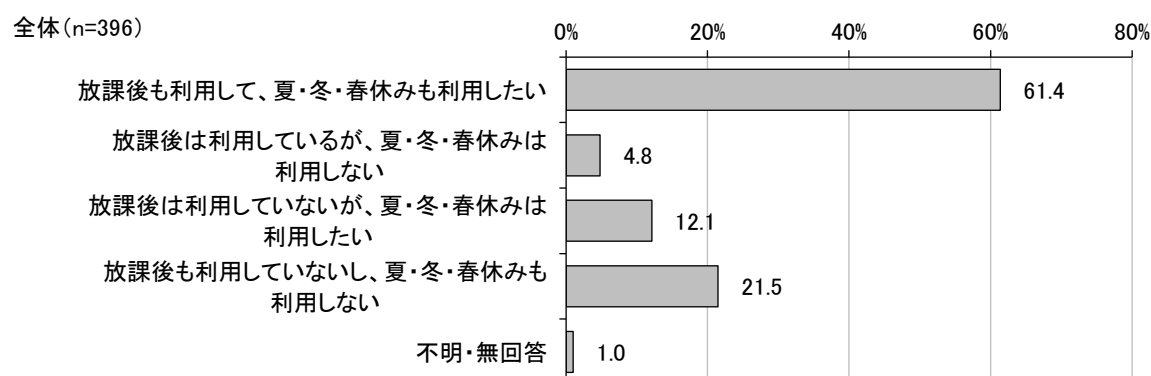
「自宅」が 57.8%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が 37.6%、「放課後児童クラブ（学童保育）」が 23.7%となっています。



学校が夏休みや冬休み、春休みなどの期間に、放課後児童クラブを利用したいという希望はありますか。（それぞれあてはまる番号全てに○）

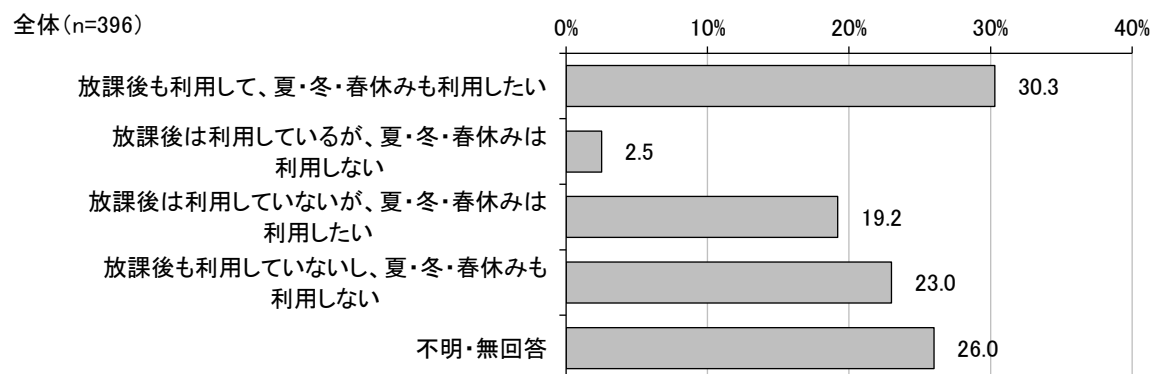
（１）低学年（１～３年生）

「放課後も利用して、夏・冬・春休みも利用したい」が 61.4%と最も高く、次いで「放課後も利用していないし、夏・冬・春休みも利用しない」が 21.5%、「放課後は利用していないが、夏・冬・春休みは利用したい」が 12.1%となっています。



（２）高学年（４～６年生）

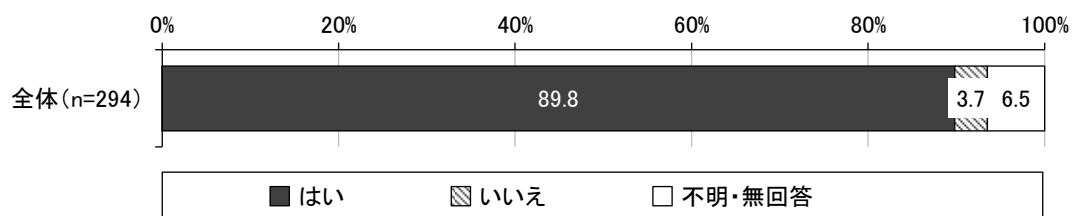
「放課後も利用して、夏・冬・春休みも利用したい」が 30.3%と最も高く、次いで「放課後も利用していないし、夏・冬・春休みも利用しない」が 23.0%、「放課後は利用していないが、夏・冬・春休みは利用したい」が 19.2%となっています。



（前の設問で利用したい人）

給食サービス（有料）があれば、給食サービスを利用しますか。（1つに○）

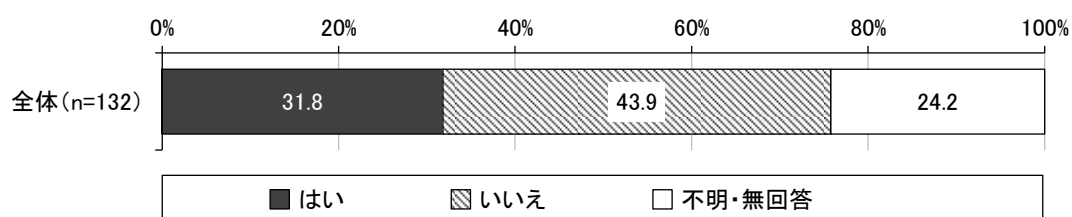
「はい」が89.8%と、「いいえ」の3.7%を上回っています。



（前の設問で利用しない人）

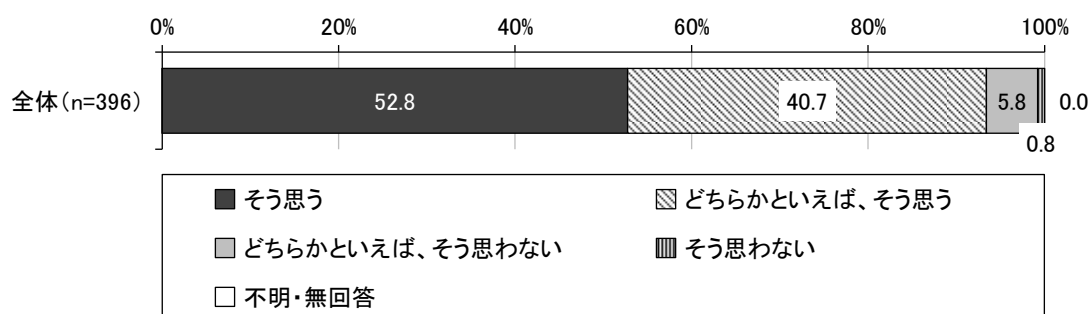
給食サービス（有料）があれば、放課後児童クラブを利用したいですか。（1つに○）

「いいえ」が43.9%と、「はい」の31.8%を上回っています。



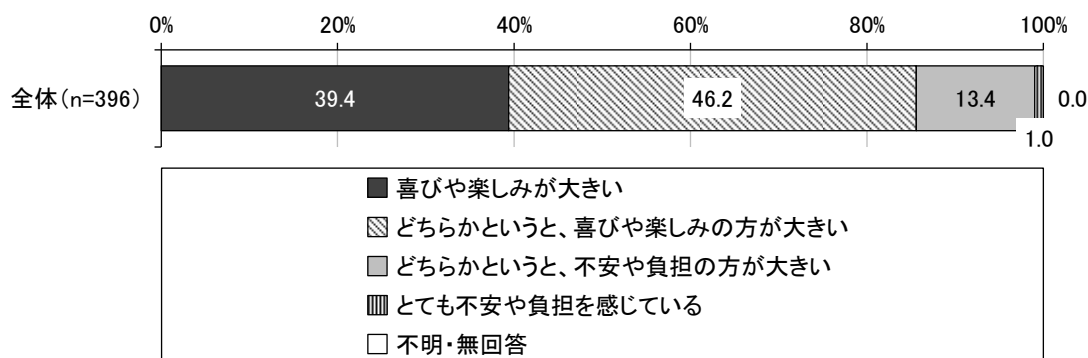
あなたは、現在、幸せだと思いますか。（1つに○）

「そう思う」が52.8%と最も高く、次いで「どちらかといえば、そう思う」が40.7%、「どちらかといえば、そう思わない」が5.8%となっています。



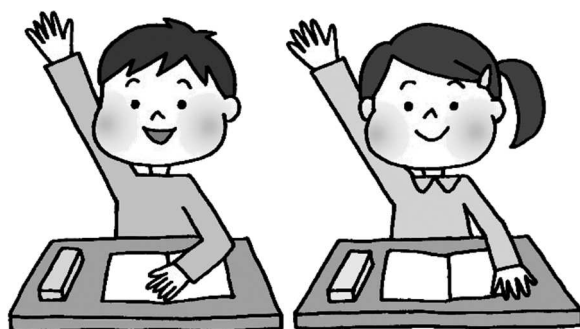
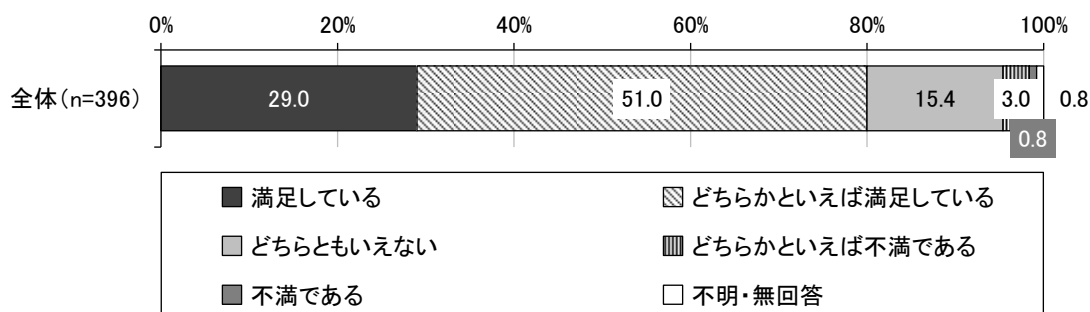
子育てをどのように感じていますか。(1つに○)

「どちらかというと、喜びや楽しみの方が大きい」が46.2%と最も高く、次いで「喜びや楽しみが大きい」が39.4%、「どちらかというと、不安や負担の方が大きい」が13.4%となっています。



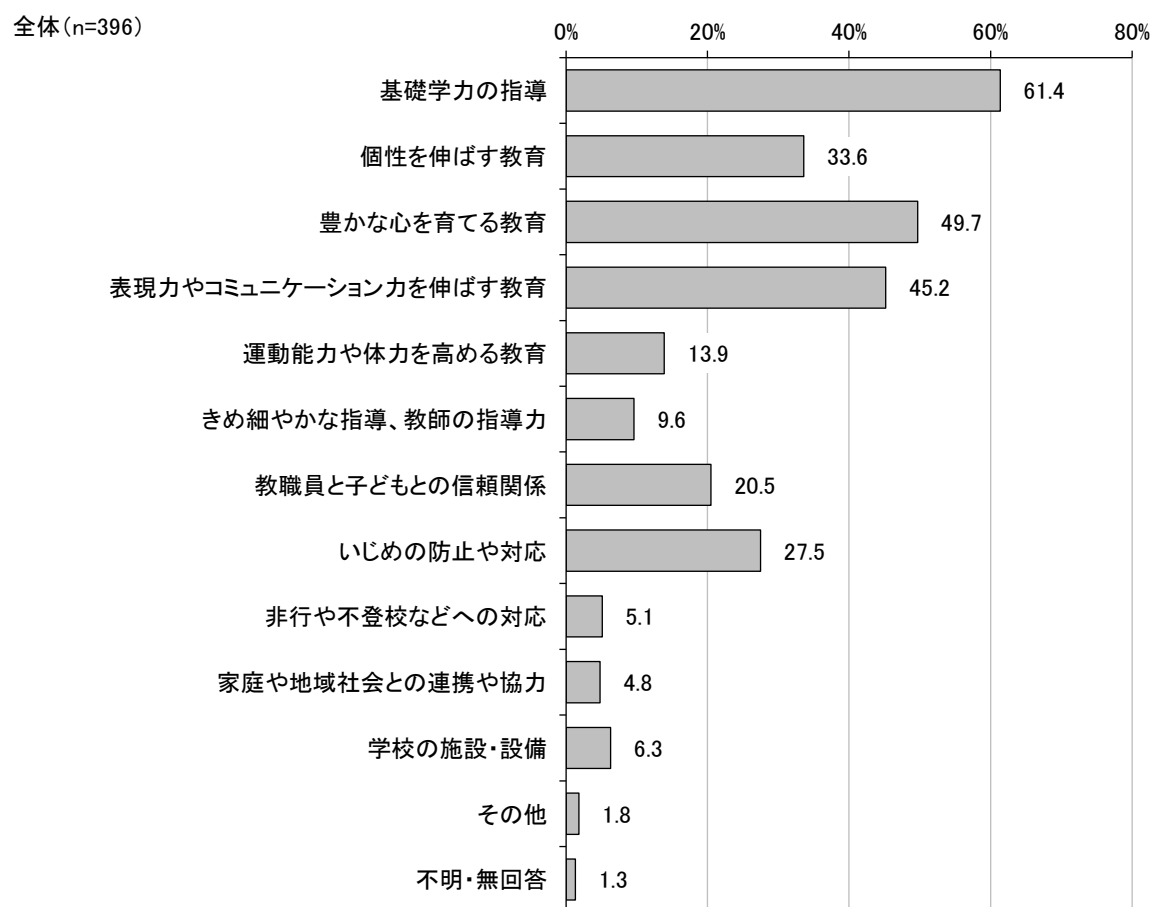
お子さんが通う小学校の教育について、全体としては満足していますか。(1つに○)

「どちらかといえば満足している」が51.0%と最も高く、次いで「満足している」が29.0%、「どちらともいえない」が15.4%となっています。



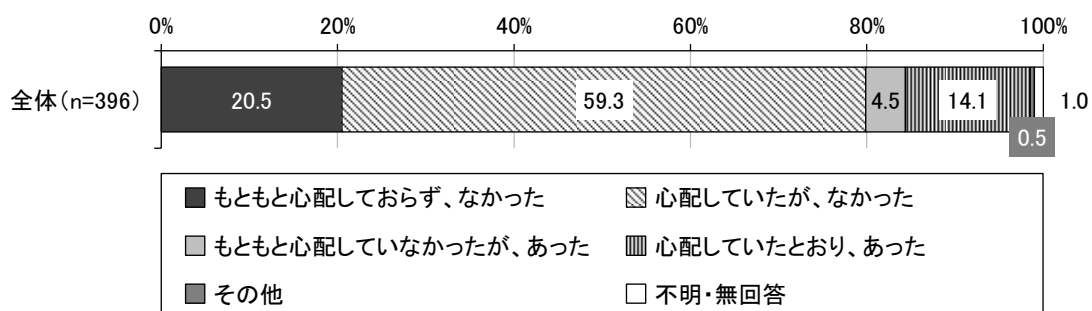
お子さんが通う小学校に特に期待することは、なんですか。（主な番号3つまでに○）

「基礎学力の指導」が 61.4%と最も高く、次いで「豊かな心を育てる教育」が 49.7%、「表現力やコミュニケーション力を伸ばす教育」が 45.2%となっています。



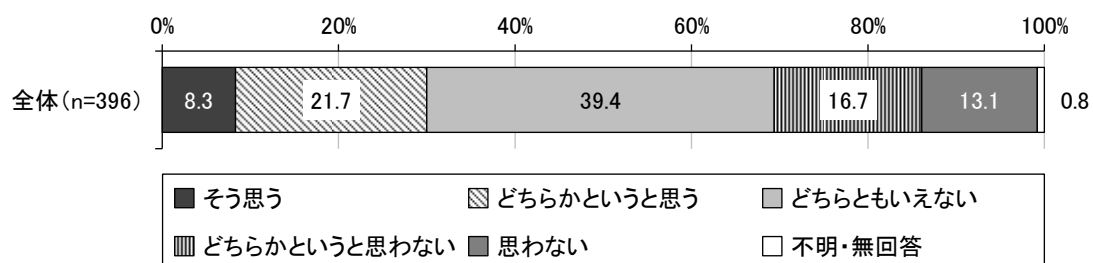
お子さんが小学校に進学した際、学校に馴染むまでに時間がかかる問題（「小1 プロBLEM」や「小1 問題」と言われています）はありましたか。（1つに○）

「心配していたが、なかった」が 59.3%と最も高く、次いで「もともと心配しておらず、なかった」が 20.5%、「心配していたとおり、あった」が 14.1%となっています。



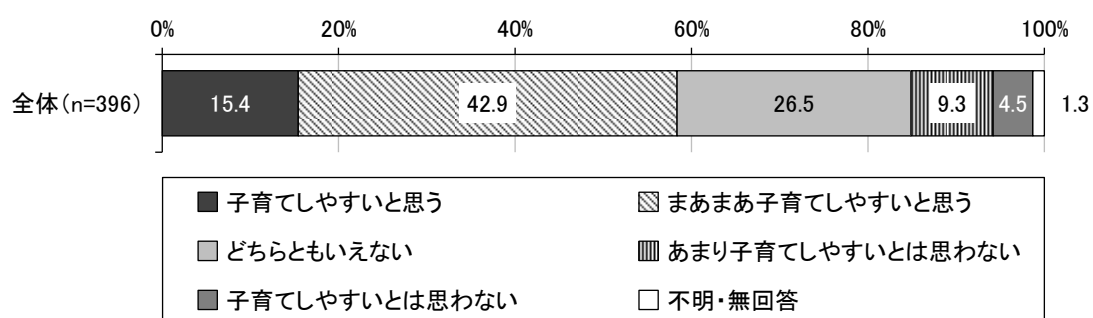
子どもや親が安心して外出できる環境（子どもの遊び場や公園等）になっていると思いますか。（1つに○）

「どちらともいえない」が39.4%と最も高く、次いで「どちらかというと思う」が21.7%、「どちらかというと思わない」が16.7%となっています。



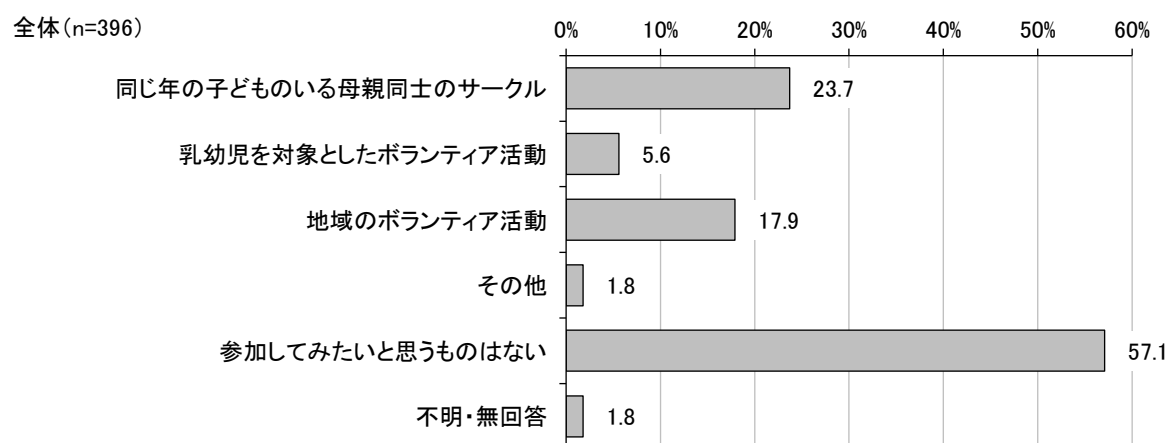
あなたのお住まいの地区は、子育てのしやすい環境だと感じますか。（1つに○）

「まあまあ子育てしやすいと思う」が42.9%と最も高く、次いで「どちらともいえない」が26.5%、「子育てしやすいと思う」が15.4%となっています。



以下の活動について、参加してみたいと思うものはありますか。（あてはまる番号全てに○）

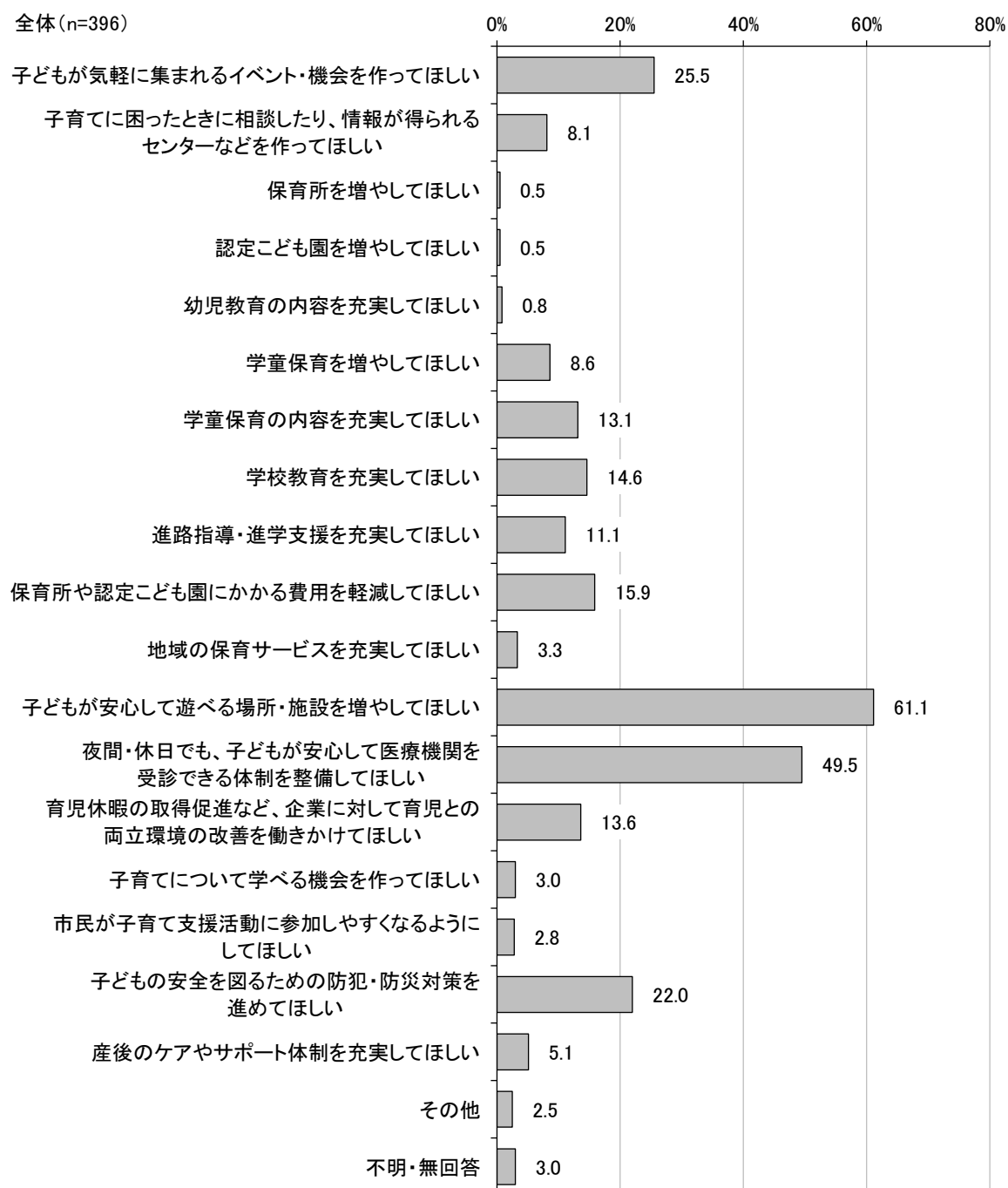
「参加してみたいと思うものはない」が57.1%と最も高く、次いで「同じ年の子どものいる母親同士のサークル」が23.7%、「地域のボランティア活動」が17.9%となっています。



市の母子保健サービスや子育て支援について特に期待することはありますか。

(主な番号3つまでに○)

「子どもが安心して遊べる場所・施設を増やしてほしい」が61.1%と最も高く、次いで「夜間・休日でも、子どもが安心して医療機関を受診できる体制を整備してほしい」が49.5%、「子どもが気軽に集まれるイベント・機会を作してほしい」が25.5%となっています。



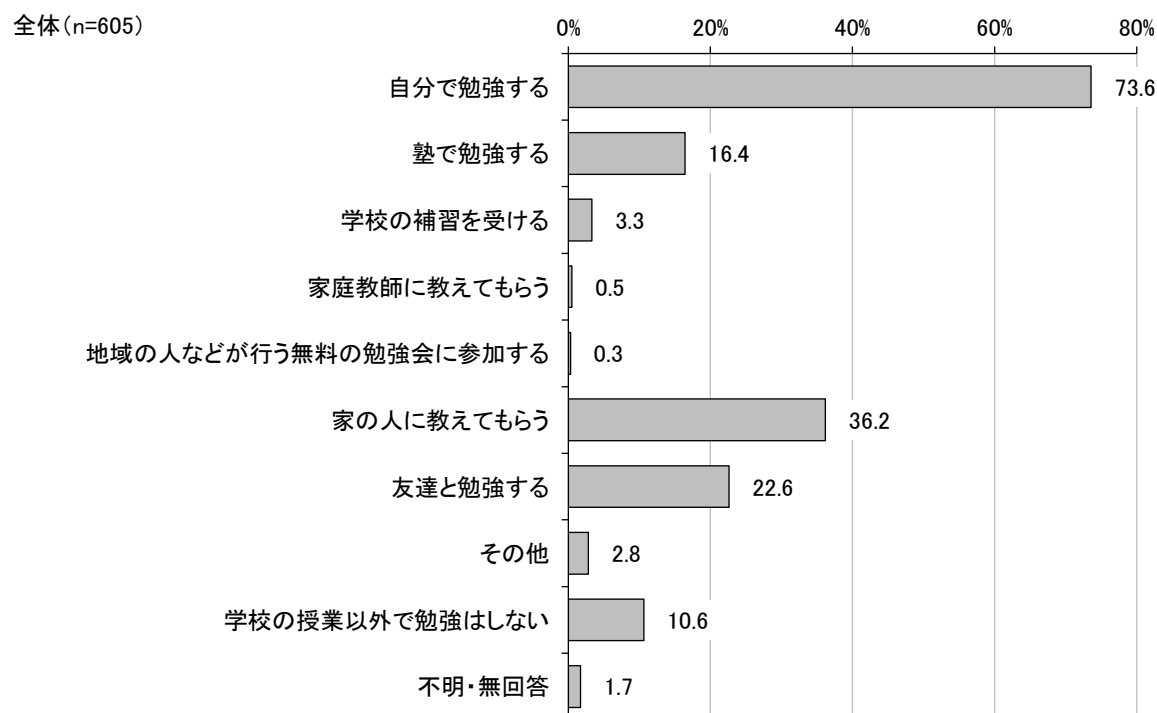
③こどもの生活状況調査（小5中2）

あなたは、ふだん学校の授業以外で、どのように勉強をしていますか。

（あてはまるものすべてに○）

「自分で勉強する」が73.6%と最も高く、次いで「家の人に教えてもらう」が36.2%、「友達と勉強する」が22.6%となっています。

所得段階別にみると、大きな差はみられません。



単位: %	自分で勉強する	塾で勉強する	学校の補習を受ける	家庭教師に教えてもらう	地域の人などが行う無料の勉強会に参加する	家の人に教えてもらう	友達と勉強する	その他	学校の授業以外で勉強はしない	不明・無回答
全体 (n=605)	73.6	16.4	3.3	0.5	0.3	36.2	22.6	2.8	10.6	1.7
所得段階Ⅰ (n=288)	77.1	18.8	2.8	0.3	0.3	39.9	26.0	3.5	8.3	0.7
所得段階Ⅱ (n=190)	72.1	14.7	3.2	0.5	0.0	34.2	20.5	2.1	13.7	1.1
所得段階Ⅲ (n=70)	71.4	8.6	2.9	0.0	1.4	37.1	17.1	1.4	12.9	1.4

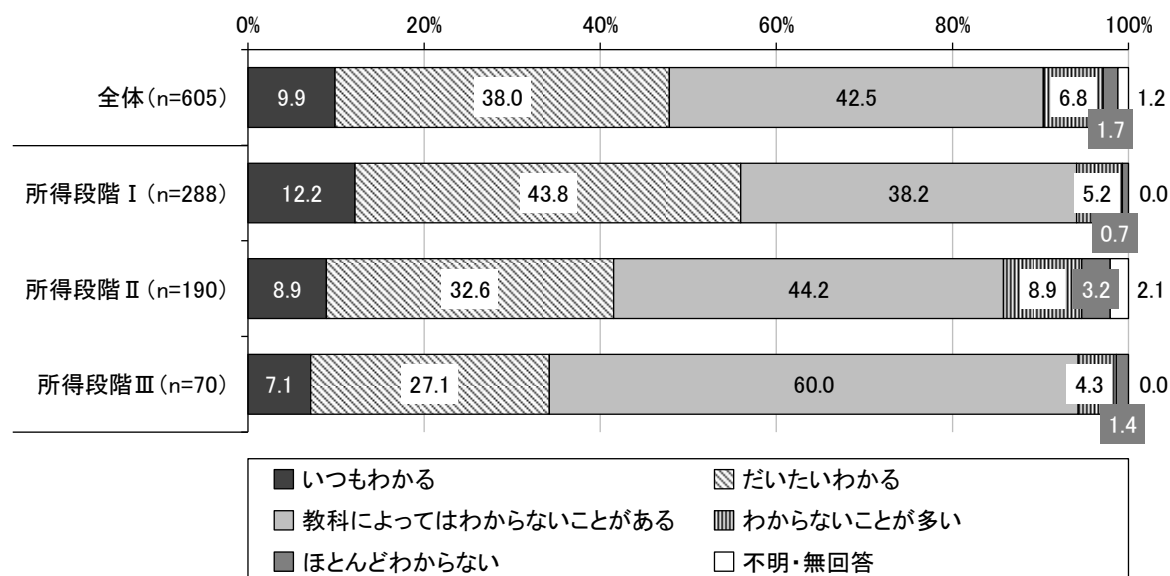
所得段階区分について

等価可処分所得を基に、全体の中央値以上（所得段階Ⅰ）、中央値の半分以上中央値未満（所得段階Ⅱ）、中央値の半分未満（所得段階Ⅲ）の3区分に分類。

あなたは、学校の授業がわからないことがありますか。(1つに○)

「教科によってはわからないことがある」が42.5%と最も高く、次いで「だいたいわかる」が38.0%、「いつもわかる」が9.9%となっています。

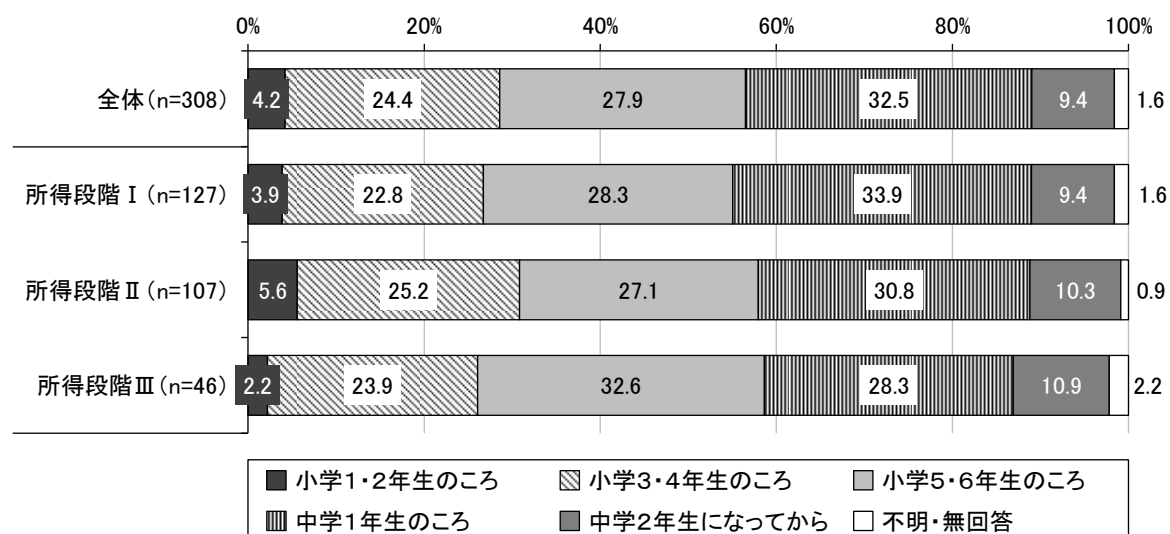
所得段階別にみると、所得段階が低いほど「教科によってはわからないことがある」が高く、「だいたいわかる」が低くなっています。



いつごろから、授業がわからないことがあるようになりましたか。(1つに○)

「中学1年生のころ」が32.5%と最も高く、次いで「小学5・6年生のころ」が27.9%、「小学3・4年生のころ」が24.4%となっています。

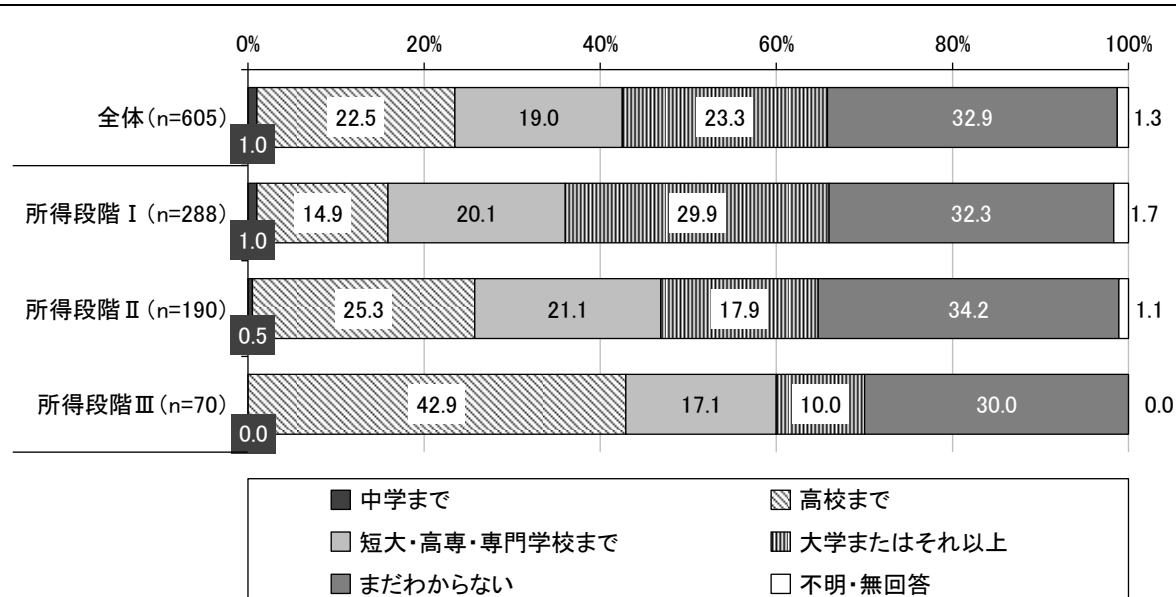
所得段階別にみると、大きな差はみられません。



あなたは、将来どの段階まで進学したいですか。（1つに○）

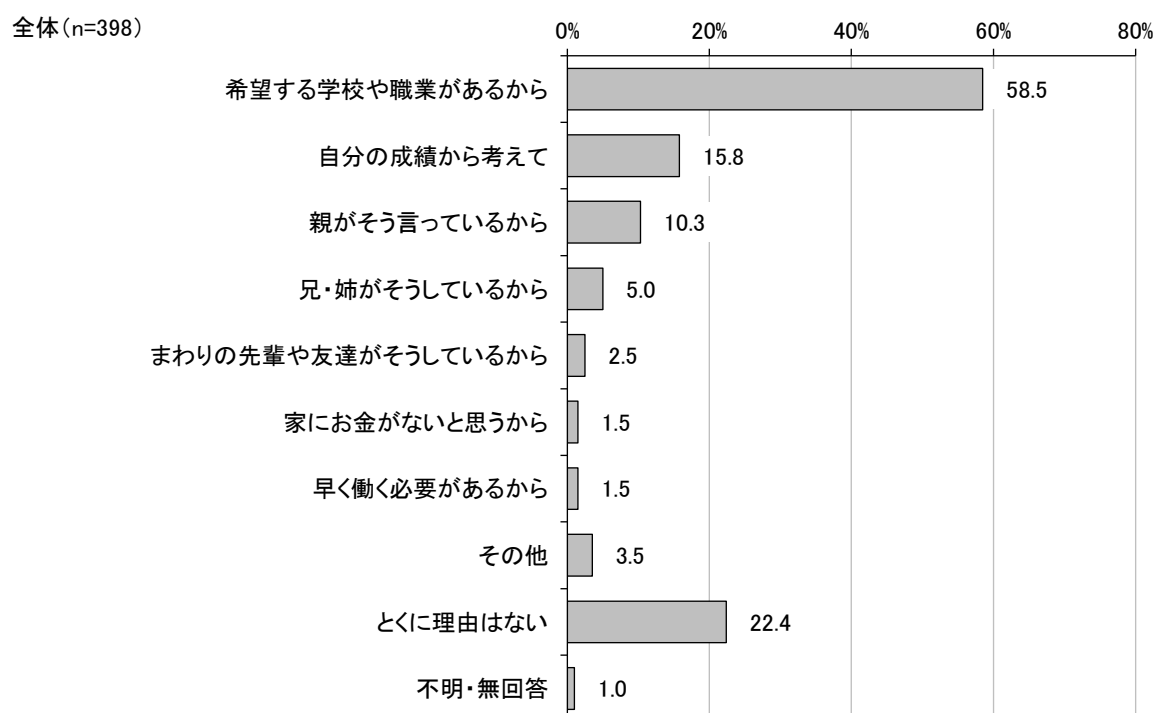
「まだわからない」が 32.9%と最も高く、次いで「大学またはそれ以上」が 23.3%、「高校まで」が 22.5%となっています。

所得段階別にみると、所得段階が低いほど「高校まで」が高く、「大学またはそれ以上」が低くなっています。



その理由は何ですか。（あてはまるものすべてに○）

「希望する学校や職業があるから」が 58.5%と最も高く、次いで「とくに理由はない」が 22.4%、「自分の成績から考えて」が 15.8%となっています。

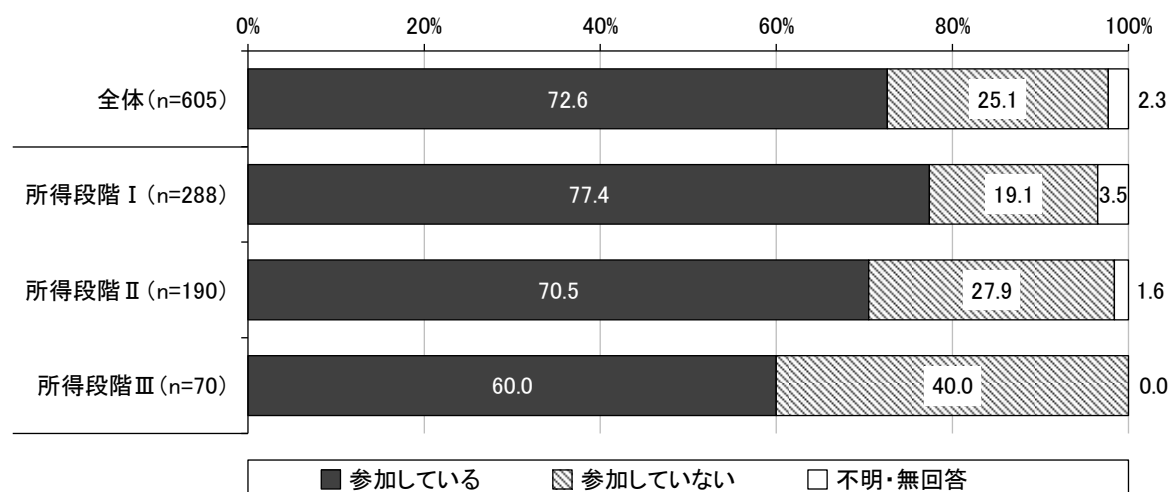


あなたは、地域のスポーツクラブや文化クラブ、学校の部活動に参加していますか。

(1つに○)

「参加している」が72.6%と、「参加していない」の25.1%を上回っています。

所得段階別にみると、所得段階が低いほど「参加していない」が高く、「参加している」が低くなっています。

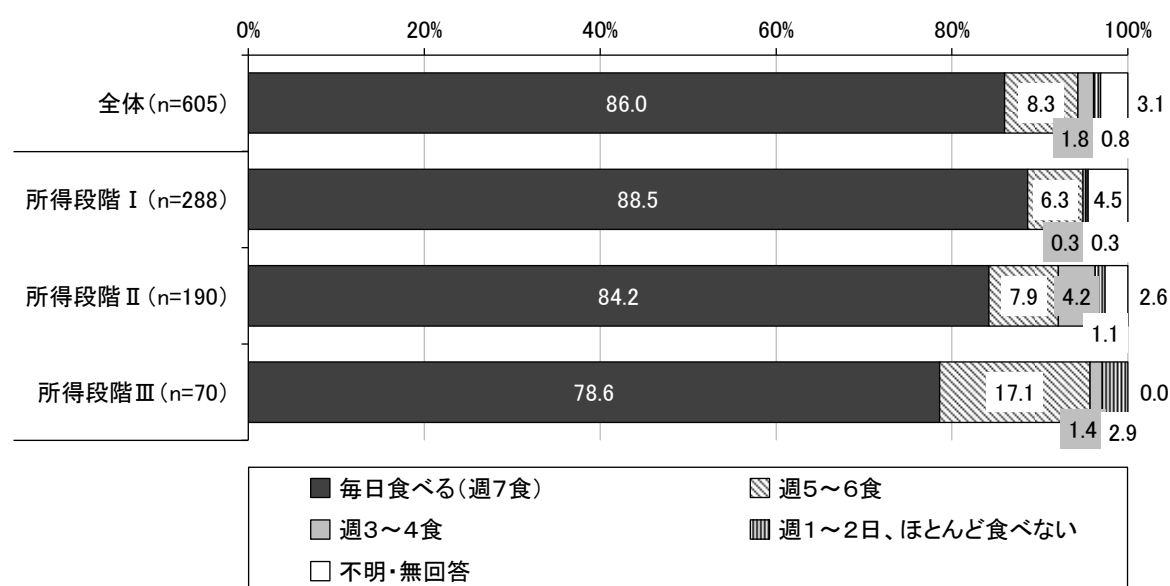


あなたは週にどれくらい食事をしていますか。(①～④それぞれについて、1つに○)

夏休みや冬休みなどの期間の昼食

「毎日食べる(週7食)」が86.0%と最も高く、次いで「週5～6食」が8.3%、「週3～4食」が1.8%となっています。

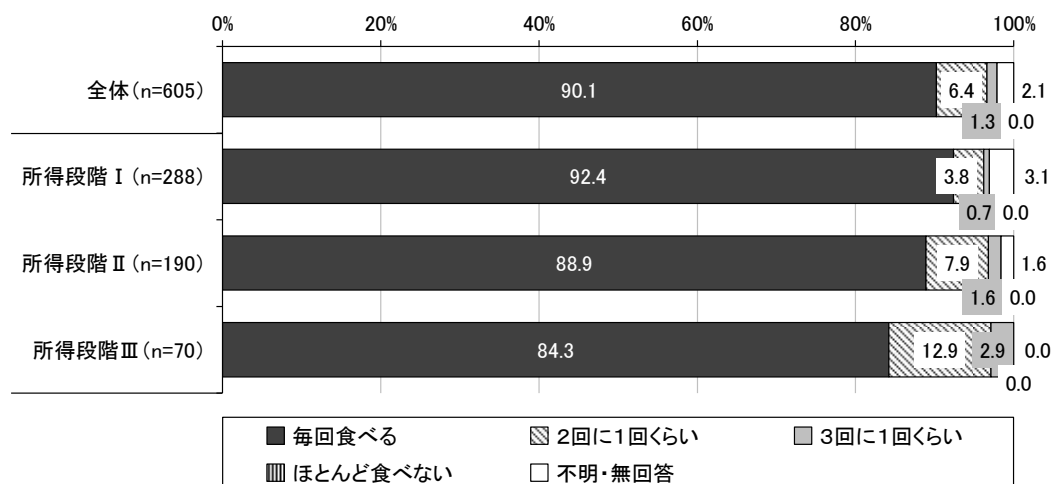
所得段階別にみると、所得段階Ⅲにおいて「週5～6食」が高くなっています。



土・日曜日・祝日の昼食

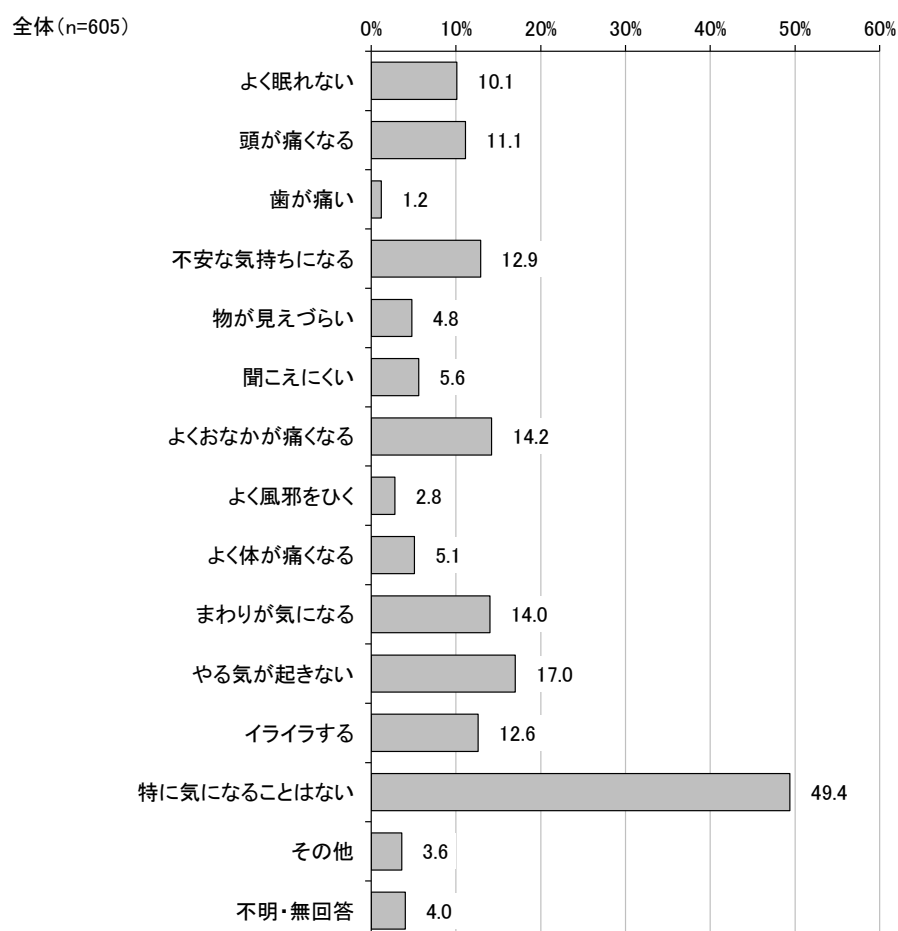
「毎回食べる」が90.1%と最も高く、次いで「2回に1回くらい」が6.4%、「3回に1回くらい」が1.3%となっています。

所得段階別にみると、所得段階Ⅲにおいて「2回に1回くらい」が高くなっています。



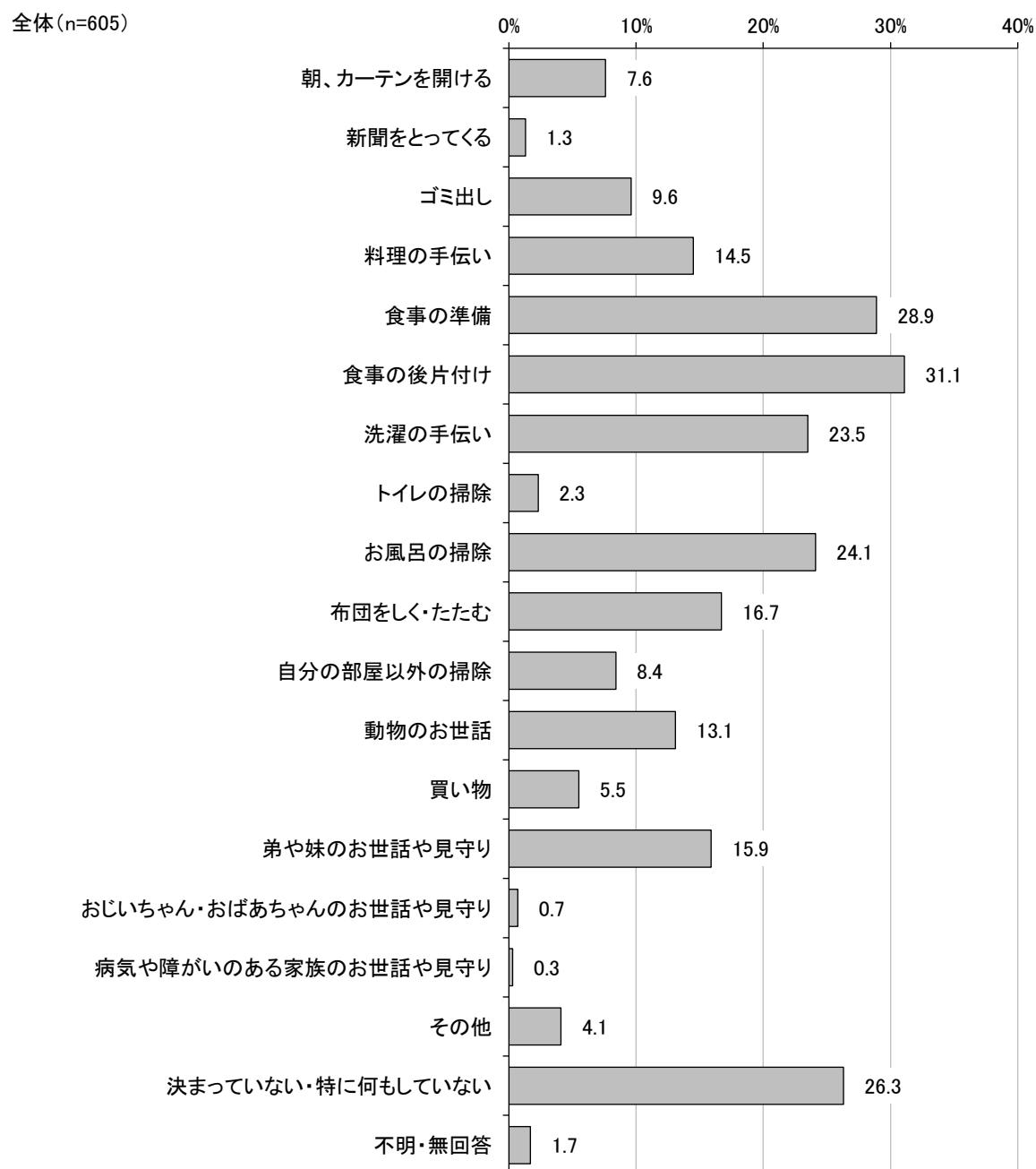
自分の体や気持ちで気になることはありますか。(あてはまるものすべてに○)

「特に気になることはない」が49.4%と最も高く、次いで「やる気が起きない」が17.0%、「よくおなかが痛くなる」が14.2%となっています。



家で決まっているお手伝い（お世話）がありますか。（あてはまるものすべてに○）

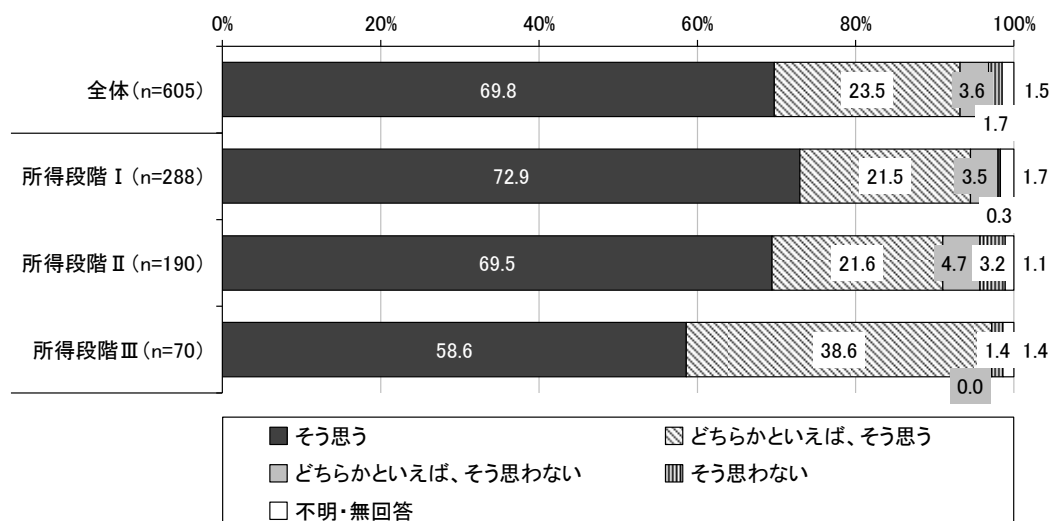
「食事の後片付け」が31.1%と最も高く、次いで「食事の準備」が28.9%、「決まっていない・特に何もしていない」が26.3%となっています。



あなたは、現在、幸せだと思いますか。(1つに○)

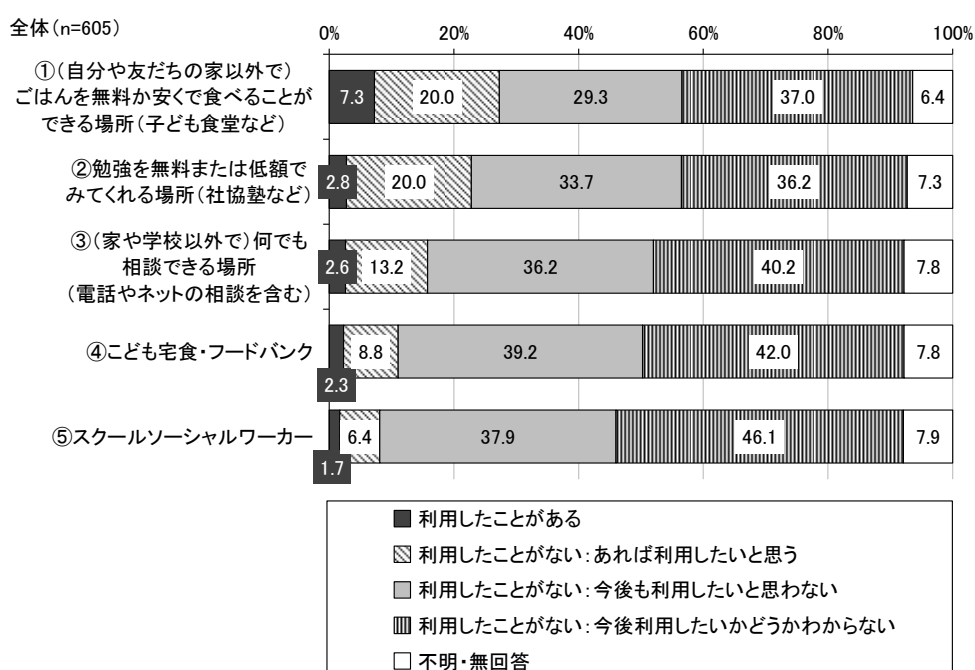
「そう思う」が69.8%と最も高く、次いで「どちらかといえば、そう思う」が23.5%、「どちらかといえば、そう思わない」が3.6%となっています。

所得段階別にみると、所得段階Ⅲにおいて「どちらかといえば、そう思う」が高く、「そう思う」が低くなっています。



あなたは、次の①～⑤のような場所を利用したことがありますか。また、利用したことがない場合、今後利用したいと思いますか。(①～⑤それぞれについて、1つに○)

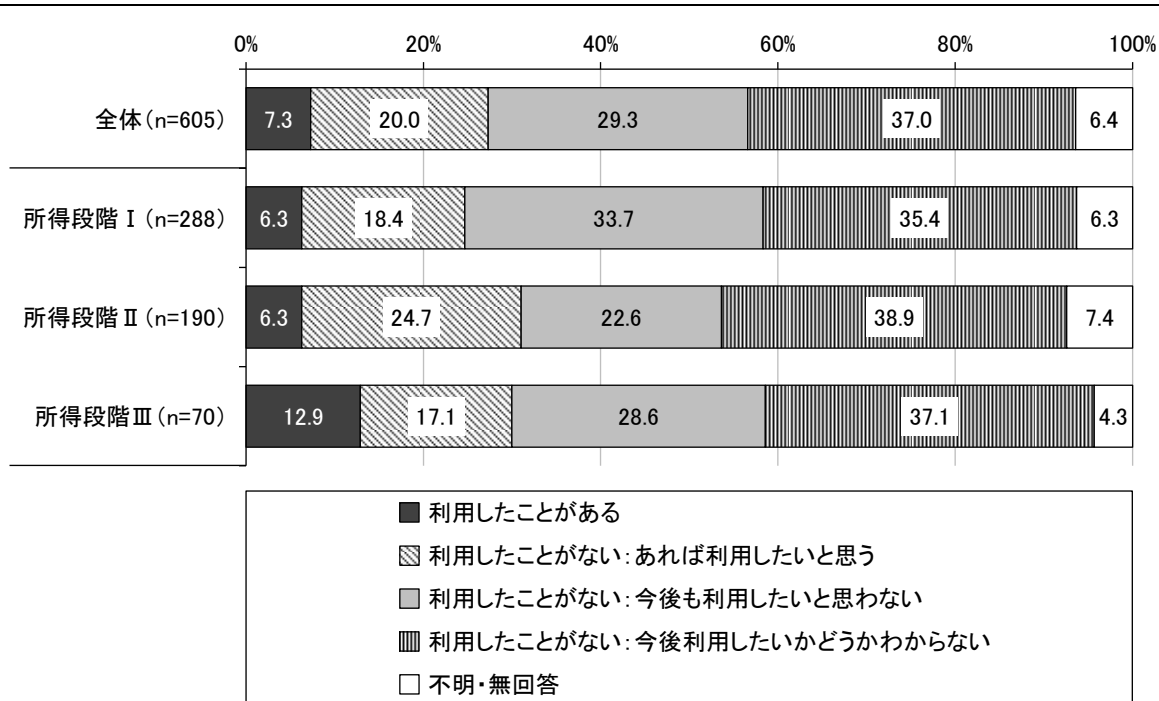
すべての項目で「利用したことがない：今後利用したいかどうかわからない」が最も高く、3割台～4割台となっています。また、すべての項目で「利用したことがある」が1割未満となっています。



(自分や友だちの家以外で)ごはんを無料か安くで食べることができる場所(子ども食堂など)

「利用したことがない：今後利用したいかどうかわからない」が37.0%と最も高く、次いで「利用したことがない：今後も利用したいと思わない」が29.3%、「利用したことがない：あれば利用したいと思う」が20.0%となっています。

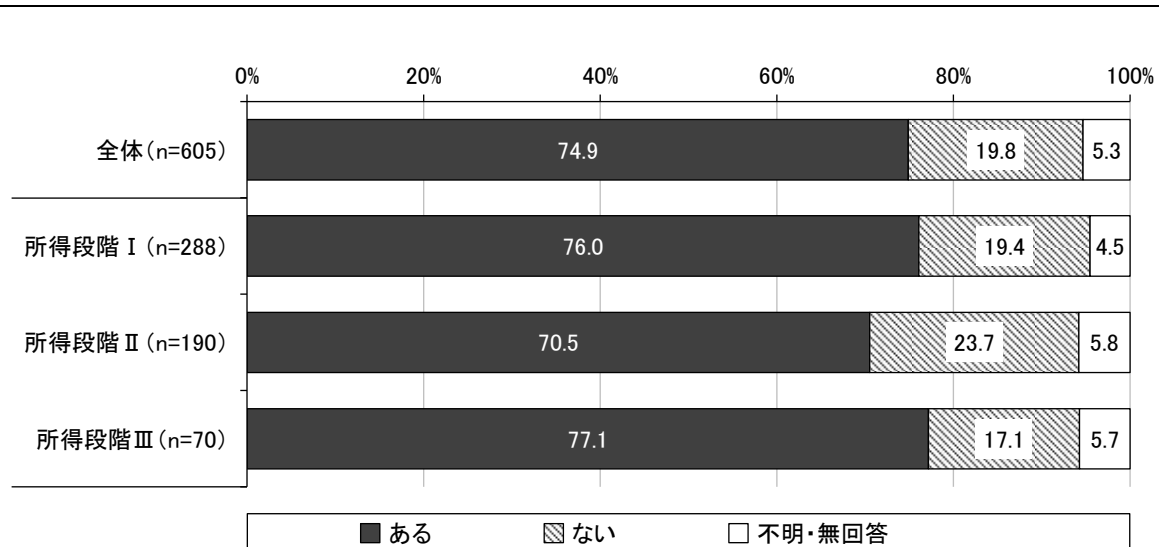
所得段階別にみると、大きな差はみられません。



あなたは、自分で自由に使えるお金(お小遣い)がありますか。(1つに○)

「ある」が74.9%と、「ない」の19.8%を上回っています。

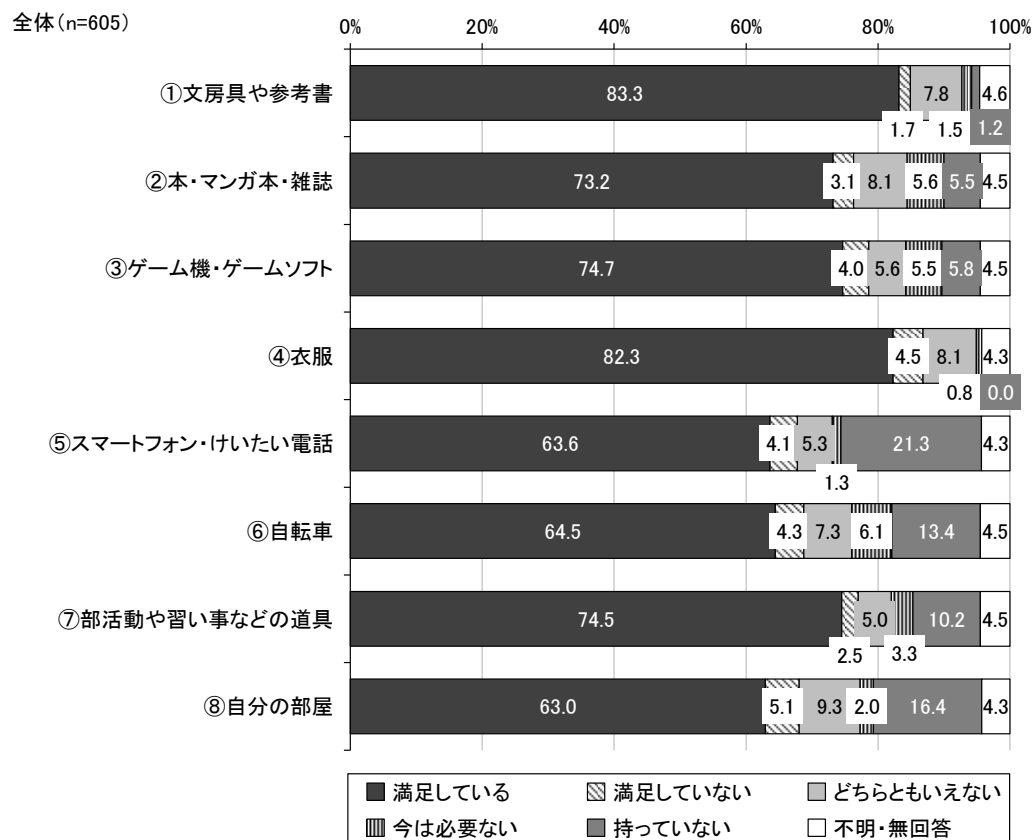
所得段階別にみると、大きな差はみられません。



あなたが持っているものや、あなたが使うことができるものに満足していますか。

(①～⑧のそれぞれについて、1つに○)

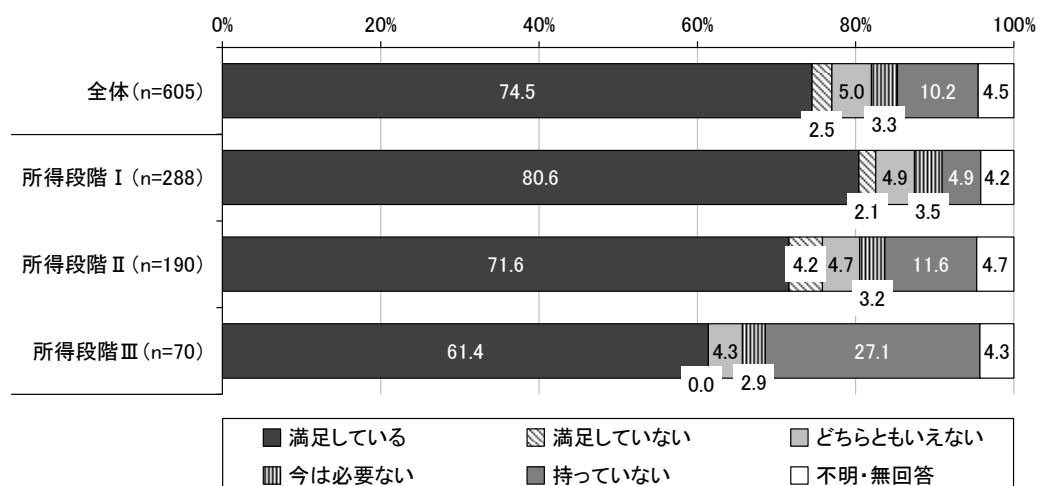
すべての項目で「満足している」が最も高く、6割以上となっています。また、「持っていない」では【⑤スマートフォン・けいたい電話】が2割台と高くなっています。



部活動や習い事などの道具

「満足している」が74.5%と最も高く、次いで「持っていない」が10.2%、「どちらともいえない」が5.0%となっています。

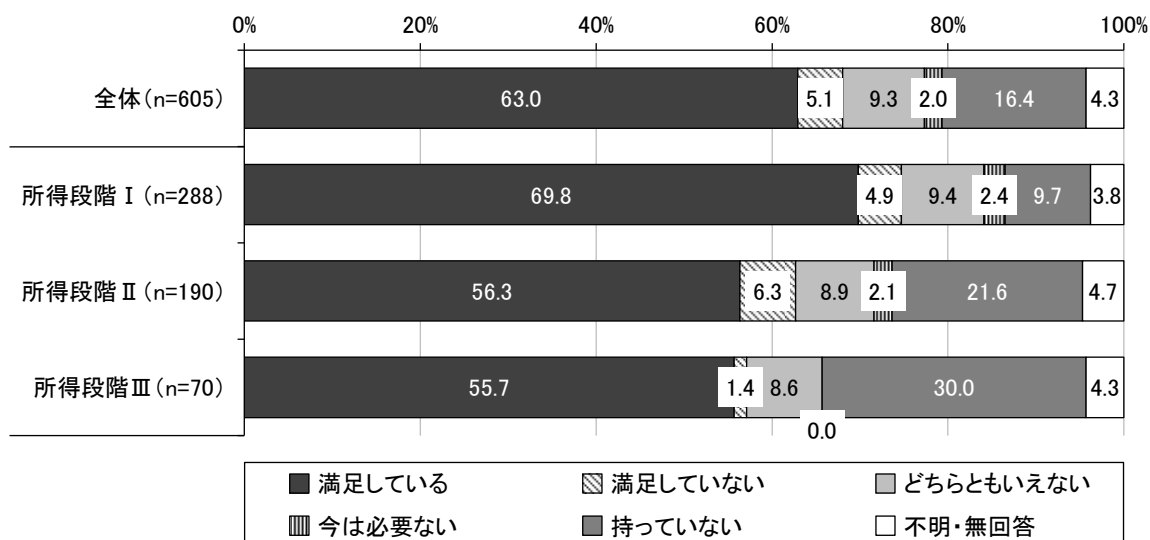
所得段階別にみると、所得段階が低いほど「持っていない」が高く、「満足している」が低くなっています。



自分の部屋

「満足している」が63.0%と最も高く、次いで「持っていない」が16.4%、「どちらともいえない」が9.3%となっています。

所得段階別にみると、所得段階が低いほど「持っていない」が高くなっています。また、所得段階Ⅰにおいて「満足している」が高くなっています。

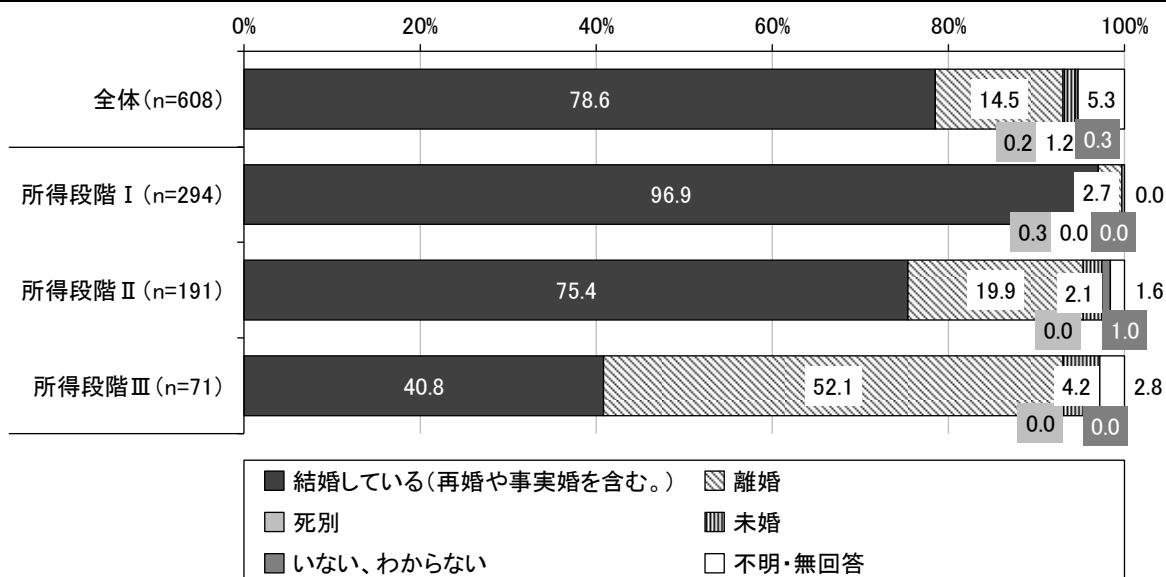


④こどもの生活状況調査（保護者）

お子さんと同居し、生計を同一にしている親の婚姻状況を教えてください。（1つに○）

「結婚している（再婚や事実婚を含む。）」が78.6%と最も高く、次いで「離婚」が14.5%、「未婚」が1.2%となっています。

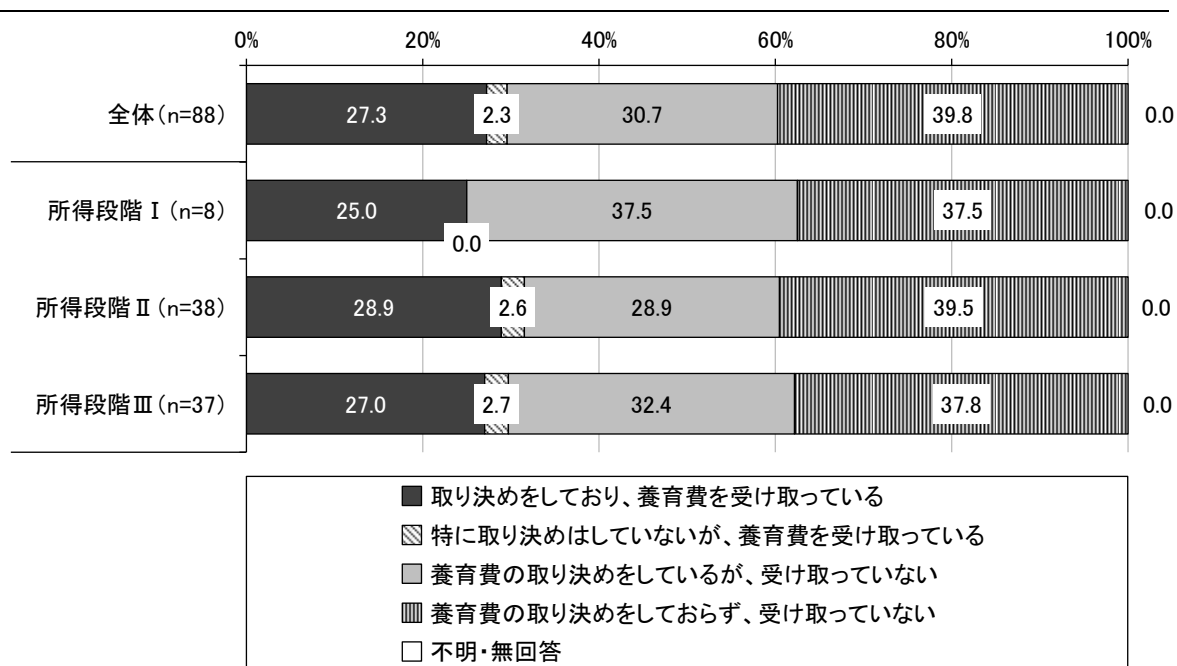
所得段階別にみると、所得段階が低いほど「離婚」が高く、「結婚している（再婚や事実婚を含む。）」が低くなっています。



離婚相手と子供の養育費の取り決めをしていますか。また養育費を現在受け取っていますか。
(1つに○)

「養育費の取り決めをしておらず、受け取っていない」が39.8%と最も高く、次いで「養育費の取り決めをしているが、受け取っていない」が30.7%、「取り決めをしており、養育費を受け取っている」が27.3%となっています。

所得段階別にみると、大きな差はみられません。

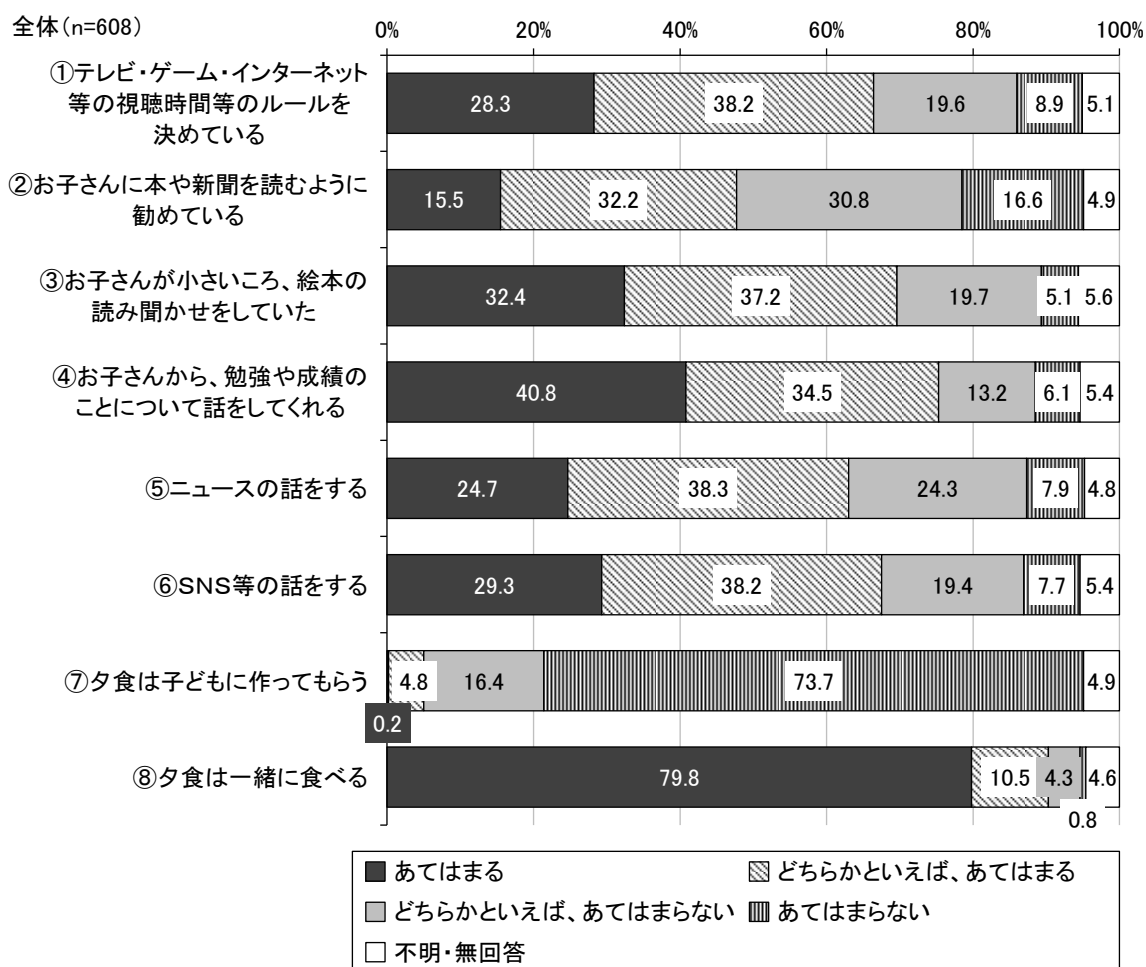


あなたとお子さんの関わり方について、次のようなことにどれくらい当てはまりますか。

(①～⑧それぞれについて、1つに○)

『あてはまる』(「あてはまる」と「どちらかといえば、あてはまる」の計)では[②お子さんに本や新聞を読むように勧めている][⑦夕食は子どもに作ってもらう]を除くすべての項目で6割を超えており、[⑧夕食は一緒に食べる]が9割台と高くなっています。

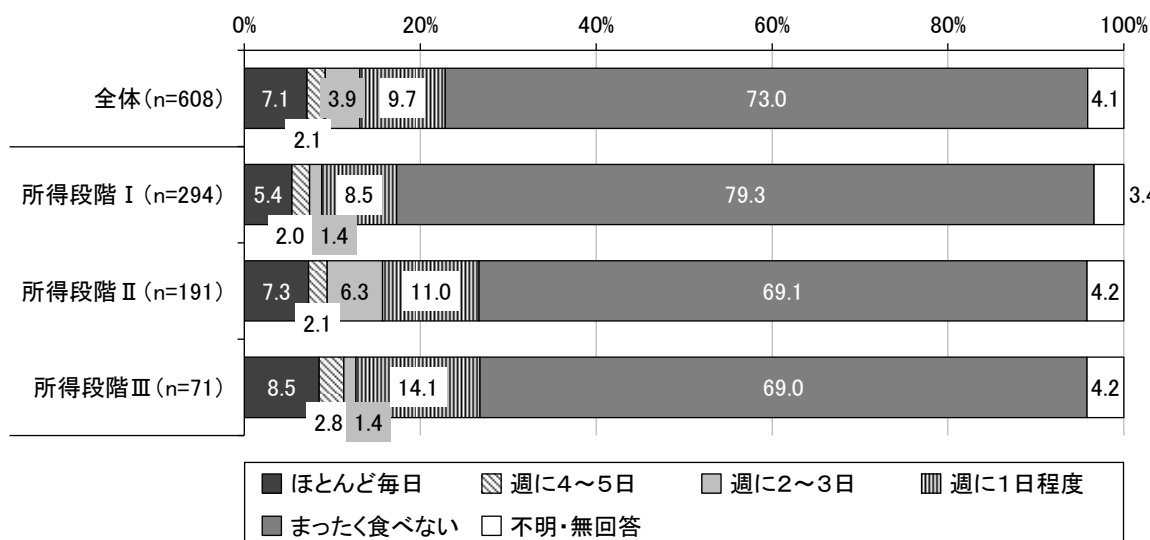
『あてはまらない』(「あてはまらない」と「どちらかといえば、あてはまらない」の計)では[⑦夕食は子どもに作ってもらう]が9割台と高くなっています。[②お子さんに本や新聞を読むように勧めている]では『あてはまる』と『あてはまらない』がともに4割台となっています。



1週間にどれくらい、お子さんだけ（または、お子さんとお子さんの兄弟姉妹だけ）で晩ごはんを食べますか。（1つに○）

「まったく食べない」が73.0%と最も高く、次いで「週に1日程度」が9.7%、「ほとんど毎日」が7.1%となっています。

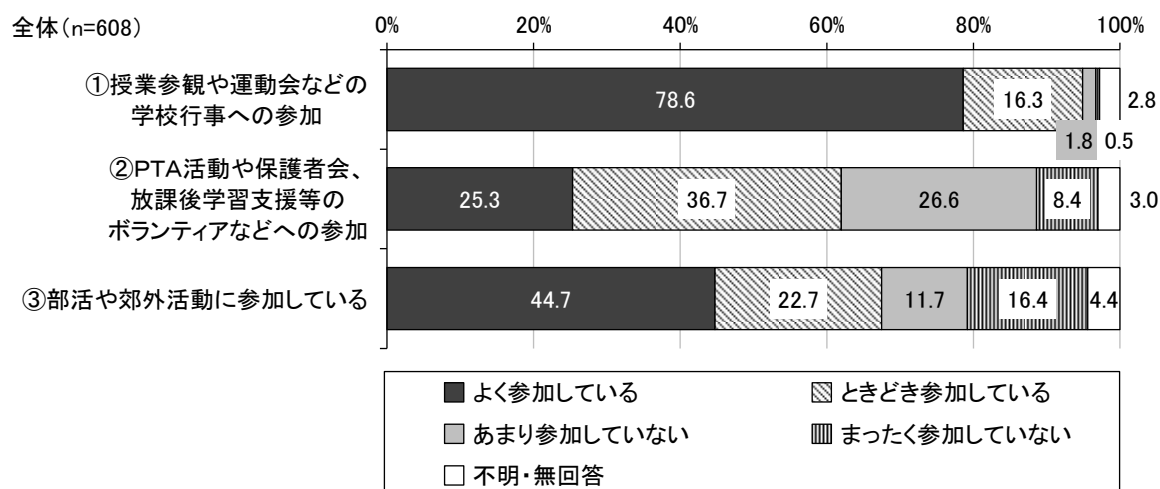
所得段階別にみると、所得段階Ⅰにおいて「まったく食べない」が高くなっています。



あなたは、次のようなことをどの程度していますか。（①～③それぞれについて、1つに○）

『参加している』（「よく参加している」と「ときどき参加している」の計）ではすべての項目で6割を超えており、[①授業参観や運動会などの学校行事への参加]が9割台と高くなっています。

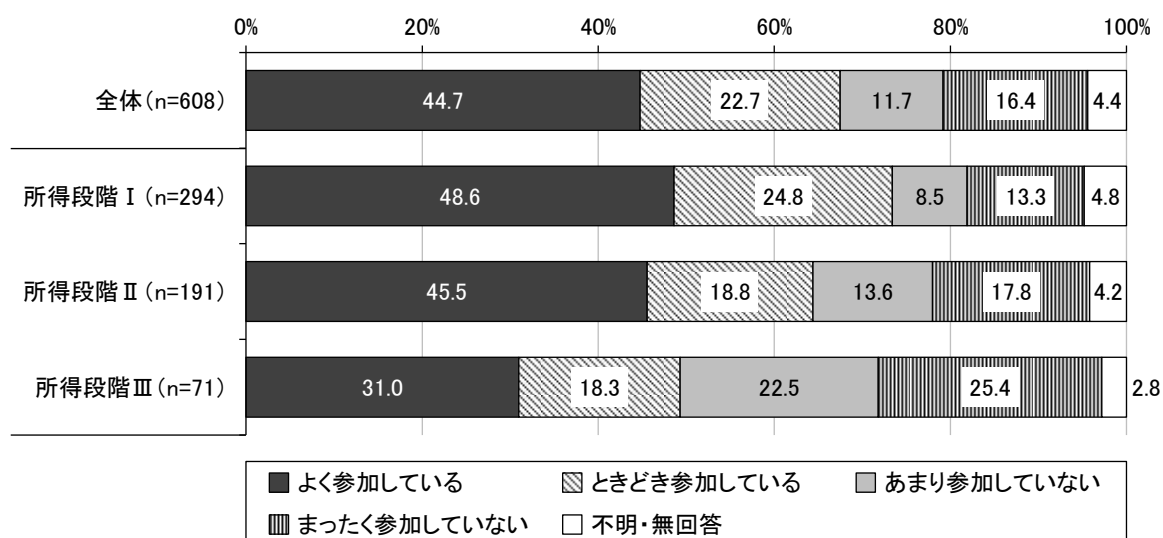
『参加していない』（「まったく参加していない」と「あまり参加していない」の計）では[②PTA活動や保護者会、放課後学習支援等のボランティアなどへの参加]が3割台、[③部活や郊外活動に参加している]が2割台となっています。



部活や郊外活動に参加している

「よく参加している」が44.7%と最も高く、次いで「ときどき参加している」が22.7%、「まったく参加していない」が16.4%となっています。

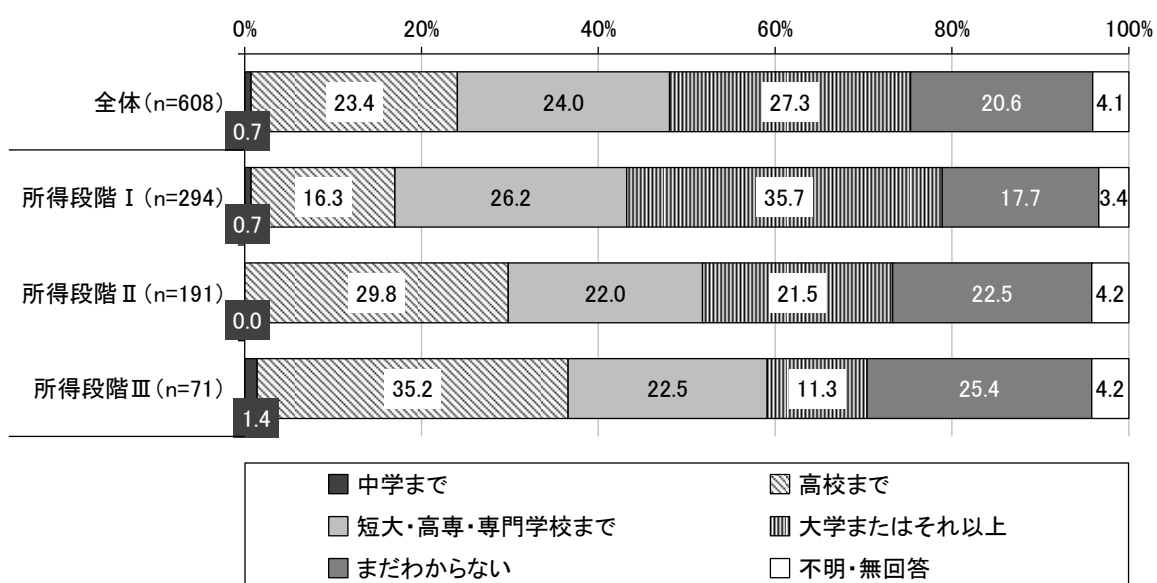
所得段階別にみると、所得段階が低いほど「あまり参加していない」が高くなっています。また、所得段階Ⅲにおいて「よく参加している」が低くなっています。



お子さんは将来、現実的に見てどの段階まで進学すると思いますか。(1つに○)

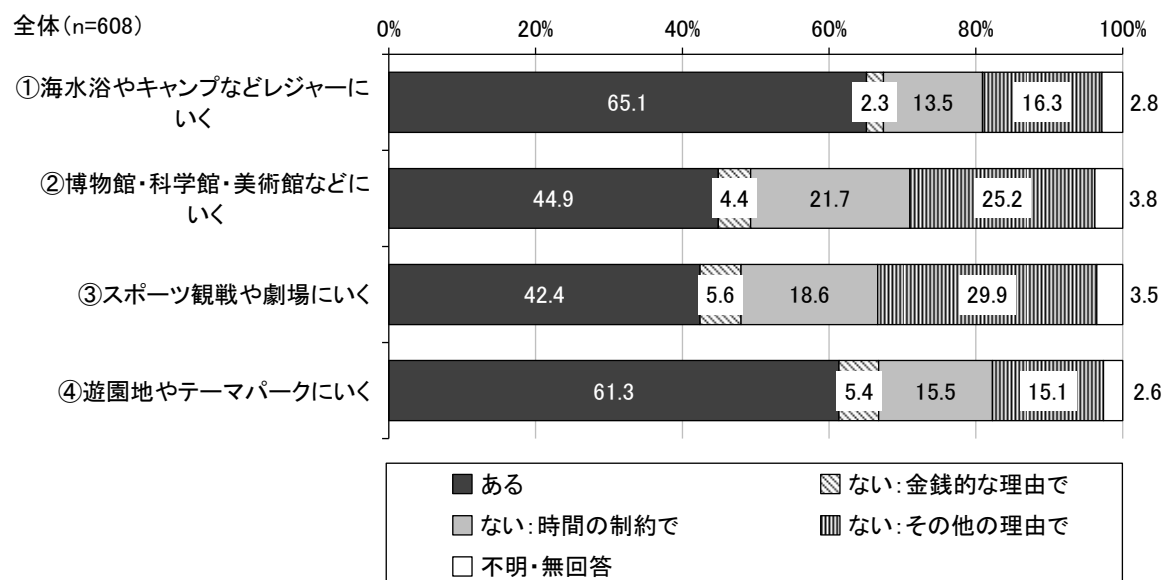
「大学またはそれ以上」が27.3%と最も高く、次いで「短大・高専・専門学校まで」が24.0%、「高校まで」が23.4%となっています。

所得段階別にみると、所得段階が低いほど「高校まで」が高く、「大学またはそれ以上」が低くなっています。



過去1年間に、お子さんと次のような体験をしたことがありますか。ない場合はその理由も教えてください。(①～④のそれぞれについて、1つに○)

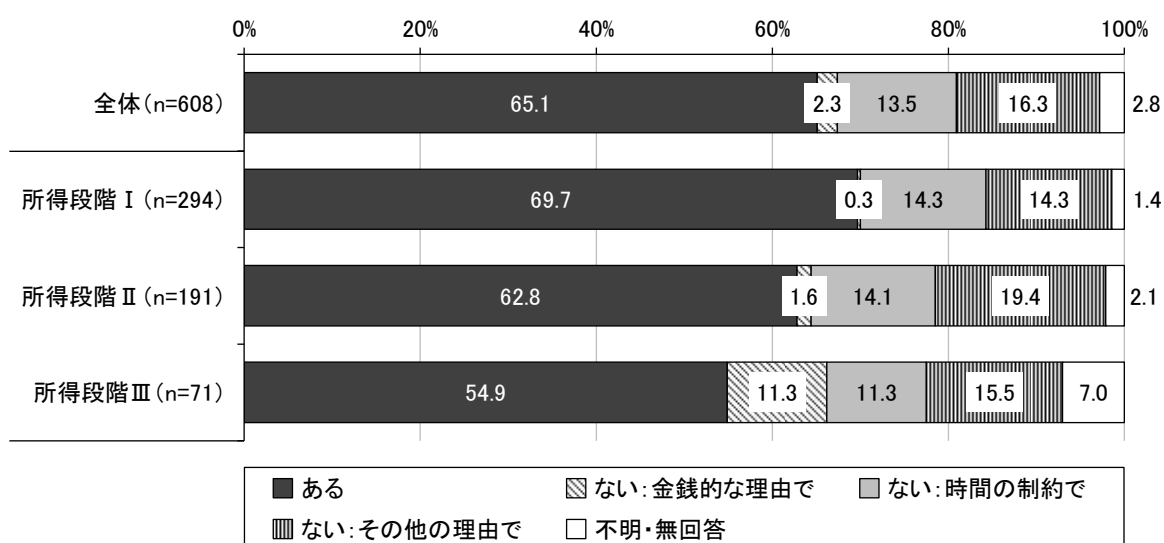
すべての項目で「ある」が最も高く、[①海水浴やキャンプなどレジャーに行く][④遊園地やテーマパークに行く]で6割台となっています。



海水浴やキャンプなどレジャーに行く

「ある」が65.1%と最も高く、次いで「ない: その他の理由で」が16.3%、「ない: 時間の制約で」が13.5%となっています。

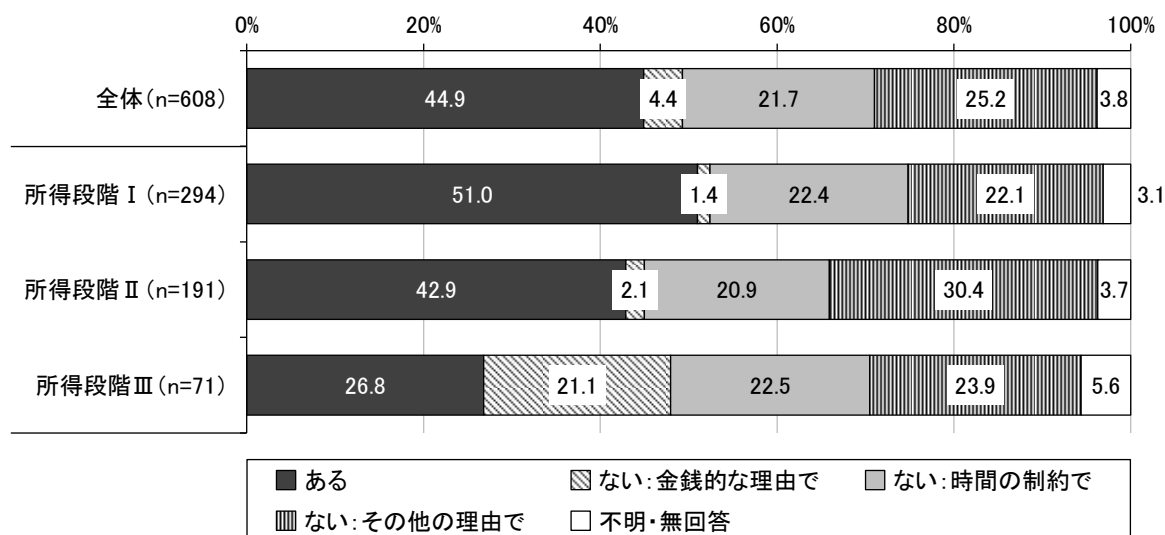
所得段階別にみると、所得段階が低いほど「ある」が低くなっています。



博物館・科学館・美術館などに行く

「ある」が44.9%と最も高く、次いで「ない：その他の理由で」が25.2%、「ない：時間の制約で」が21.7%となっています。

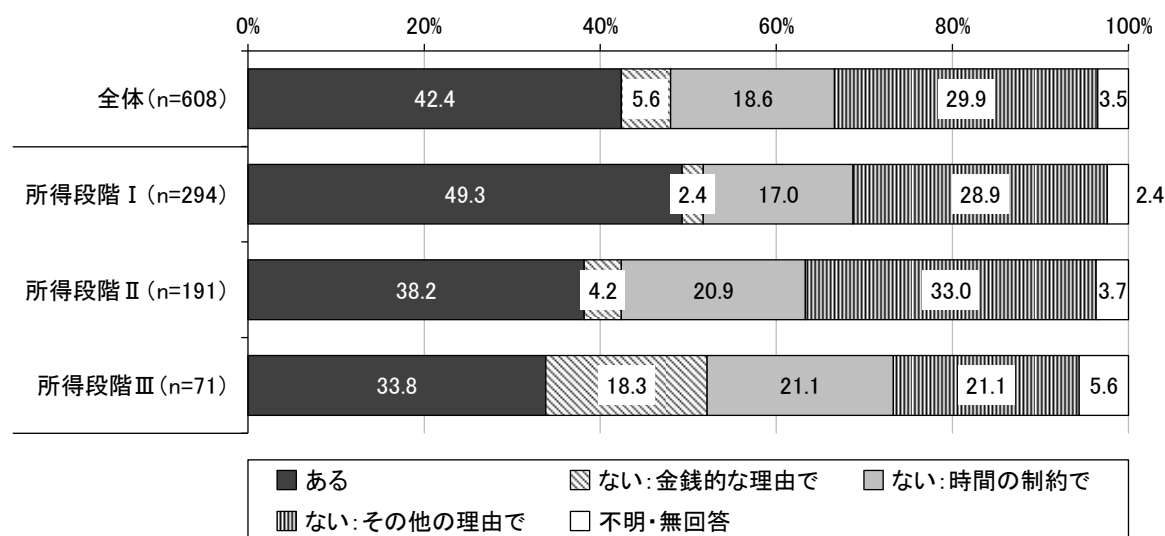
所得段階別にみると、所得段階が低いほど「ある」が低くなっています。また、所得段階Ⅲにおいて「ない：金銭的な理由で」が高くなっています。



スポーツ観戦や劇場に行く

「ある」が42.4%と最も高く、次いで「ない：その他の理由で」が29.9%、「ない：時間の制約で」が18.6%となっています。

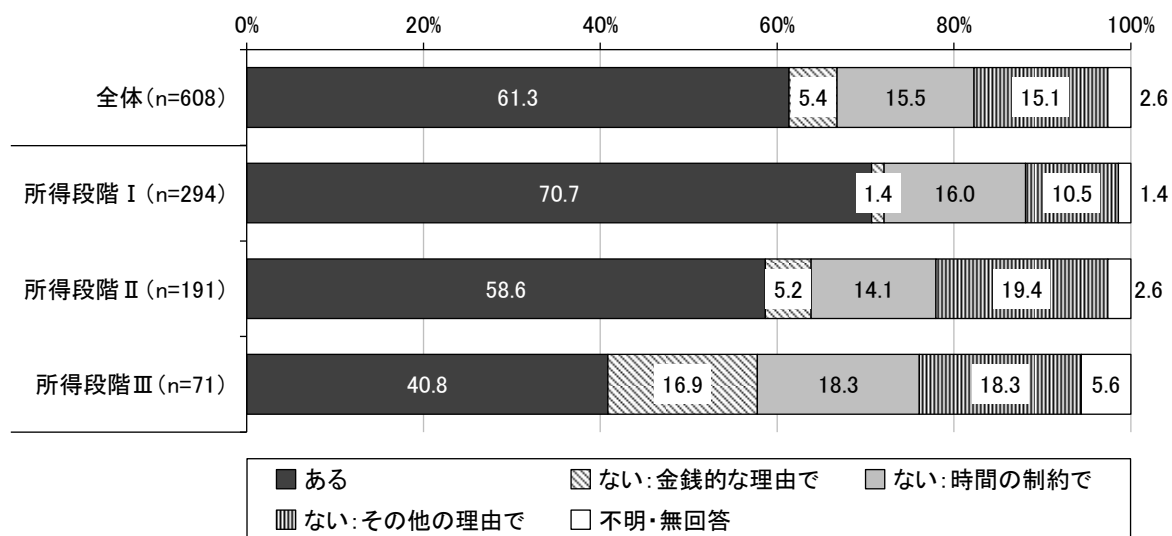
所得段階別にみると、所得段階Ⅰにおいて「ある」、所得段階Ⅲにおいて「ない：金銭的な理由で」が高くなっています。



遊園地やテーマパークに行く

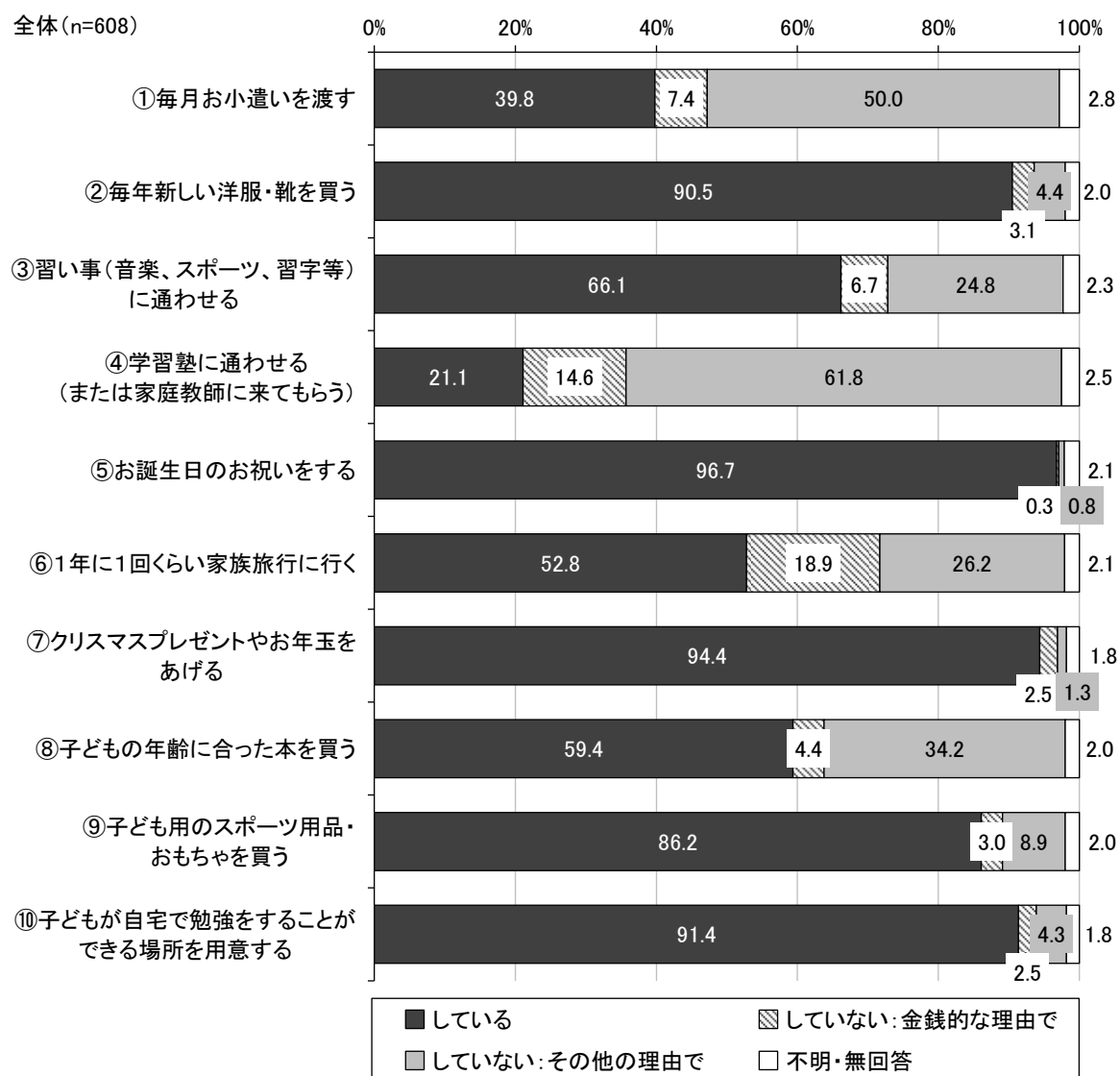
「ある」が 61.3%と最も高く、次いで「ない：時間の制約で」が 15.5%、「ない：その他の理由で」が 15.1%となっています。

所得段階別にみると、所得段階が低いほど「ある」が低くなっています。また、所得段階Ⅲにおいて「ない：金銭的な理由で」が高くなっています。



お子さんに次のことをしていますか。(①～⑩のそれぞれについて、1つに○)

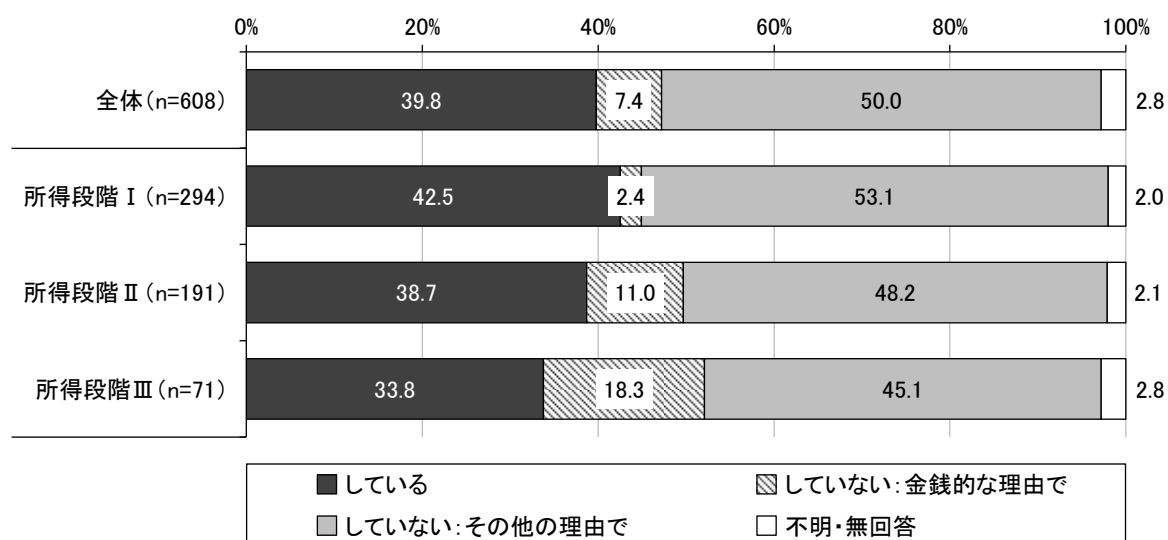
〔①毎月お小遣いを渡す〕〔④学習塾に通わせる(または家庭教師に来てもらう)〕では「していない:その他の理由で」、その他の項目では「している」が最も高くなっています。



毎月お小遣いを渡す

「していない：その他の理由で」が50.0%と最も高く、次いで「している」が39.8%、「していない：金銭的な理由で」が7.4%となっています。

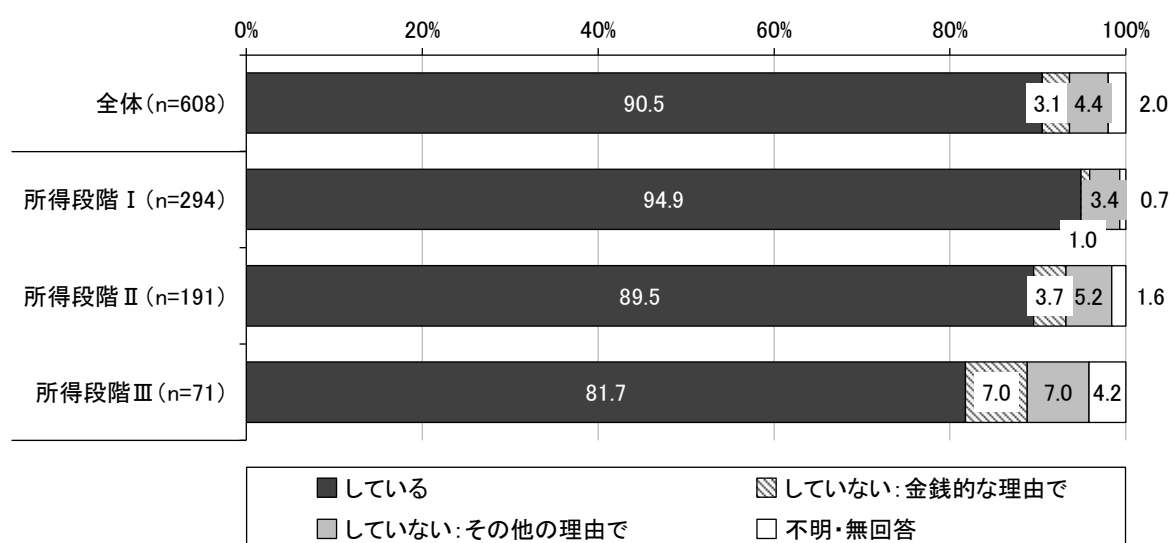
所得段階別にみると、所得段階が低いほど「していない：金銭的な理由で」が高くなっています。



毎年新しい洋服・靴を買う

「している」が90.5%と最も高く、次いで「していない：その他の理由で」が4.4%、「していない：金銭的な理由で」が3.1%となっています。

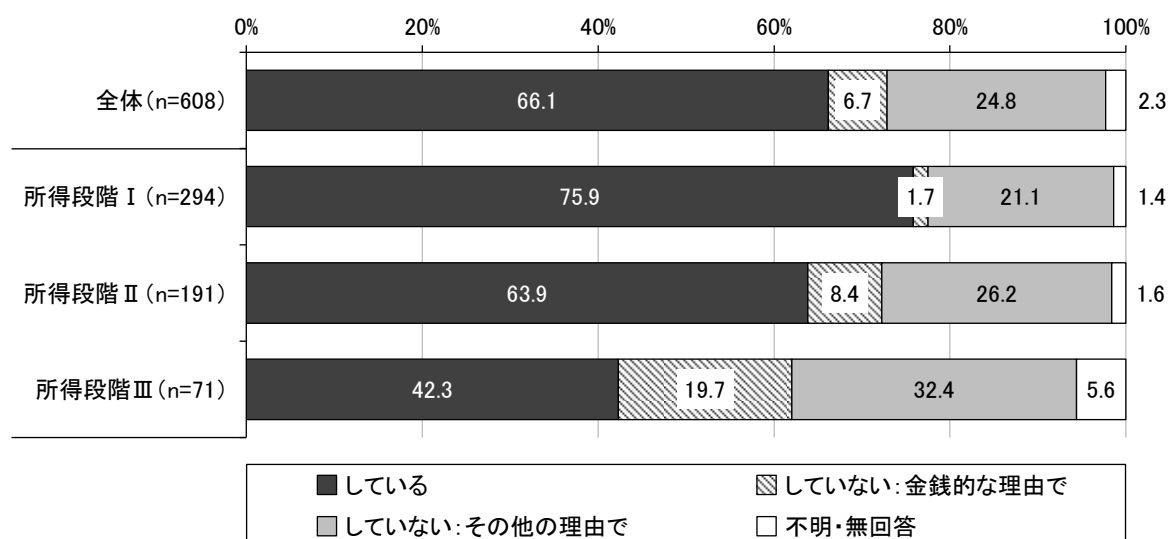
所得段階別にみると、所得段階が低いほど「している」が低くなっています。



習い事（音楽、スポーツ、習字等）に通わせる

「している」が 66.1%と最も高く、次いで「していない：その他の理由で」が 24.8%、「していない：金銭的な理由で」が 6.7%となっています。

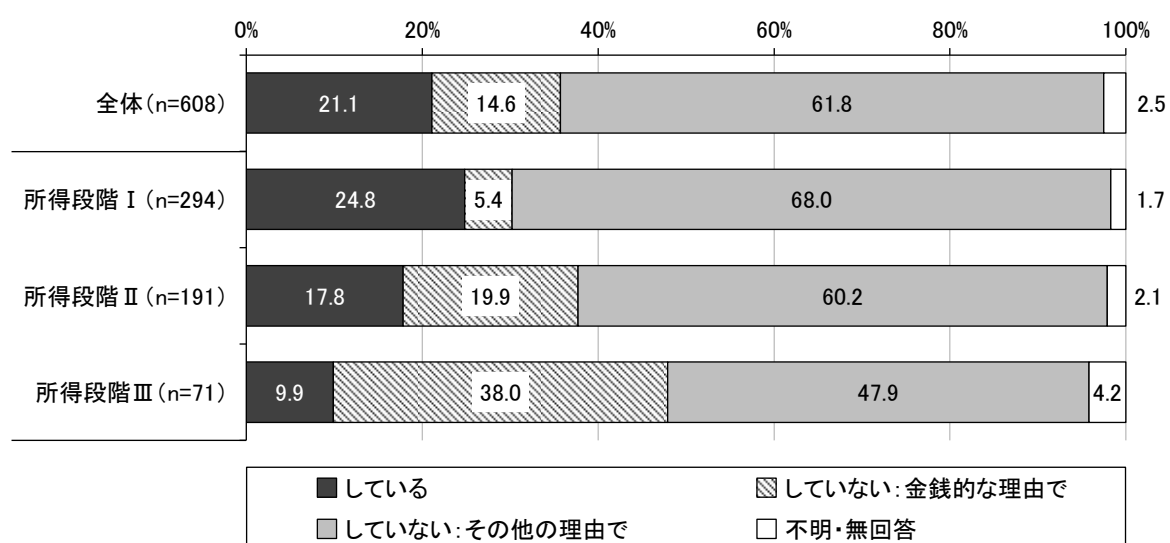
所得段階別にみると、所得段階が低いほど「していない：金銭的な理由で」「していない：その他の理由で」が高く、「している」が低くなっています。



学習塾に通わせる（または家庭教師に来てもらう）

「していない：その他の理由で」が 61.8%と最も高く、次いで「している」が 21.1%、「していない：金銭的な理由で」が 14.6%となっています。

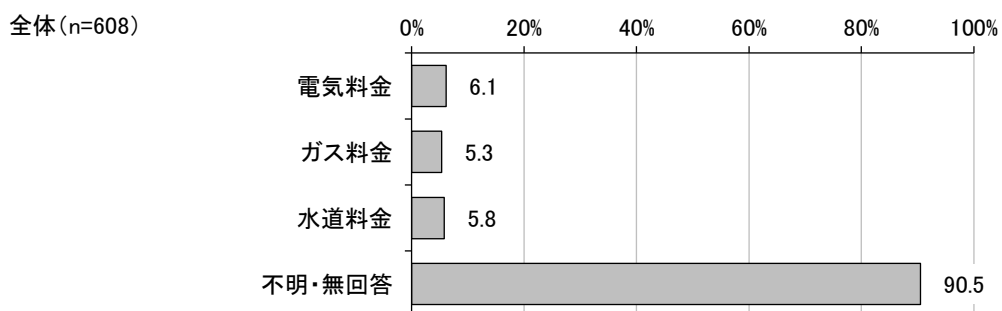
所得段階別にみると、所得段階が低いほど「していない：金銭的な理由で」が高く、「している」「していない：その他の理由で」が低くなっています。



あなたの世帯では、過去1年の間に、以下の料金について、経済的な理由で未払いになったことがありましたか。(あてはまるものすべてに○)

「電気料金」が6.1%と最も高く、次いで「水道料金」が5.8%、「ガス料金」が5.3%となっています。

所得段階別にみると、所得段階が低いほど「電気料金」が高くなっています。また、所得段階Ⅲにおいて「ガス料金」「水道料金」が高くなっています。

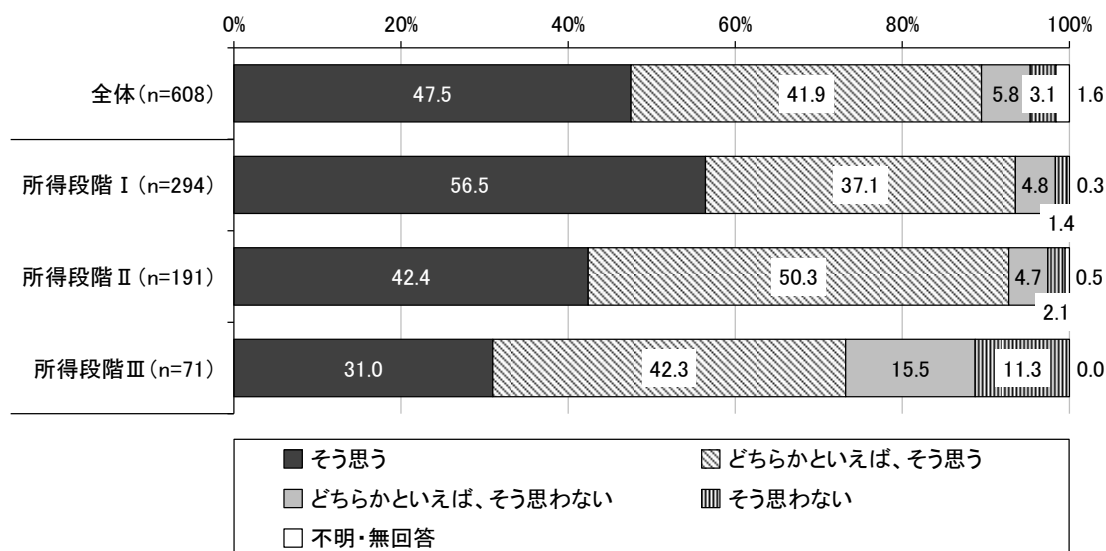


単位: %	電気料金	ガス料金	水道料金	不明・無回答
全体(n=608)	6.1	5.3	5.8	90.5
所得段階Ⅰ(n=294)	2.0	1.7	2.7	95.9
所得段階Ⅱ(n=191)	8.4	6.3	6.3	88.5
所得段階Ⅲ(n=71)	15.5	19.7	18.3	73.2

あなたは、現在、幸せだと思いますか。(1つに○)

「そう思う」が47.5%と最も高く、次いで「どちらかといえば、そう思う」が41.9%、「どちらかといえば、そう思わない」が5.8%となっています。

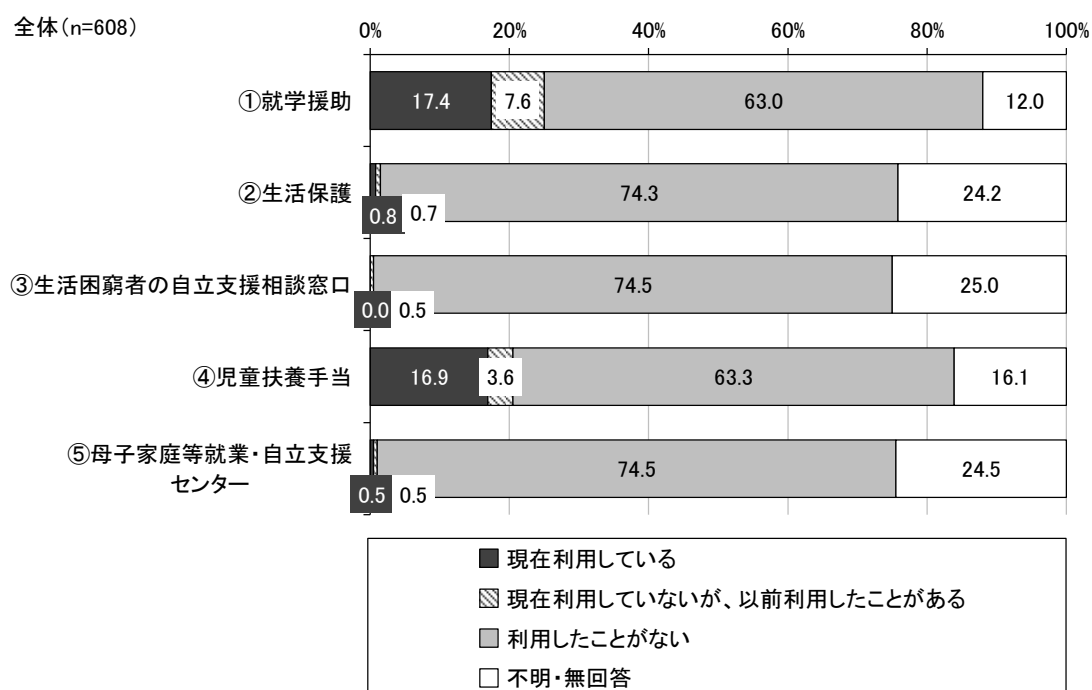
所得段階別にみると、所得段階が低いほど「そう思う」が低くなっています。また、所得段階Ⅲにおいて「どちらかといえば、そう思わない」が高くなっています。



あなたのご家庭では、以下の支援制度をこれまでに利用したことがありますか。

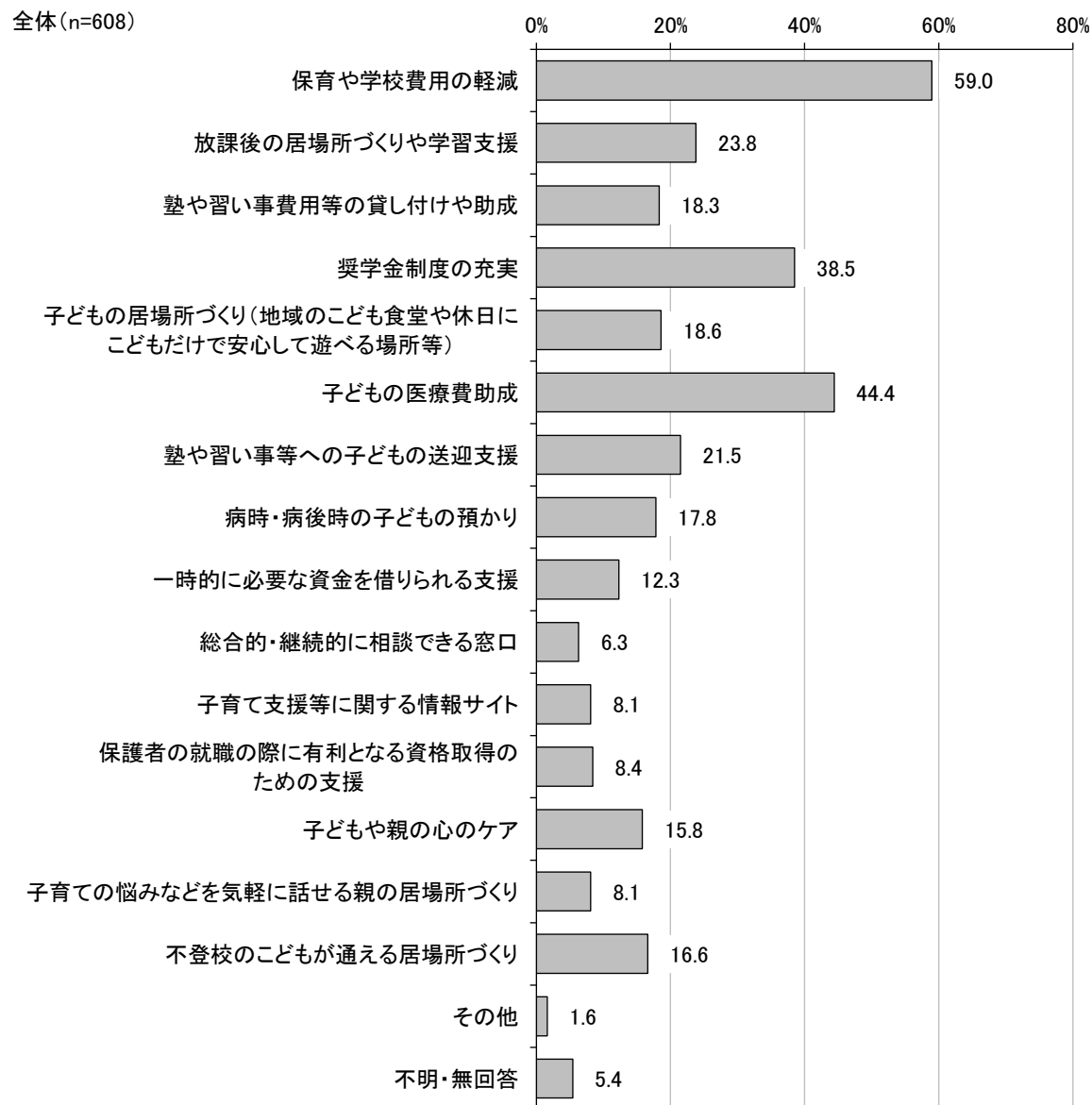
(①～⑤それぞれについて、1つに○)

すべての項目で「利用したことがない」が最も高く、6割以上となっています。また、「現在利用している」では〔①就学援助〕〔④児童扶養手当〕で1割台となっています。



あなたが子育てをするうえで必要としていること、重要だと思う支援はどのようなものですか。(あてはまるもの5つまでに○)

「保育や学校費用の軽減」が59.0%と最も高く、次いで「子どもの医療費助成」が44.4%、「奨学金制度の充実」が38.5%となっています。

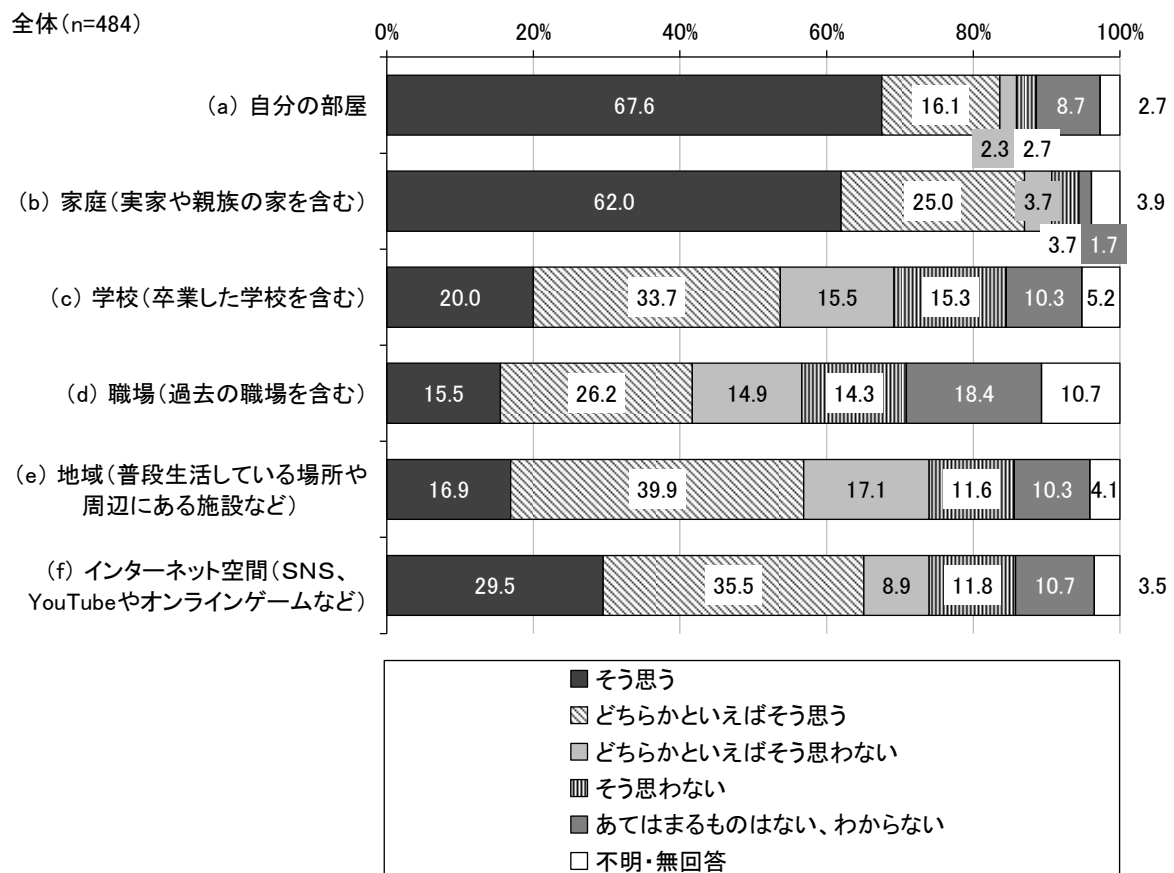


⑤こども・若者の生活や意識に関する調査

次の場所は、今のあなたにとって、ほっとできる居場所や居心地の良い居場所になっていますか。【(a)～(f)のそれぞれについて、1つに○】

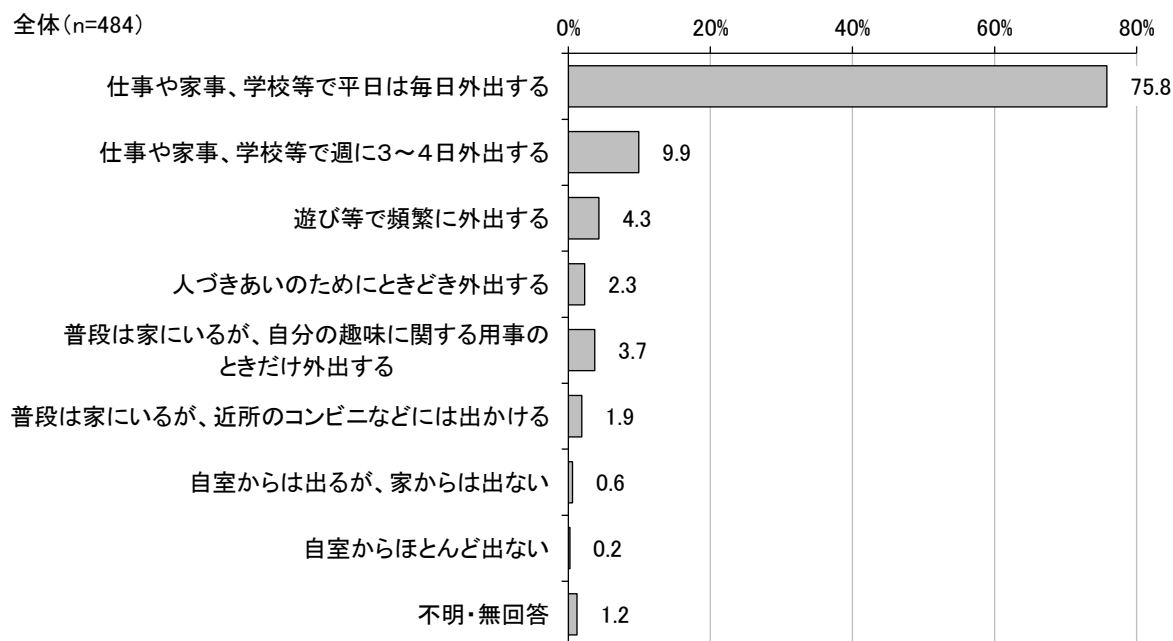
『思う』（「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の計）では[(d) 職場（過去の職場を含む）]を除いたすべての項目で5割以上となっており、[(a) 自分の部屋] [(b) 家庭（実家や親族の家を含む）] が8割台と高くなっています。

『思わない』（「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」の計）では[(c) 学校（卒業した学校を含む）] [(d) 職場（過去の職場を含む）] [(e) 地域（普段生活している場所や周辺にある施設など）] が2割台後半～3割台と高くなっています。



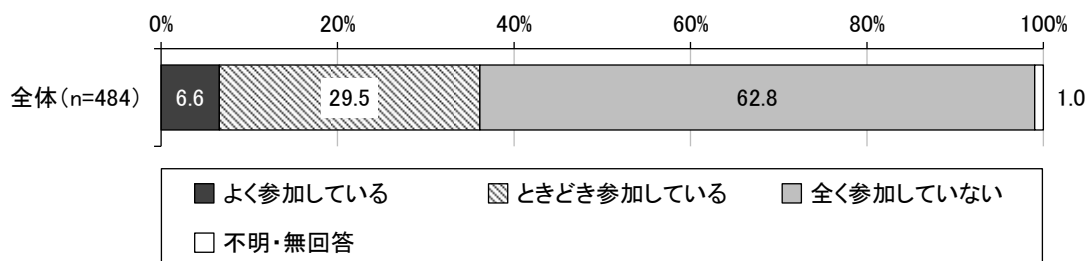
あなたは普段どのくらい外出しますか。現在のことについてお答えください。(1つに○)

「仕事や家事、学校等で平日は毎日外出する」が75.8%と最も高く、次いで「仕事や家事、学校等で週に3～4日外出する」が9.9%、「遊び等で頻繁に外出する」が4.3%となっています。



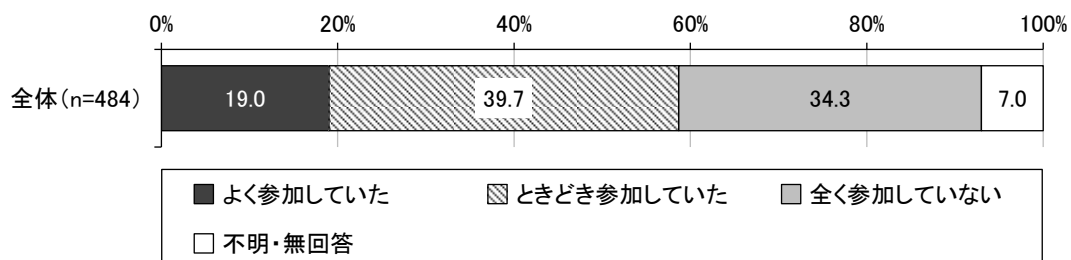
あなたは、現在、地域の行事などにどの程度参加していますか。(1つに○)

「全く参加していない」が62.8%と最も高く、次いで「ときどき参加している」が29.5%、「よく参加している」が6.6%となっています。



あなたは、過去に、地域の行事にどの程度参加していましたか。(1つに○)

「ときどき参加していた」が39.7%と最も高く、次いで「全く参加していない」が34.3%、「よく参加していた」が19.0%となっています。

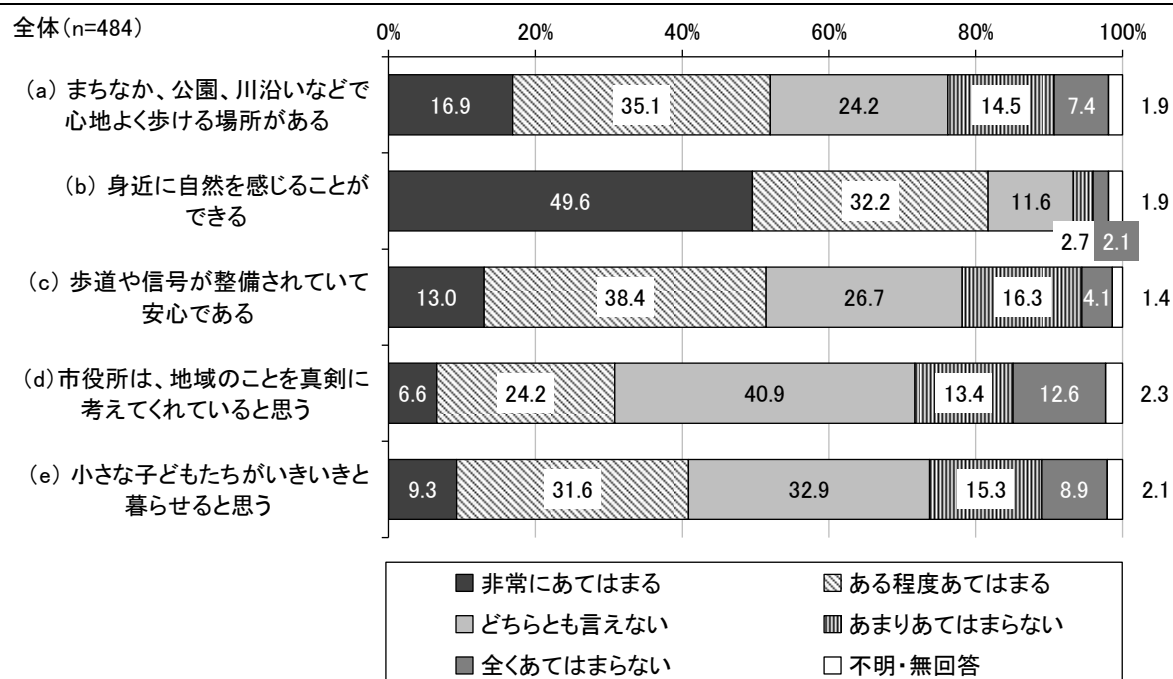


あなたがいる地域に感じることについて、もっとも近いものに○をつけてください。

【(a) ~ (e) のそれぞれについて、1つに○】

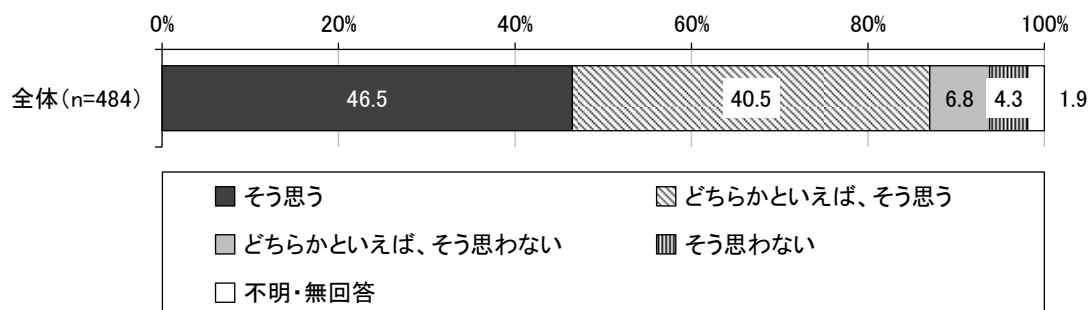
『あてはまる』（「非常にあてはまる」と「ある程度あてはまる」の計）では [(a) まちなか、公園、川沿いなどで心地よく歩ける場所がある] [(b) 身近に自然を感じることができる] [(c) 歩道や信号が整備されていて安心である] が5割以上となっており、[(b) 身近に自然を感じることができる] では8割台と高くなっています。

『あてはまらない』（「全くあてはまらない」と「あまりあてはまらない」の計）では [(b) 身近に自然を感じることができる] を除いたすべての項目で2割台となっています。



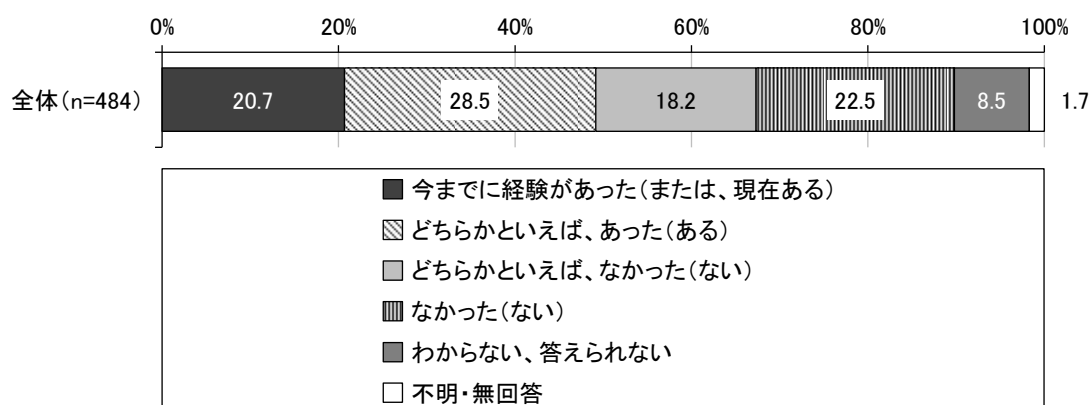
あなたは、現在、幸せだと思いますか。(1つに○)

「そう思う」が46.5%と最も高く、次いで「どちらかといえば、そう思う」が40.5%、「どちらかといえば、そう思わない」が6.8%となっています。



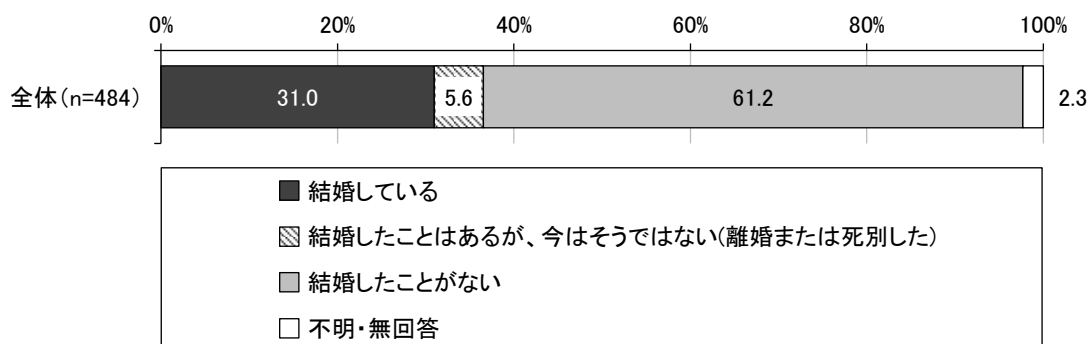
あなたは今までに、社会生活や日常生活を円滑に送ることができなかった経験がありましたか。または、現在、社会生活や日常生活を円滑に送れていない状況にありますか。最もあてはまるものを選んでください。(1つに○)

「どちらかといえば、あった(ある)」が28.5%と最も高く、次いで「なかった(ない)」が22.5%、「今までに経験があった(または、現在ある)」が20.7%となっています。



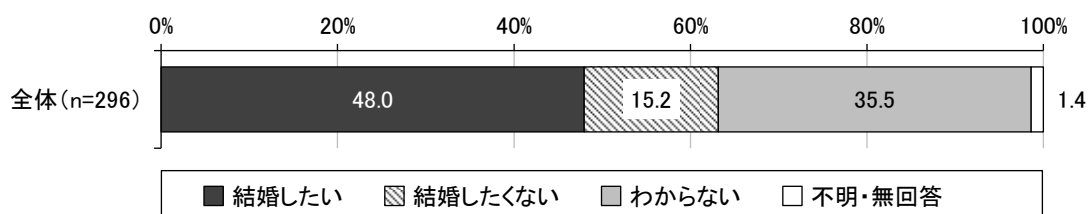
あなたは結婚していますか。現在の状況をお答えください。(1つに○)

「結婚したことがない」が61.2%と最も高く、次いで「結婚している」が31.0%、「結婚したことはあるが、今はそうではない(離婚または死別した)」が5.6%となっています。



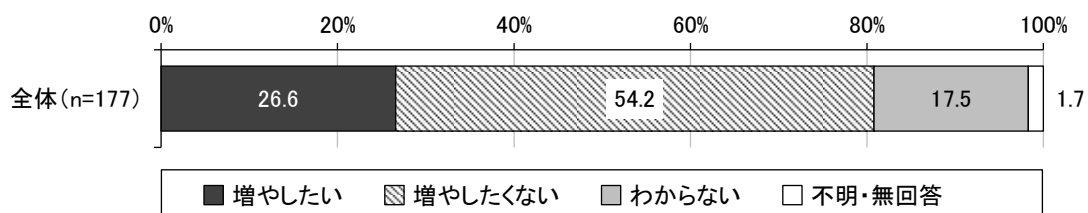
あなたは、今後結婚したいと思いますか。(1つに○)

「結婚したい」が48.0%と最も高く、次いで「わからない」が35.5%、「結婚したくない」が15.2%となっています。



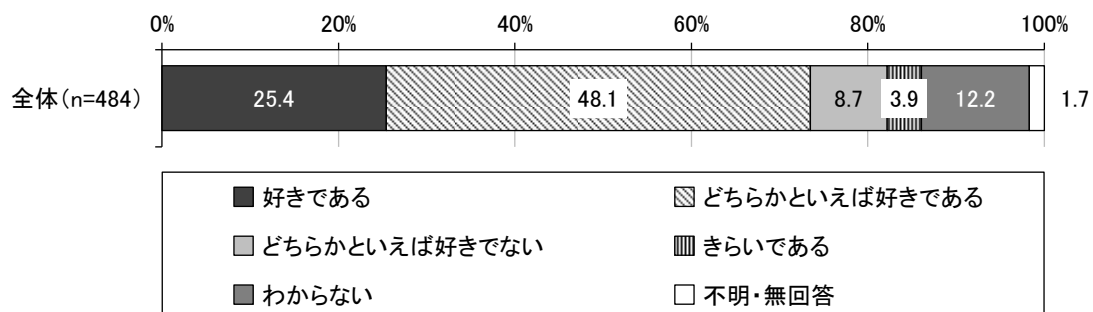
あなたは、今後子どもを増やしたいと考えていますか。(1つに○)

「増やしたくない」が54.2%と最も高く、次いで「増やしたい」が26.6%、「わからない」が17.5%となっています。



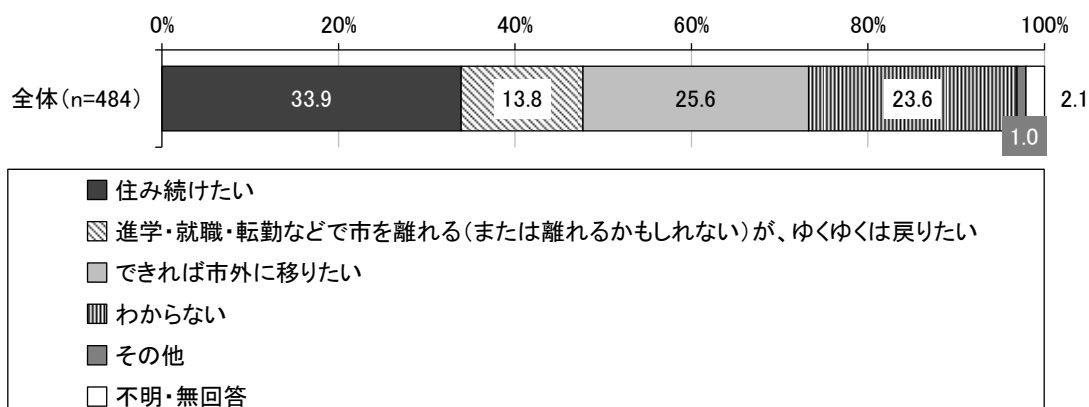
あなたは、日南市が好きですか。（1つに○）

「どちらかといえば好きである」が48.1%と最も高く、次いで「好きである」が25.4%、「わからない」が12.2%となっています。



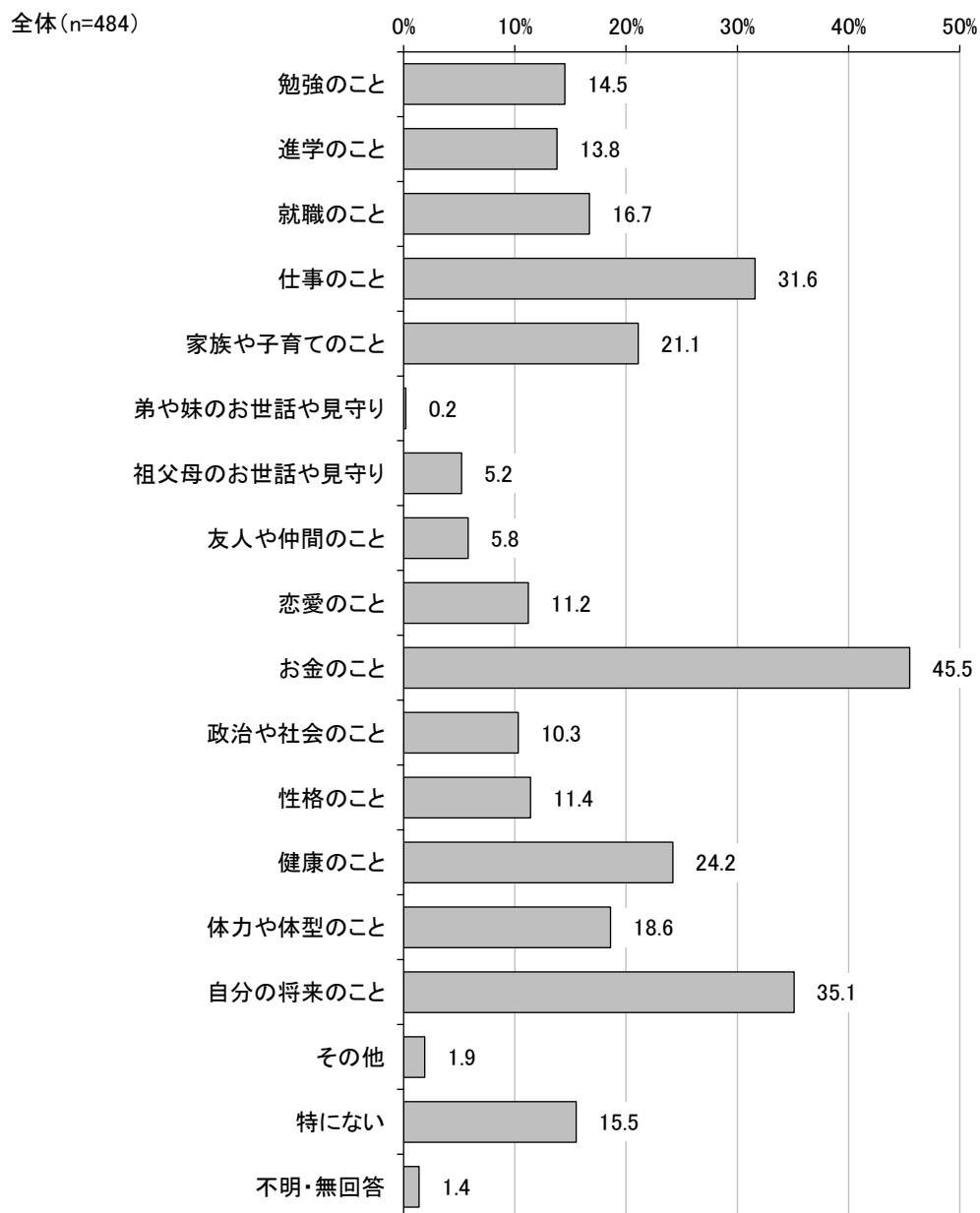
あなたは今後、日南市に住み続けたいと思いますか。（1つに○）

「住み続けたい」が33.9%と最も高く、次いで「できれば市外に移りたい」が25.6%、「わからない」が23.6%となっています。



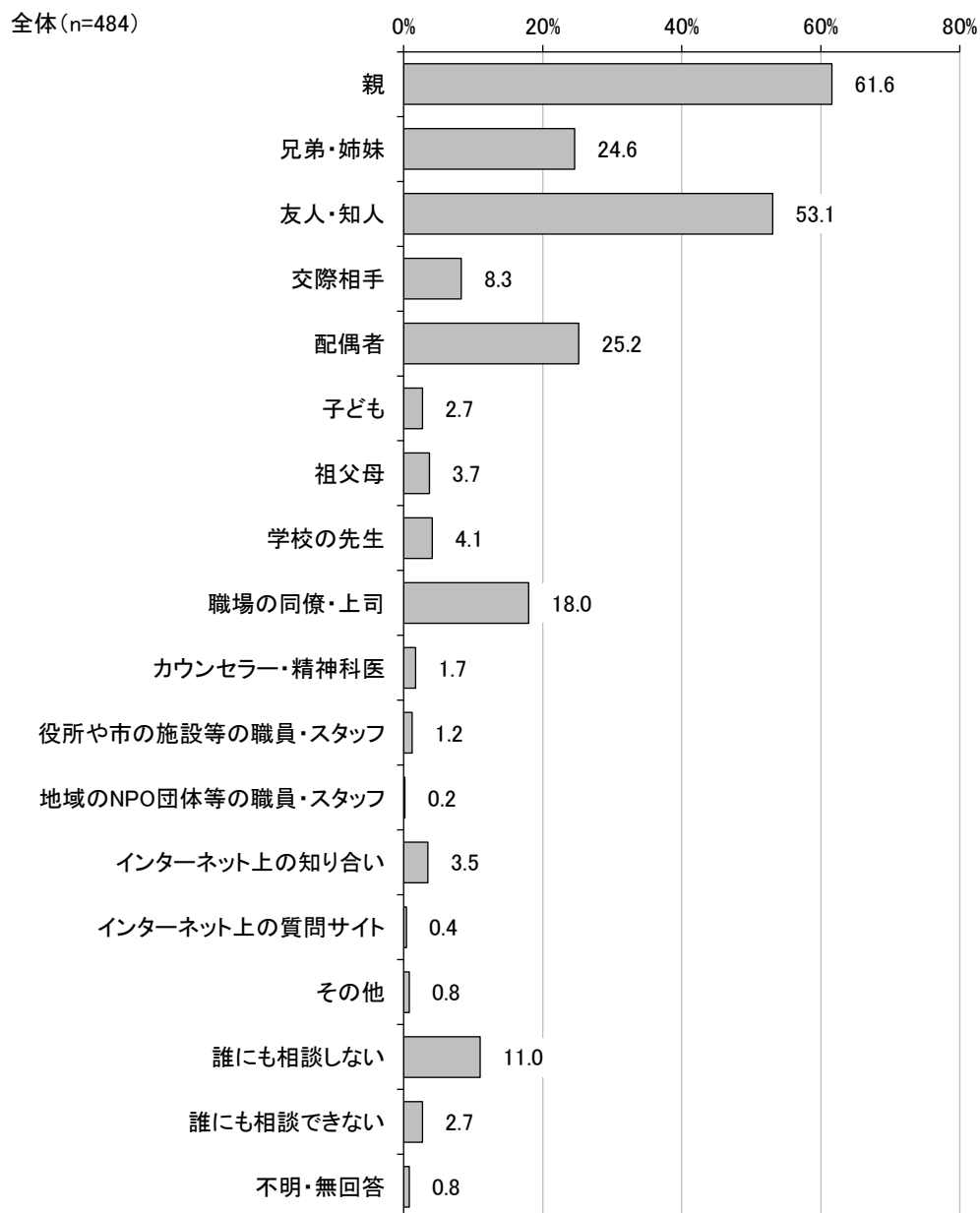
あなたは、現在どのような悩みや心配事がありますか。(あてはまる番号全てに○)

「お金のこと」が 45.5%と最も高く、次いで「自分の将来のこと」が 35.1%、「仕事のこと」が 31.6%となっています。



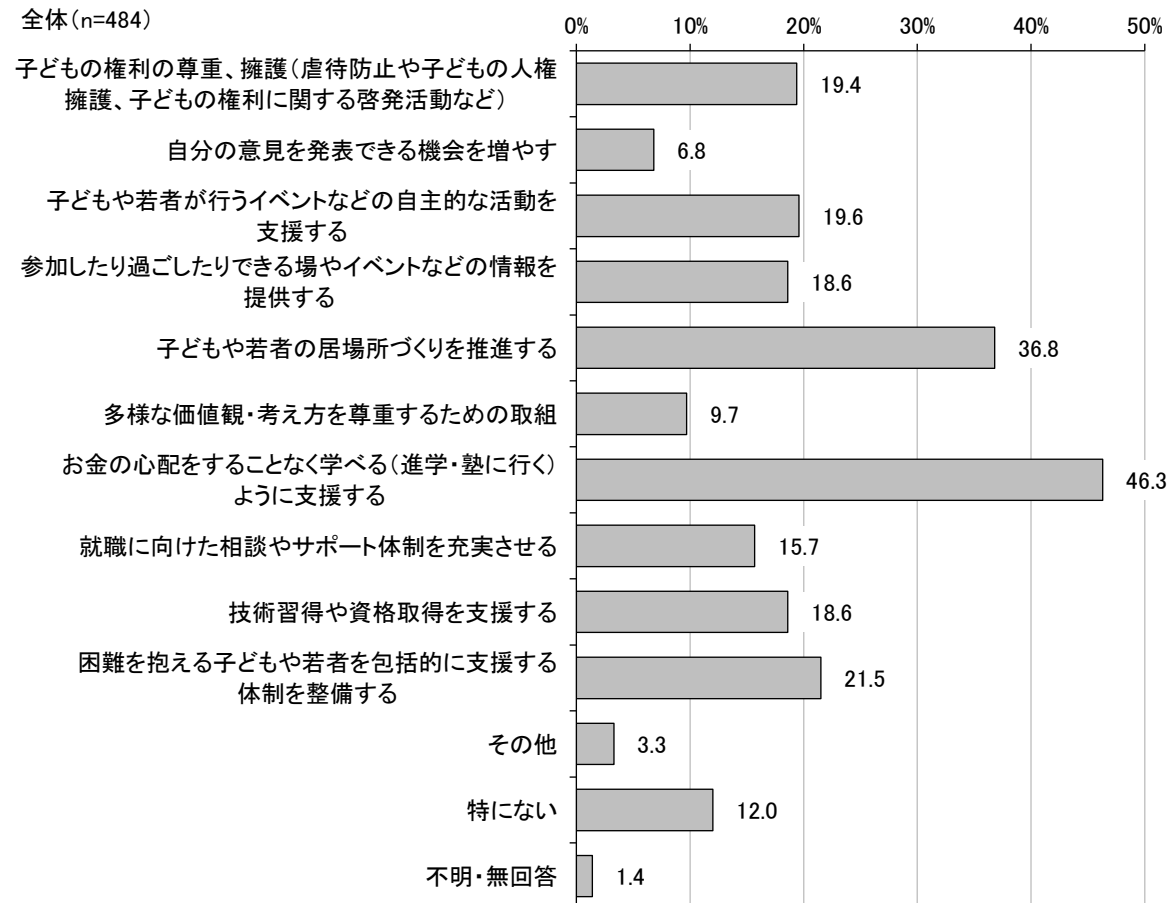
あなたは普段悩み事を誰に相談しますか。(あてはまる番号全てに○)

「親」が61.6%と最も高く、次いで「友人・知人」が53.1%、「配偶者」が25.2%となっています。



あなたは、今後の日南市に必要な子ども・若者のための取り組みは何だと思いますか。
(3つまで○)

「お金の心配をすることなく学べる(進学・塾に行く)ように支援する」が46.3%と最も高く、次いで「子どもや若者の居場所づくりを推進する」が36.8%、「困難を抱える子どもや若者を包括的に支援する体制を整備する」が21.5%となっています。



4. 日南市の子どもや若者にまつわる課題

本市の現況と市民やこどもの意見から、本市の子どもや若者にまつわる課題を、以下のようにとりまとめました。

(1) 子ども・若者の権利について

「こども基本法」「こども大綱」において、「こどもの権利」を守ることは、今後の社会形成やまちづくりにおいても最も重要とされています。そのような状況の中で、子どもや若者、子育て世帯を取り巻く環境は目まぐるしく変化し、抱える悩みや課題も複雑化しています。

また、子どもたちが自分の意見をしっかり発信し、それを周囲の大人たちが受け止められる環境をつくることも、「こどもの権利」を守るうえで欠かせなくなっています。

本市においても、こういった考えが少しずつ浸透はしていますが、まだまだすべての市民に広がってはならず、また子どもたち自身も自分の意見を言える環境を求めており、今後の子育て支援、若者支援を進めるうえで、最初に考えなければならないポイントといえます。

これらの状況を踏まえ、子どもや若者の権利を保持するための普及啓発や、実際に権利侵害にあっている子どもたちを守る取り組み、そして子どもたちの意見表明に関する施策を進めていきます。

(2) 子ども・若者の居場所について

これまでも子どもたちの遊び場などを求める声は多くあがっていましたが、今回も同じように子どもたちが安心して思い切り遊べる場所というものは子どもからも保護者からもあげられています。

一方で、何かしらの要因で家庭や学校を居場所と感ずることができない子どもたちも見受けられ、こういった子どもたちは、自分が安心して過ごすことができる環境を失い、非常に苦しい思いをしていることもうかがえます。

また、若者世代については、コロナ禍の影響などもあり、社会的につながりが薄くなっていることもあり、こういったつながりを求めている声もあがっています。

これらの状況から、これまでの「こどもの遊び場」という意味での居場所から、「子どもたちが安心して過ごせる場所」という意味の居場所づくりに考え方が変化しており、今後は、そのような居場所づくりを推進する必要があります。そのためには、子どもたちがなぜそのような居場所を求めるのかという要因も受け止めながら、子どもたちが楽しく、安心して過ごせる空間や環境を形成していきます。

（３）こども・若者の生活について

子育て世帯は比較的地域のつながりを持たないことも多くなっており、様々な悩みを世帯で抱え込みがちになってしまうことも多くなっています。また、発達の違いやこどもの貧困、虐待などの課題も多くなっており、これらへの対応が社会的にも求められるようになっていきます。

特に子育て世帯が本市で子育てをする際に求めているものとして経済的な支援は比較的多くの意見があがっています。近隣自治体でも子育て世帯への経済支援策が重点的に取り組まれている中で、本市において、経済的支援だけでなく、どのように子育て世帯の生活の質を向上させていくのかは今後のまちづくりを考える中で必要不可欠です。

様々な悩みや不安、課題を受け止め適切に支援につなげる体制を構築しながら、「子育てしやすいまち」とこどもや若者から感じてもらえるような子育て支援環境を目指します。

（４）乳幼児期～若者世代までの切れ目のない支援について

「子育て」といっても、ライフステージにより心配や悩みは様々です。そして、こどもが成長し若者となった次には、「次代の親」としてどうすべきなのかという悩みも生じます。この乳幼児期から次代の親になるまでの間を切れ目なく支援していくことが、子育て支援として重要です。

また、「こども大綱」においても、本計画において「こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する」ことが重要とされており、それぞれのタイミングでこういった保健・福祉・教育の取り組みをするのかを明確に整理し、展開していくことが求められています。

さらに、小学生～高校生にかけては切れ目なく教育を展開し、就学・就職に向けてこどもたちが様々な選択を取れる基盤づくりが求められています。

若者世代・次代の親という部分では、自分たちが親になることへの不安を抱えている人も多く、こういった支援があるのかもわからないということも少なくないため、そういった人々を支援につなぎ支えられる環境づくりが必要です。

こういったそれぞれの年代において抱える不安や悩みに寄り添い、ライフステージごとに注力すべき点を上手く展開できるよう、計画として体系立てて推進します。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念

これまで、本市では「第2期日南市子ども・子育て支援事業計画」にて「すべての子どもが健やかに育ち、子どもを安心して産み育てることのできるまち にちなん」を基本理念として掲げ、子育て支援に取り組んでまいりました。

そのような中で、こども大綱などに示されたように国では「こどもまんなか社会」を目指すことを掲げ、こども・若者を当事者の目線も含みながら、一元的に支える方針を打ち出しました。本市においても、この流れを汲みながら、こどもも若者も親も皆が夢を育み、笑顔で過ごせるまちを目指していく必要があります。

そういった背景を踏まえ、本計画では計画の基本理念を以下のように設定し、こども施策に取り組んでいきます。

<基本理念>

すべてのこども・若者が自分らしく輝き、
誰もが幸せを得られるまち



2. 計画の基本目標

基本理念の実現を目指すために、以下の基本目標を掲げて施策を推進します。

(1) こども・若者の権利を守る

「こどもまんなか社会」の実現を目指すうえで、最も大切にしなければならないことは「こどもの権利」を守ることです。多種多様な課題がこども・若者たちの周りにある中で、こども・若者たちが安心して、自分たちのやりたいことを叶えることができる、それこそが「こどもまんなか社会」のあるべき姿です。そういった社会をつくるために、こども・若者たちの権利を守る環境づくりに努めます。

(2) こども・若者の居場所をつくる

市民ニーズからも見受けられるように、こども・若者は様々な居場所を求めています。それは、自分たちが遊ぶことができる場所であったり、自分たちの夢をかなえるための場所であったり、あるいは自分の居場所を見失い探しているこどもたちもいます。そういった、様々なこども・若者にとって必要な居場所をつくり、こども・若者たちが暮らしやすいまちを目指します。

(3) こども・若者の生活を支援する

こどもの貧困やヤングケアラーなど、複雑な課題を抱えた子育て世帯が全国的にも増加しており、これまでの画一的な支援だけでは対処しきれない状況の世帯が見受けられるようになっていきます。そうした中で、これまでの体制をさらに強化し、他の保健・福祉・教育分野などの機関とも連携をしながら、課題を受け止め支援へつなげることが重要です。これらの体制づくりを市と関係機関で進め、こども・若者の生活をしっかりと支える環境づくりを進めます。

(4) ライフステージに応じた切れ目ない支援をする (乳幼児期～若者世代・妊娠出産期までの支援)

これまでの子育て支援の取り組みにおいても「切れ目のない支援」は重要な項目であり、これまでも乳幼児期から小学生への切れ目ない保健・福祉の取り組みを進める体制づくりに努めていました。今後は、それを次代の親になるまで伴走できるような支援体制として構築し進めることを目指します。

また、教育分野においても保育所・認定こども園から小学校、小学校から中学校への接続などが重要視されており、保健・福祉・教育の取り組みはライフステージに応じて適切な支援を行い、切れ目のない支援体制の構築を図ります。

3. 施策の体系

基本目標に基づき、本計画では以下のように施策を展開し、こども・若者への支援を行います。

基本理念	基本目標		施策内容（案）
すべてのこども・若者が自分らしく輝き、誰もが幸せを得られるまち	1. ライフステージ共通施策	(1) こども・若者の権利を守る	①こどもの権利の普及啓発 ②こどもの意見把握の推進 ③こどもの人権の保全 ④児童虐待防止の推進 ⑤障がい児・医ケア児への支援 ⑥こどもの貧困解消の推進 ⑦自殺対策や犯罪、いじめ等からこどもを守る取り組み
		(2) こども・若者の居場所をつくる	①こどもや若者の居場所づくり ②生涯を通じた学びへの取り組み ③体験活動の推進 ④こどもを見守る地域のコミュニティ形成
		(3) こども・若者の生活を支援する	①総合的な相談体制の構築 ②経済的支援の充実 ③子育て支援サービスや施設などの整備
	2. ライフステージごとの施策	(1) 乳幼児期への支援	①乳幼児の健康保持 ②育児への支援 ③幼児教育・保育環境の充実
		(2) 児童・生徒への支援	①学校教育の充実と環境整備 ②児童・生徒の心身の健康保持と健全育成
		(3) 若者世代への支援	①高等教育の充実 ②就労支援の充実 ③出会いの場の提供や結婚の希望を叶えるための支援
		(4) 妊娠出産期への支援	①出産前後の母親や子育て世帯への支援 ②共働き・共育での推進

第4章 施策の展開

1. ライフステージ共通施策

(1) こども・若者の権利を守る

①こどもの権利の普及啓発

すべてのこども・若者、そして大人たちが、「こどもの権利」について理解を深め、こどもや若者が、自分たちが権利の主体であり、自らを守る方法や困難を抱える時に助けを求め、回復する方法を学べるよう、「こどもの権利」に関する理解促進を進めていきます。

施策名	取り組み内容
「こどもの権利」普及啓発事業	「こどもの権利」について、こども自身や保護者、住民すべてに理解を促せるよう、広報等による啓発活動を進めます。

②こどもの意見把握の推進

「こども大綱」では、まちづくりを進める中で、こども・若者のニーズを的確に捉え、実効性のあるものになるよう、また、こども・若者が社会の一員としての主体性を高めることができるよう、こども・若者の意見を十分に聞き、施策に反映することが求められています。

こどもや若者ととともに社会をつくるという認識のもと、こども・若者が意見を聞き取る機会を設け、こども・若者の社会参画に努めます。

施策名	取り組み内容
こどもの意見表明機会の醸成	市の計画策定などのタイミングや、今後の方針を検討する際等に、アンケートやヒアリング、ワークショップなどを通じたこどもや若者の意見を表明できる機会を醸成します。

③こどもの人権の保全

こどもや若者の人権を守ること、そしてこどもや若者が人権に対して意識を高めることは、こどもや若者の暮らしを豊かにするために欠かせないものです。こどもや若者の人権を擁護するために、各種人権啓発の取り組みを進めるとともに、こどもたち自身も人権について学び、人権意識を持てるよう教育の充実を図ります。

施策名	取り組み内容
人権教育の充実	こどもたちが互いに協力し、優しさと思いやりの心を持てるよう、幼児教育・学校教育等において、人権教育の充実を図ります。
道徳教育の充実	各小中学校において、特別の教科である道徳の指導をさらに充実させていきます。
こどもを取り巻く有害環境対策の推進	こどもたちが有害情報等に巻き込まれないよう、関係機関・団体やPTA、青少年育成協議会、ボランティア等の地域住民との連携・協力を強化し、こどもを取り巻く環境の改善に努めます。

④児童虐待防止の推進

虐待からこどもと保護者を救うためには地域社会や家庭の理解と協力が不可欠です。また、親の養育力不足、夫婦不和による家庭内暴力（DV）による心理的虐待、保護者の育児する責任を放棄するネグレクト等の問題も深刻化しつつあります。虐待はこどもの心身の成長や人格形成に大きく影響を与えるものであり、適切かつ迅速な対応が求められています。本市においても、相談窓口や相談体制の整備、関係機関と連携した支援等を行い未然予防、早期発見・早期対応、社会的養護等に取り組む必要があります。

施策名	取り組み内容
虐待防止ネットワーク	要保護児童対策地域協議会を設置し、市と関係機関や地域との連携を図り、虐待の早期発見に努めます。 また、特に個別ケース会議において個別の要保護児童に対する具体的な支援の内容等を検討します。
虐待に関する相談	虐待の防止策として、こども家庭センターによる相談をはじめ、各種健診、教室、訪問時における相談を実施します。
虐待の早期発見・早期予防	「こんにちは赤ちゃん事業」や、養育支援訪問等を通して、虐待の早期発見・早期予防に努めます。
虐待防止のための周知啓発	毎年11月の虐待防止月間には市の広報誌上で虐待防止に関する広報を行います。

⑤障がい児・医ケア児への支援

近年、障がいのあるこども・若者が増加しており、障がい児保育での人員確保や障がい児福祉サービスのニーズも増大しています。そして、こども・若者自身の日常生活機能の発達という観点と、保護者の心身の負担を軽減するという観点から、関係機関と連携した適切な支援体制の構築が不可欠となっています。

また、令和3年度に「医療的ケア児支援法」が施行されたことによって、医療的な支援を必要とする「医療的ケア児」とその家族への支援体制づくりも社会的に求められています。

これらの背景を基に、当事者と家族への支援を充実させ、ライフステージを通じた一貫した支援体制を構築します。

施策名	取り組み内容
障がい児保育の充実	障がい児が安全、安心に保育が受けられるように、保育士の資質の向上、福祉教育の推進、保育士の配置、日中活動ができる場の提供等の支援を行います。
放課後児童クラブにおける障がい児の受入れの推進	各児童クラブにおいて、必要に応じて実施します。 学校や教育委員会、関係機関と連携し、障がい児の受入れの支援を行います。
相談窓口の充実	これまで支援学校等で行っていた未就学児の相談窓口を、市へ一本化することで、相談・支援の仕組みを構築します。 また、関係機関と連携を図り、療育についてのきめ細やかな相談や助言、指導及び支援を行うとともに、できるだけ早期支援につなげるために発達障がいへの理解を深める働きかけを行っていきます。
就学前の障がい児療育及び相談の充実	児童福祉法による児童発達支援事業所にて、日常生活における基本的な動作及び知識技能の取得並びに集団生活への適応のための支援等を行います。 また、2歳6か月児教室、3歳6か月児健診時の専門家による相談や巡回相談を行います。
障がい児を持つ家族への支援	在宅の医療的ケア児が短期入所を利用しやすいよう、拡大促進のための助成を行います。
障がい福祉サービスの提供	訪問系サービス、日中活動系サービス、居宅系サービスなどの実施体制の確保に努めます。
就労支援	障がい者関連機関と連携し、幅広い分野での障がい者雇用を促進します。 また、就労移行支援・就労継続支援・就労定着支援など、就労につながる障がい福祉サービスを推進します。

施策名	取り組み内容
医療的ケア児への支援	医療的ケアを必要とする障がいのある子どもが、適切な支援を受けられる体制を、自立支援協議会等を通じて関係機関が連携し充実させます。
小・中学校のバリアフリー化の推進	油津小学校、油津中学校を、市内の身体に障がいのある児童・生徒に対応できる拠点校と位置づけ、バリアフリーの維持・管理に努めます。 また、児童・生徒の障がいの程度や状況に応じて拠点校が柔軟に対応できるように努めます。



⑥こどもの貧困解消の推進

こども・若者の貧困は、経済的な面はもちろんのこと、心身の健康や衣食住、学習意欲や進学機会、前向きに生きる気持ちなど、こどもの権利を侵害する深刻な課題です。貧困や貧困の連鎖によって、こども・若者の将来が閉ざされることは決してあってはなりません。

本計画は「こどもの貧困対策計画」を包含するものとして策定しており、「こどもの貧困対策解消法」に基づきながら、貧困の課題を抱えたこども・若者や子育て世帯に対する支援体制の強化を図り、保健・福祉・教育分野などの各機関と連携しながら、こども・若者の生活をしっかりと支える環境づくりを進めます。

施策名	取り組み内容
発見から支援につなぐ体制整備	貧困の状況にあるこどもが、様々な不利を背負うばかりでなく、社会的に孤立して必要な支援が受けられないことがないよう、支援の必要な家庭やこどもを早期発見し、適切な支援を行うため、相談・訪問事業等の充実を図ります。 また、地域住民や行政、学校、企業、NPO等の関係団体との連携を図り、地域全体でこどもの貧困対策に取り組めます。
生活困窮世帯に対する食料支援と見守り	経済的な事情を抱える子育て世帯に対し、食材の宅配で支援するとともに、定期的な訪問を通じて悩み相談やこどもの見守りを行い、必要な支援につなげる活動に取り組めます。
こどもへの学習支援	すべてのこどもが、家庭環境や経済状況に左右されることなく、自分の能力・可能性を最大限に伸ばし、それぞれの夢に挑戦できるよう、社会福祉協議会や企業、NPO等との連携を促進し、学習等に課題を抱えるこどもの学習支援を行います。
保護者への生活支援	生活保護や各種手当など、世帯の生活の基盤を下支えするとともに、ケースワーカーや母子・父子自立支援員を中心に相談体制の充実を図ります。
保護者への就労支援	生活保護受給者・ひとり親の就業支援については、ハローワークと連携して実施します。
ひとり親家庭等に対する相談体制の充実	ひとり親家庭等に対する相談体制の確保を図ります。また、相談の内容に応じて他部署と連携し、適切なサポートが行えるよう体制を整えます。

⑦自殺対策や犯罪、いじめ等から子どもを守る取り組み

近年、子どもや若者の自殺が社会的に問題となっています。本市においても、悩みを抱えている子どもや若者は一定数おり、中には相談することができず抱え込んでしまっているケースもあります。悩みを抱える子どもや若者がこころの健康を維持できるよう啓発や支援体制の整備に取り組めます。

また、犯罪や事故、災害による被害を防ぐことも、子どもたちの命を守るということでは必要不可欠です。これらの取り組みについても、警察や関係機関、地域と連携しながら進めます。

施策名	取り組み内容
こどもの心の相談	巡回相談員のほか、スクールカウンセラーやスクールアシスタントを配置し、子どもたちの心の相談に応じます。
スクールカウンセラー設置	市内全小・中学校に配置し、教育支援センターと連携を図りながら実施していきます。
ネットいじめ対策	「ひなたこどもネット相談」など、宮崎県教育委員会の相談窓口について、各学校、児童・生徒に周知を図ります。 また、警察などの外部機関や情報モラル教材などに関する情報提供を行い、情報モラル教育の実施を推進します。
安心・安全なまちづくりの推進	子どもが犯罪等の被害に遭わないようなまちづくりを進めるため、道路、公園等の公共施設や住居の構造、設備、配置等について、事故や犯罪等の防止に配慮した環境設計を行います。
犯罪などの被害防止活動	警察や青少年育成団体とのネットワークを構築しながら、地域の防犯のための体制を強化します。 また、「こども 110 番おたすけハウス」等、緊急避難場所の設置など、いざという時に子どもが頼れる場所づくりにも努めます。さらに、防犯灯の設置・整備などにも取り組めます。
交通安全教育の推進	警察等の各団体と協力して夜間走行時の自転車ライト点灯指導や新入学生への交通安全グッズの配布、自転車の点検指導、ヘルメットの着用指導を実施します。
被害に遭ったこどもの保護の推進	犯罪、いじめ、児童虐待等により被害を受けたこどもの精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援するため、こどもに対するカウンセリング、保護者に対する助言等を行うなど、学校等の関係機関と連携したきめ細やかな支援を実施します。
災害対策の推進	市民・行政・防災関係機関が連携し、災害時にもこどもの安全を確保できる体制づくりに努めます。 災害時に地域の中で助け合う災害対応については、こどもたちも協力して助け合うことができるように、平時からこどもたちに向けた防災教育を推進します。

(2) こども・若者の居場所をつくる

① こどもや若者の居場所づくり

こどもたちが家庭や学校以外の場所でも安心して過ごし、遊べる環境はこどもからも大人からも非常に求められています。市だけでなく、関係団体や法人、地域とも協力しながら、こどもたちの居場所づくりを進めます。

施策名	取り組み内容
こどもの遊び場の充実	公園の遊具等について、安全面の点検を随時行いながら、維持管理を充実し、安心して利用できる環境づくりに努めていきます。
こどもの居場所づくり	こどもや若者が、家庭と学校や職場以外で、安心して居心地よく過ごせる居場所づくりを官民連携のもと推進します。
こども食堂の活動支援	こどもの食や居場所を提供する場所として、こども食堂を実施する団体に活動の支援を行います。
放課後児童健全育成事業	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。 13 か所（小学校 10 校、認定こども園 1 か所、団地集会所 1 か所、貸事務所 1 か所）で実施しています。 条例に基づき、専用区画の面積や、一つの支援単位を構成する児童数の基準を満たすため、余裕教室の確保を行うなど、事業の充実に努めます。
放課後子ども教室	すべてのこどもを対象に、地域の方々の参画を得て、放課後の安全・安心なこどもの居場所を設けます。 小学校 9 校で実施しており、学校の余裕教室等を利用して、学習やスポーツ・文化活動、地域の大人や異年齢のこどもとの交流活動等の取り組みを推進します。

②生涯を通じた学びへの取り組み

学校教育以外の場における学びは豊かな人間性や生きる力を育むために重要です。文化・芸術活動やスポーツ活動、読書活動などをこどもの頃から大人になっても続けられるような環境を整備し、市民すべてが積極的に生涯学習の機会へ参加できるよう活動内容の充実を図ります。

施策名	取り組み内容
文化・芸術の振興	こどもたちが文化・芸術に関わり合う機会を提供するとともに、文化・芸術に関する活動団体が健全にかつ適切な事業活動を行えるよう支援します。
スポーツの推進	スポーツに関する活動団体が健全にかつ適切な事業活動を行えるよう支援します。また、市民が広くスポーツに親しめるよう、スポーツ施設の維持管理にも努めます。
社会教育の推進	こどもから高齢者まで、生涯を通じて学習できる機会の整備・充実に努めるとともに、生涯学習により得られた知識・技能・経験を地域・学校の課題解決など、様々な分野で生かす活動を促進します。
図書館の充実	市民が本に触れ、様々な知識や教養を得られることに加え、市民に親しまれる図書館の維持運営に努めます。

③体験活動の推進

幼少期における体験は、その後の人格形成や健全育成にとっても重要です。こどもたちが様々な体験を通じて、生きる力を育み、他者との交流ができるよう、体験活動の充実を図ります。

施策名	取り組み内容
図書館などにおけるイベントの実施	施設の特徴を生かしながら、こどもや若者が様々な体験をできるイベントを実施します。
自然体験イベントの実施	こどもや若者を対象に自然と触れ合える機会を醸成するためのイベントを関係団体と連携しながら実施します。
木で遊ぶイベント等への取り組み	子育て支援センター「ことこと」において、いつでも木のおもちゃに触れられる環境をつくっています。 また、木に触れる機会を、多くの子育て親子に持ってもらうよう木育ワークショップなどのイベントを実施します。

④こどもを見守る地域のコミュニティ形成

地域におけるコミュニティにこどもや若者が参加する機会が減少していますが、地域住民間で互いを支えるという「互助」「共助」により子育て家庭や若者を支えていくことが重要です。地域の中での多世代交流などを促進し、地域コミュニティにこどもや若者、子育て世帯が参加できる環境づくりを進めます。

また、地域の中で複合化・複雑化する地域課題も多くなっています。これからは、分野横断的に取り組みを進めつつ、市民協働で進めることも重要です。

施策名	取り組み内容
子育て応援フェスティバルの開催	年1回の子育て応援フェスティバルを実施します。様々な子育て団体と協力して、子育てに関連する催し物を開催します。また、他のイベントとも連動し、さらに子育て世代の親子が楽しめるイベントの充実を図ります。
家庭教育学級、講座の開催	市内20学級に対し、講師派遣、視察研修等の支援を行います。
地域の教育力の向上	親子による交流、自然体験学習の活動を実施し、親子の共感活動を推進するため、親子チャレンジ講座を開催します。
重層的支援体制の構築	ヤングケアラーなどの複合的な課題に対して関係課や関係機関との連携を強化し、分野横断的に対応できる支援体制を構築します。
ヤングケアラーの支援	ヤングケアラーの状況にある世帯については、適切な支援が受けられるよう関係機関と連携し、課題の解決に取り組みます。



(3) こども・若者の生活を支援する

①総合的な相談体制の構築

子育てに関する不安をはじめ、近年はこどもや若者も悩みや不安を抱えがちです。特にこどもは親や学校の先生に話したくない悩みを抱えることもあり、悩みを相談する先を求めている声もあります。今後は、こどもたちが第三者に相談したいと考える多様な相談を受け止め、適切な支援につなぐための総合的な相談体制を構築する必要があります。また、窓口での相談だけでなく、多様な場やアウトリーチ型の相談、インターネットを活用した相談など、その手法についても多様に行うことで誰一人取り残さない相談支援体制を目指します。

施策名	取り組み内容
こども家庭センター	こどもや若者、子育て世帯の悩みを受け止め、課題点を紐解き、適切な支援につなぐことができる一元型の総合相談体制を構築します。妊娠や出産・子育て期における相談を受け付け、必要に応じ他担当課や他機関を紹介し、連携を図りながら支援を行います。
地域子育て支援センター	保育士等による気軽に子育てに関する相談をできる機会を創出します。

②経済的支援の充実

子育て世帯は様々な面で経済的な負担が大きく、中には生活困窮に陥るケースもあります。しかし、経済的なことを理由にこどもが享受すべき最低限の教育や日常生活を阻害されることはあってはなりません。そのため、国や県の制度等に準じながら、適切な経済的支援を行うことで、すべての子育て世帯の生活を支援します。

施策名	取り組み内容
各種手当の支給	児童手当や児童扶養手当、特別児童扶養手当などを該当する世帯に支給し、子育て世帯の経済的負担を軽減します。
自立促進に向けた経済的支援	ひとり親家庭や生活困窮世帯などの自立促進に向けた経済的支援について、適切に運用します。
就学援助制度	経済的理由によって就学困難と認められる児童・生徒又は入学予定者の保護者に対して、就学に必要な援助を行います。
小中学校給食費の公費負担	保護者の経済的負担を軽減し、安心してこどもを産み育てる環境を充実させるための取組として、小・中学校の学校給食費の公費負担を行います。

施策名	取り組み内容
こども医療費の助成	乳幼児の医療費全額助成及び小中学生の医療費の一部助成を引き続き継続します。
実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成します。

③子育て支援サービスや施設などの整備

子育て支援が安心かつ便利に各種サービスや施設を利用できるようにすることが望まれています。特に子育て世帯の中には市の取り組んでいるサービスなどを知らずに生活していることもあり、そういった世帯にリーチできる情報発信の手段などの必要性が高まっています。すべての子育て世帯が快適に過ごせる環境を目指してサービス及び施設の整備を推進します。

施策名	取り組み内容
子育て情報の提供	子育て情報誌「はぴねす」を市内企業等の広告協賛により製作し、各関係施設や、日南市子育て応援フェスティバル等で配布するとともに、出生時や転入時に保護者へ配布しています。さらに、インターネット等を活用した情報提供を行うために、ＨＰの整備や、市公式ＬＩＮＥの効果的な活用も検討します。
道路を含む公共施設等のバリアフリー化	妊産婦、乳幼児等すべての人が安心して外出できるよう、道路、公園、公共交通機関、公的建築物等において、段差の解消等のバリアフリー化を推進します。あわせて、妊産婦への配慮、ベビーカーの安全な使用や使用者への配慮等の理解を深める「心のバリアフリー」のための取り組み等を行うことにより、ハード・ソフトの両面から一体的なバリアフリー化に努めます。
子育て世帯にやさしいトイレ等の整備	公共施設等において、こどもサイズの便器・手洗い器、ベビーベッド、ベビーカー、授乳室の設置など、子育て世帯が安心して利用できるトイレの整備を推進します。

２．ライフステージごとの施策

（１）乳幼児期への支援

①乳幼児の健康保持

生涯を通じて健康な生活を送るために、乳幼児期から、食、生活リズム、運動習慣等の望ましい生活習慣の基盤を固めることが大切です。乳幼児健診における疾病の早期発見、早期治療、ライフステージに応じた保健指導を行いつつ、適切な医療体制につなげることができる体制をつくるとともに、保護者がこどもの成長・発達について学習できる機会の醸成にも努めます。

また、栄養・食生活は、こどもたちが健やかに成長し、多くの生活習慣病を予防する観点から重要なため、乳幼児期からの食育推進にも取り組みます。

施策名	取り組み内容
各種健診等の実施	月齢に応じた発達や成長を確認するほか、むし歯予防等のため、各種健診や教室の実施、必要に応じた相談や支援を行います。各種健診、教室は月に１回実施します。 また、健診、教室の場で乳幼児の疾病、障がいの早期発見、健康の保持増進、保護者の育児不安軽減を図ります。 なお、該当する事業としては以下の事業です。 ○１か月児健診 ○３か月児健診 ○ピヨピヨ１０か月教室 ○１歳６か月児健診 ○２歳６か月児教室 ○３歳６か月児健診 ○乳幼児相談 ○乳児一般健康診査 ○離乳食教室 ○４歳児クラスフォローアップ訪問 ○未就学児フツ素塗布
予防接種の実施	こどもを感染症から守るため、予防接種法に基づく定期接種を実施します。また、任意接種費用の一部を助成します。 予防接種による健康被害については、予防接種健康被害調査委員会を開催し、円滑に対応します。
新生児等訪問	新生児等に対して訪問指導を実施し、新生児等の健康保持等に取り組みます。
こんにちは赤ちゃん事業 （乳児家庭全戸訪問事業）	生後４か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行い、支援が必要な家庭に対して、適切なサービス提供につなげます。
新生児聴覚検査費用助成	新生児に対して、聴覚障がいの早期発見・早期療育を目的に、新生児聴覚検査費用の助成を行います。

施策名	取り組み内容
乳幼児の食育の推進	健診での各種教室や相談の案内を徹底し、次の機会につなげる働きかけを行います。また、「食育・地産地消」の推進に努めます。
小児医療の体制整備	地域医療出前講座などの機会を通じて、適正受診やかかりつけ医の普及・定着に向けた啓発を行います。 また、「初期夜間急病センター」、「在宅当番医」の利用を周知するほか、小児救急医療ガイドの活用促進を図り、軽症による安易な時間外受診の抑制に努めます。 さらに、広報誌や市ホームページなどにより、時間外救急時の日南市初期夜間急病センターや在宅当番医のかかり方、日南市救急医療電話相談やこども医療電話相談（#8000 ダイヤル）の利用についての呼掛けを行います。 加えて、小児医療体制は、安心してこどもを産み、健やかに育てることができる環境の基盤となるものであることから、小児医療の充実・確保に努めます。



②育児への支援

子育て世帯が適切な育児を行える環境づくりを支援するため、就学前児童の保護者が、産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に特定教育・保育施設等を利用できる環境づくりを行うとともに、育児の際に必要な細やかなニーズを満たすための支援にも取り組みます。

施策名	取り組み内容
子育て支援センター「ことこと」	公立の子育て支援施設として、子育て支援センター「ことこと」を開設しています。特別支援保育や、こんにちは赤ちゃん訪問事業などと連携し、遊び場の提供や情報提供・相談・一時預かり・子育てグッズやおもちゃの貸し出しなど、個別に対応するきめ細やかな支援の充実を目指します。
利用者支援事業	こども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。
地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場を提供し、子育てについての相談、情報提供等の支援を子育て支援センター「ことこと（油津地区）」を中心に、他4か所（吾田地区2か所、東郷地区1か所、南郷地区1か所）で実施します。 また、地域で子育てをする保護者が情報交換や交流できるように各種イベントを行うなど、引き続き既存センターの機能充実を図っていきます。
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、適切な養育の実施を確保します。 また、関係部署や関係機関と情報共有を図り、課題解決に向けた適切な支援につなげていきます。
ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）	乳幼児や小学生の児童を有する子育て中の保護者等を会員として、子育てに関し、援助を受けたい方（利用会員）と援助を行いたい方（援助会員）の相互援助に関する連絡・調整を行います。 こどもの一時預かりや送迎などを行い子育て中の保護者の支援をします。
子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ必要な保護を行います。

施策名	取り組み内容
こどもの事故防止	乳幼児期の各種健診、教室では、月齢に応じた事故防止について、情報提供及び指導を実施します。 また、ポスター掲示等を通じて事故防止の普及啓発を行います。

③幼児教育・保育環境の充実

保育ニーズの多様化により、保育所や認定こども園の柔軟な対応が重要な一方で、保育の質を向上させることも今後重視されることとなります。保護者が安心して預けられる保育環境の形成のため、保育サービスについて改善を図りつつ、保育士等の処遇を充実させ、本市の保育・幼児教育を担う人材の確保に向けた取り組みを行います。

施策名	取り組み内容
認定こども園	就学前のこどもに関する教育・保育や地域における子育て支援を総合的に提供し、幼保一元化を推進します。
保育所	保育を必要とする乳児・幼児の受入れを行い、日々の保育を実施します。
小規模保育	保育を必要とする乳児・幼児（原則3歳未満）を対象に、定員6人以上20人未満の比較的小規模で家庭的保育事業に近い雰囲気、保育を実施する事業です。
認可外保育施設	事業所内保育施設や企業主導型保育施設と連携し、保育の充実を図ります。
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	令和8年度から、保育所等において、0歳6か月～満3歳未満の未就園児を月一定時間まで預かる「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」を開始します。多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、本市においても、適切に事業を実施します。
一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、一時的に預かり、必要な保育を行います。 また、認定こども園の1号認定の園児を主な対象として、幼稚園型一時預かり事業を行います。15か所の保育所等で実施します。 さらに、現状のサービスを拡充し、新たな実施施設についても検討を行います。

施策名	取り組み内容
延長保育事業	保育認定を受けたこどもについて、認定こども園、保育所等で通常時間外の保育を実施します。 延長保育は、14 か所の保育所等で実施します。保護者の就労形態の多様化に伴う保育需要に対応するため、通常保育を延長した保育の充実に努めます。 休日保育事業は、保護者の就労形態の多様化に伴う保育需要に対応するため、日曜日及び祝日の保育については、地域の実情やニーズ等を踏まえ、事業の取り組みを検討します。 夜間保育は、保護者のニーズ量が低いため、他の子育て支援サービスの充実を図りつつ、経済動向や特に母親の就労状況などを勘案しながら検討します。
乳幼児健康支援一時預かり事業（病児・病後児保育）	児童が病気又は病気回復期のため、集団生活が困難な場合に、一時的に保育所等で預かります。 3か所の保育所で実施していますが、今後、利用状況や地域のニーズを検証し、必要に応じた新たな施設の整備を行います。
幼・保・小・中連携の推進	幼児期から義務教育期までのこどもの視点に立った一貫した教育の実現を目指して、幼・保・小・中連携を推進し、各機関における教育・保育の充実を図ります。
多様な事業者の参入促進・能力活用事業	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進します。
保育士等の確保と人材育成	市内の保育所・認定こども園等の保育士等の確保や資質の向上に向けた取り組みの充実を図ります。

(2) 児童・生徒への支援

①学校教育の充実と環境整備

学校教育はその後の人生の基盤をつくるために欠かせないものであり、様々な知識や経験を得るために非常に重要です。「生きる力」を育むための教育を推進するために、それぞれの教育プログラムの充実や学校における学習の質の向上に取り組み、特色ある学校づくりに努めます。

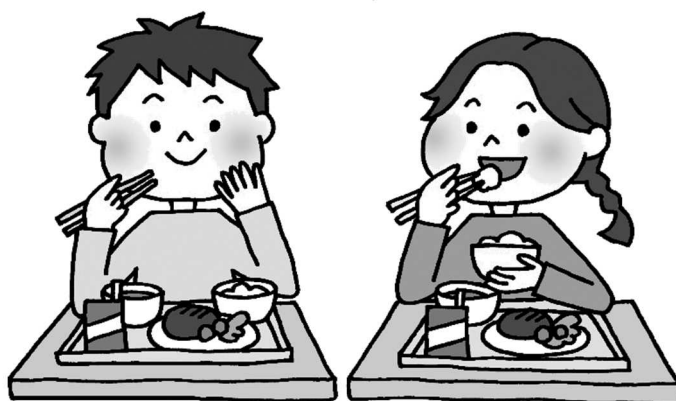
また、保育所・認定こども園と小学校、中学校との連携・接続を図り、それぞれの就学・進学時期にまつわる課題を解消できるよう、教育環境を充実するための取り組みを進めます。

施策名	取り組み内容
学力向上についての取り組み	全国学力学習状況調査及びみやざき小中学校学習状況調査の結果を分析し、市全体の傾向を市ホームページに掲載し、更なる学力向上に努めます。 また、市教育委員会で各学校の学力向上担当者等を対象とした研修会を行い、各学校の課題等を共有し、その改善等について協議します。
学校施設の維持・更新	学校施設について、必要に応じながら維持・更新に努めます。
心豊かな学校づくり推進事業	総合的な学習の時間などを活用し、地元の人材を積極的に活用したキャリア教育を進めるとともに、キャリア教育に係る事業への補助を行います。
学校運営協議会（コミュニティースクール）	地域と連携した学校づくりを進めるために、市内全小・中学校に設置している学校運営協議会（コミュニティースクール）の更なる推進を図ります。
校種間の連携	保育所・認定こども園と小学校、小学校と中学校間の連携を強め、就学児や進学時に不安や戸惑いを感じることなく、安心して学べることができる環境形成を図ります。
GIGAスクールの推進	学校のICT環境整備とICTを活用した学習活動の充実（1人1台端末の着実な更新、ICT支援員の活用等）を図ります。

②児童・生徒の心身の健康保持と健全育成

こどもの心身の健康の維持は、こどもたちが健やかに育つうえで欠かせないものです。しかし、成長期においてケガや病気はもちろん、近年はこどもたちを取り巻く環境も変化が激しく、こころの健康という観点でも悩みや不安を抱えるケースが多くなっています。こどもたちの心身の健康を守り、健やかな成長ができる環境形成に努めます。

施策名	取り組み内容
各種定期健診の実施	それぞれの学年に応じて、児童の健康を保持するための健康診断を実施します。
児童・生徒への食育推進	地域の農水産物の良さを知り、関心を深めてもらうため、地産地消交流給食を行います。
こころの健康の保持	児童・生徒が相談できる環境を整え、こどもの悩みや不安を解消します。
薬物乱用防止教室	警察や学校薬剤師等の専門家と連携して、薬物乱用防止教室を全小中学校で実施します。
性教育助産師等派遣事業	助産師や産婦人科医を派遣し、性教育を実施します。
いのちの教育推進事業	学校毎にレインボープラン担当者を設置し、レインボープランを活用し、性教育をはじめ、生命や人権を尊重するいのちの教育を行います。



(3) 若者世代への支援

①高等教育の充実

高等教育は義務教育から外れ、どのような進路を進むかは子ども自身が選択する一方で、本人は進学をしたいものの、環境や保護者の意向などにより選択できない子どもたちもいます。すべての子どもが自分の将来のために、様々な進路を選択できるよう支援を行います。

施策名	取り組み内容
奨学金	就学のために必要な費用に対して、奨学金を支給することで支援します。

②就労支援の充実

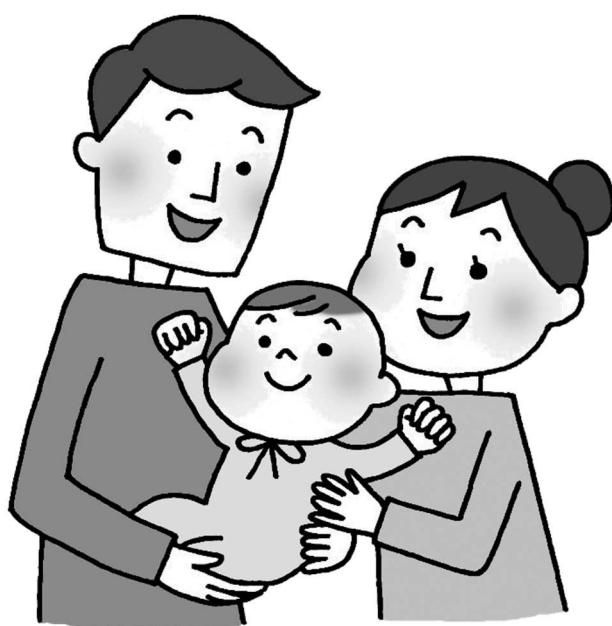
若者が継続的に就労し、安定した収入を確保することが、若い世代が本市に住み続け、子どもを持つ夢を実現する基本的な条件になります。雇用の場の確保により若者の定住や定着を促し、さらに、安定的で継続的な収入を得ることで、新たな家庭の構築や、安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりにつなげます。

施策名	取り組み内容
雇用促進事業	地域の若者に人材を求める地元会社を知ってもらうために、ハローワークや近隣市町等と連携をして説明会やインターンシップの情報発信等を行います。
創業支援事業	若者で創業したい人に対して、専門家や関係機関と連携した創業支援を行い、将来の本市における雇用の維持・拡大を図ります。
就労相談事業	就労に関する悩みや相談について、ハローワークなどと連携して対応します。

③出会いの場の提供や結婚の希望を叶えるための支援

仕事や生活の場において、男女が日常的に出会う場面が少ないことや、本人の性格、仕事の忙しさなどの理由から、出会いの機会をつくれないでいる若者が多くいます。このような、結婚を望んでいながら出会いの機会がない若者を対象に、出会いの場を提供するなど、結婚を応援します。

施策名	取り組み内容
婚活支援事業	県や近隣自治体と連携し、セミナーやイベント情報の発信、出会いの場の提供など、広域的な結婚支援に取り組めます。
結婚新生活支援事業	結婚して新生活を始める新婚世帯の経済的不安の軽減を図るため、住宅取得や賃借及び引っ越し等にかかった費用を支援します。



（４）妊娠出産期への支援

①出産前後の母親や子育て世帯への支援

出産前後は母親にとって心身ともに悩みや不安を抱える時期です。そういった時期における悩みや不安を抱え込むことがないよう、相談支援の充実に努めるとともに、産前の不妊検査及び不育症治療や産後ケアなどに対してもアプローチができる体制づくりを行います。

施策名	取り組み内容
母子健康手帳交付	母子健康手帳を交付するとともに集団指導及び個別面談を行っており、妊娠中や子育てに関する情報を提供しています。また、妊娠届出時のアンケートや個別面談を行うことで、本人や家族の不安や心配事を把握し、内容に応じた情報を提供するとともに、関係機関につなぐなどの支援を行っていきます。
不妊検査費及び不育症治療費助成事業	妊娠・出産を希望する夫婦に対して、経済的負担を軽減し、安心して妊娠・出産ができるよう環境を整えるため、「不妊検査費」及び「不育症治療費」に対して支援を行います。
妊産婦健診	妊娠届出時に、妊産婦健診の必要性を伝え健診受診を促進し、健診から必要な相談、支援を行います。健診の未受診者については、医療機関や本人と連絡をとって確認し、医療機関と連携を図りながら、妊産婦管理を継続していきます。
妊産婦訪問指導	保健師や助産師等が妊産婦の家庭に訪問し、妊娠や出産、育児に関する指導を行います。
産後ケア事業	産婦健康診査用の助成を行うことで、産後うつを発症予防に努めるとともに、心身のケアの必要な方には産後ケア事業を行っていきます。
出産・子育て応援交付金事業	妊娠届出時から妊婦や子育て家庭に対し、安心して出産・子育てができる環境を整えるための伴走型相談支援及び出産育児関連用品の購入助成等の経済的支援を実施します。
みらい応援・祝金（ひなちゃん祝金）支給事業	子育て世帯への経済的負担の軽減及び子どもの誕生を市全体で祝福することを目的に、出産された方に対して祝金を給付します。

②共働き・子育ての推進

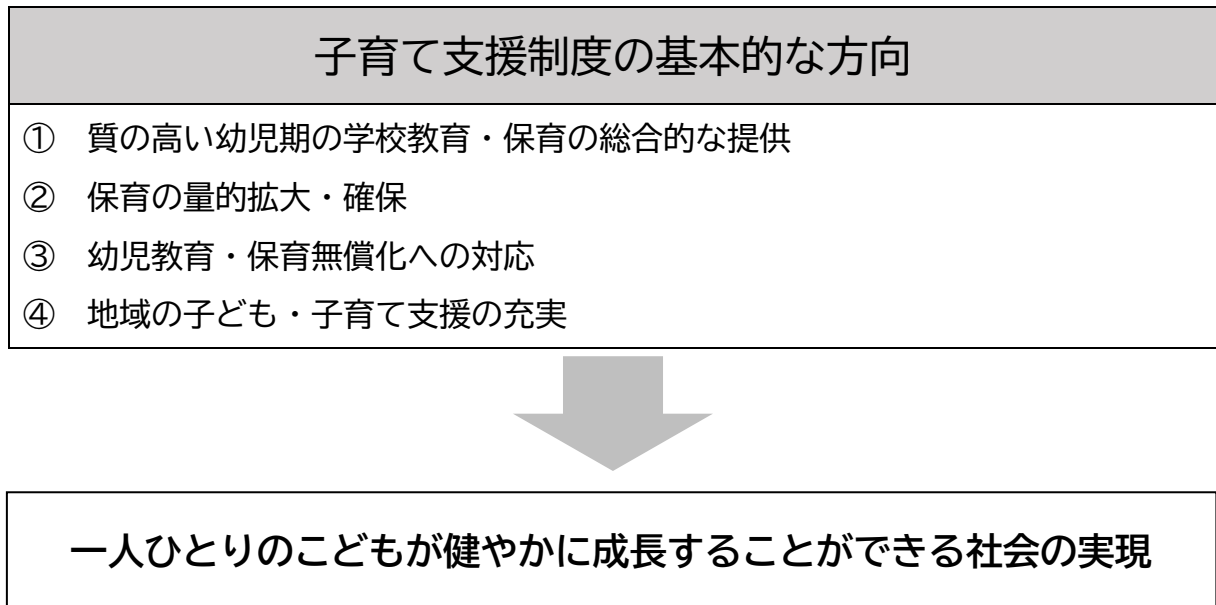
共働きが主流となっている現在、男女がともに家事・育児に参画し、仕事と家庭のバランスを維持しながら生活することが求められています。市民への男女共同参画の意識の啓発に努めるとともに、企業に対して、従業員の仕事と家庭の調和（ワーク・ライフ・バランス）を維持できるような就労環境の形成を働きかけます。

施策名	取り組み内容
仕事と子育ての両立の推進	働きながら子どもを産み育てやすい職場づくりの機運醸成と意識改革及び働き方改革の啓発を進めるため、国、県と連携をとりながら、企業の事業主、従業員、地域住民等へ広報、啓発、情報提供等として、広報誌やホームページ、SNS等への掲載を実施します。



第5章 子ども・子育て支援制度

1. 子ども・子育て支援制度の概要



（１）保育の量的確保

保育の量（提供体制）の確保については、現在の施設で十分対応できる見込みです。

また、教育・保育の「質」を確保するため、幼稚園教諭・保育士等の人材確保、職員の処遇や配置の改善などを図ることとしています。

（２）地域の子ども・子育て支援の充実

地域における子育て支援に関する様々なニーズに応えることができるよう、「放課後児童クラブ」、「一時預かり」、「延長保育」、「地域子育て支援拠点事業」、「妊婦健診」などの事業の拡充を図ることとしています。

また、子育て支援に関する相談の受け付けや施設・サービスの紹介、情報提供などを行う窓口を設置するなどの新たな取り組みによって、多様なメニューからニーズに合ったサービスを選択して利用できる仕組みづくりを目指しています。

2. 教育・保育の提供区域

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を提供する区域を定め、当該区域ごとに「量の見込み」や「確保方策」を定めることとしています。

（１）教育・保育提供区域の考え方

- ① 地理的条件、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための整備状況その他の条件を勘案したものであること。
- ② 地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となる。
- ③ 地域子ども・子育て支援事業と共通の区域設定とすることが基本となるが、実態に応じて区分又は事業ごとに設定することができる。

（２）本計画における教育・保育提供区域

これまで、教育・保育提供区域を３区域として展開していましたが、子どもの数の減少及び保育ニーズの多様化により、区域で利用施設を限定するよりも、保護者が利用したい施設を利用できる環境を形成することの重要性が高まっており、本計画から教育・保育提供区域について全市域を１区域として設定します。

3. 3つの認定区分

子ども・子育て支援法では、こども及びその保護者が教育・保育給付を受ける場合は、こどもの年齢や保育の必要性に応じた認定（法第 19 条）を受けることが必要となっています。認定区分の類型は大きく３つに分かれ、それぞれに利用できる施設や事業が異なります。

（１）１号認定（教育標準時間設定）

こどもが満３歳以上で、幼稚園等での教育を希望する場合
利用先：幼稚園、認定こども園

（２）２号認定（満３歳以上・保育認定）

こどもが満３歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合
利用先：保育所、認定こども園

（３）３号認定（満３歳未満・保育認定）

こどもが満３歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合
利用先：保育所、認定こども園、地域型保育

4. 量の見込みと確保方策

(1) 教育・保育の量の見込みと確保方策

各年度の「教育・保育の量の見込みと確保方策」については、次のとおり設定します。

1年目（令和7年度）		1号認定	2号認定	3号認定		
				0歳	1歳	2歳
①量の見込み（人）		77	775	56	168	206
				430		
確保方策	認定こども園（人）	210	577	428		
	保育所（人）		236	214		
	地域型保育事業（人）			19		
	企業主導型保育事業（人）			24		
	②合計（人）	210	813	685		
②－①（人）		133	38	255		

2年目（令和8年度）		1号認定	2号認定	3号認定		
				0歳	1歳	2歳
①量の見込み（人）		70	709	54	200	182
				436		
確保方策	認定こども園（人）	210	577	428		
	保育所（人）		236	214		
	地域型保育事業（人）			19		
	企業主導型保育事業（人）			24		
	②合計（人）	210	813	685		
②－①（人）		140	104	249		

3年目（令和9年度）		1号認定	2号認定	3号認定		
				0歳	1歳	2歳
①量の見込み（人）		62	628	53	195	215
				463		
確保 方 策	認定こども園（人）	210	577	428		
	保育所（人）		236	214		
	地域型保育事業（人）			19		
	企業主導型保育事業（人）			24		
	②合計（人）	210	813	685		
②－①（人）		148	185	222		

4年目（令和10年度）		1号認定	2号認定	3号認定		
				0歳	1歳	2歳
①量の見込み（人）		60	607	51	190	211
				452		
確保 方 策	認定こども園（人）	210	577	428		
	保育所（人）		236	214		
	地域型保育事業（人）			19		
	企業主導型保育事業（人）			24		
	②合計（人）	210	813	685		
②－①（人）		150	206	233		

5年目（令和11年度）		1号認定	2号認定	3号認定		
				0歳	1歳	2歳
①量の見込み（人）		60	610	50	184	204
				438		
確保 方 策	認定こども園（人）	210	577	428		
	保育所（人）		236	214		
	地域型保育事業（人）			19		
	企業主導型保育事業（人）			24		
	②合計（人）	210	813	685		
②－①（人）		150	203	247		

（２）地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

各年度の「地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策」については、次のとおり設定します。

ア）地域子育て支援拠点事業

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
量の見込み（単位：人日）	2,341	2,362	2,450	2,387	2,320
確保方策（単位：か所）	5	5	5	5	5

イ）一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり）

		令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
(単位：人日) 量の見込み	①１号認定による利用	6,721	6,110	5,411	5,237	5,237
	②２号認定による利用	10,813	9,830	8,707	8,426	8,426
(単位：人日) 確保方策	一時預かり事業 （在園児対象型）	18,000	16,000	15,000	14,000	14,000

ウ）一時預かり事業（在園児対象型を除く）、子育て援助活動支援事業、子育て短期支援事業

		令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
	量の見込み（単位：人日）	930	889	849	824	814
(単位：人日) 確保方策	一時預かり事業 （在園児対象型を除く）	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	子育て援助活動支援事業 （病児・緊急対応強化事業を除く）	100	100	100	100	100
	子育て短期支援事業 （トワイライトステイ）	10	10	10	10	10

エ）病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）

		令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
	量の見込み（単位：人日）	703	669	644	613	584
(単位：人日) 確保方策	病児保育事業	800	800	800	800	800
	子育て援助活動支援事業 （病児・緊急対応強化事業）	0	0	0	0	0

オ) 子育て援助活動支援事業

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(単位:人日)	143	136	131	123	115
確保方策(単位:人日)	143	136	131	123	115

カ) 放課後児童健全育成事業

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(単位:人)	小学1年生	206	194	183	167	153
	小学2年生	161	152	143	130	119
	小学3年生	143	135	128	116	106
	①低学年(小1~小3)	510	481	454	413	378
	小学4年生	89	85	84	81	76
	小学5年生	38	37	36	35	33
	小学6年生	19	18	18	17	16
	②高学年(小4~小6)	146	140	138	133	125
	① + ②合計	656	621	592	546	503
確保方策(単位:人)		656	621	592	546	503

キ) 利用者支援事業

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (単位:か所)	基本型・特定型	0	0	0	0	0
	こども家庭センター型	1	1	1	1	1
確保方策(単位:か所)		1	1	1	1	1

ク) 妊婦に対する健康診査

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(単位:人)	336	327	318	309	300
確保方策 (実施箇所数及び対応数)	336	327	318	309	300

ケ) 乳児家庭全戸訪問事業

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(単位:人)	232	227	221	214	209
確保方策 (実施箇所数及び対応数)	232	227	221	214	209

コ) 養育支援訪問事業

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(単位:人)	57	55	53	50	48
確保方策 (実施箇所数及び対応数)	57	55	53	50	48

サ) 延長保育事業

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(単位:人日)	218	207	197	191	189
確保方策	延長保育事業(単位:人)	218	207	197	191
	実施箇所数(単位:か所)	14	14	14	14

シ) 子育て世帯訪問支援事業

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(単位:人日)	0	0	0	0	0
確保方策(単位:人日)	0	0	0	0	0

ス) 児童育成支援拠点事業

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(単位:人)	0	0	0	0	0
確保方策(単位:人)	0	0	0	0	0

セ) 親子関係形成支援事業

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(単位:人)	0	0	0	0	0
確保方策(単位:人)	0	0	0	0	0

ソ) 妊婦等包括相談支援事業

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（単位：回）		1,008	981	954	927	900
確保方策	妊婦等包括相談支援事業（こども家庭センター）（単位：回）	1,008	981	954	927	900
	上記以外の業務委託（単位：回）	0	0	0	0	0

タ) 乳児等通園支援事業

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(単位:人日/月)	0	8	8	8	8
	0歳児(単位:人日/月)	0	5	5	5
	1歳児(単位:人日/月)	0	2	2	2
	2歳児(単位:人日/月)	0	1	1	1
	確保方策(単位:人日/月)	0	8	8	8
	0歳児(単位:人日/月)	0	5	5	5
	1歳児(単位:人日/月)	0	2	2	2
	2歳児(単位:人日/月)	0	1	1	1

チ) 産後ケア事業

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(単位:人日)	101	98	95	93	90
確保方策(単位:人日)	101	98	95	93	90

第6章 点検・評価・推進体制

1. 市民及び関係団体等との連携

(1) 市民や関係団体等との連携

子育てを社会全体で支援していくためには、行政だけでなく、家庭や地域、教育・保育関係機関、企業などを含めて社会全体が連携することが必要です。

本計画の推進にあたっては、認定こども園、幼稚園、保育所等をはじめ、地域型保育事業及び地域子ども・子育て支援事業を行う事業者及び関係団体・関係機関などとの連携を深め、情報の共有化を図りながら、事業の推進・調整を行います。

また、家庭や地域、教育・保育関係機関、企業、行政それぞれが、子育てや子ども・若者の健全育成に対する責任や自ら果たすべき役割を認識し、互いに協力しながら、子育て支援に関わる様々な施策を計画的・総合的に推進します。

(2) 地域の人材の確保と連携

子育てに関する市民の多様なニーズに対応するため、幼稚園教諭、保育士等の子育てに関わる資格取得者だけでなく、ボランティアや子育て経験者、高齢者の方など地域の様々な子育てを支援する幅広い人材の確保・育成に努めます。

(3) こどもや若者、市民・企業等の参加・参画の推進

社会全体で子育てを支援するためには、こどもや若者自身、そして市民や企業、関係団体の理解と協力が必要です。

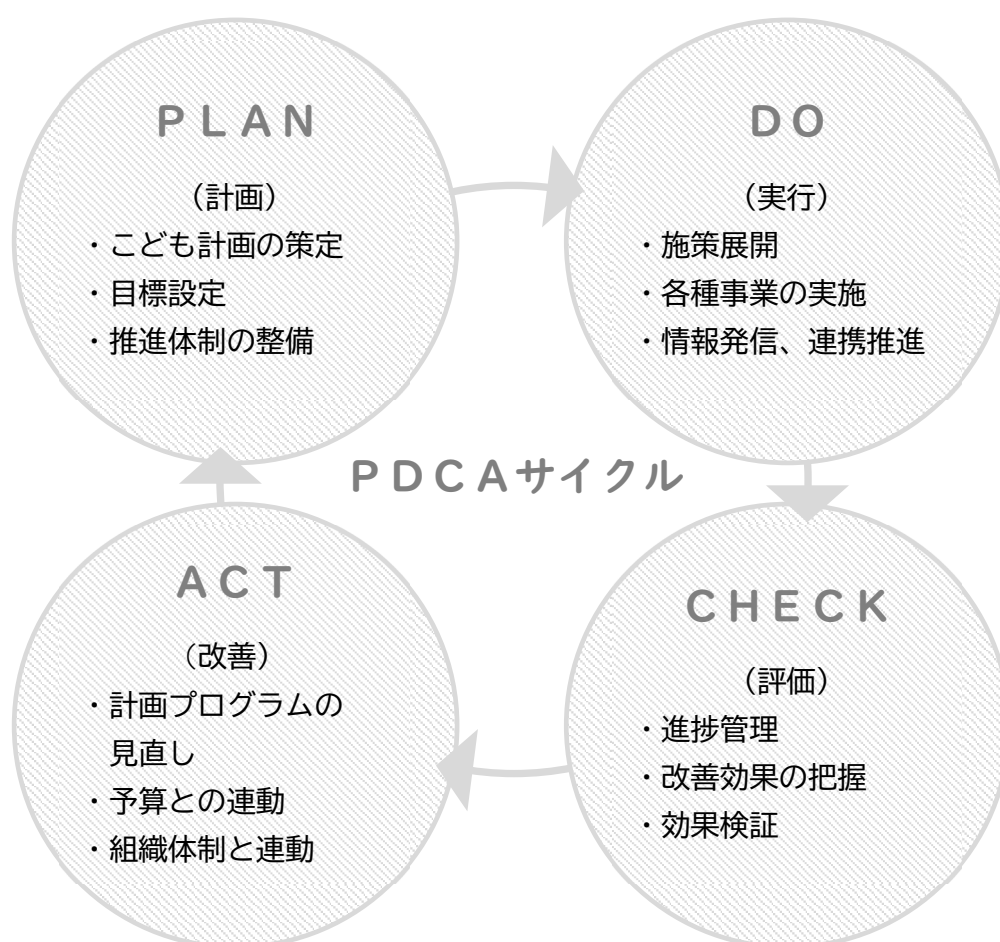
本計画について広報等により市民等の理解を深めるとともに、こどもや若者自身の声を受け止め、施策に展開していくことで、こどもや若者の意見が反映されたこども施策や子育て支援を展開します。

また、ボランティア活動の活性化の促進、市民参加型のサービスの拡充など、地域による取り組みを支援し、子育てしやすい環境づくりに市民及び企業等の参加・参画を推進します。

2. 計画の進捗状況の管理・評価

本計画に基づく施策を推進するため、日南市子ども・子育て会議において、毎年度事業計画に基づく事業の実施状況（公立の教育・保育施設に係る施策も含む）や、これに係る費用の使途実績等について点検・評価します。

事業計画策定後には、PDCAサイクル（計画・実行・評価・改善）に基づき、計画の推進に努め、事業の進捗状況を管理・評価するにあたっては、利用者の視点に立ち、個別事業の進捗状況に加え、計画全体の成果についても点検・評価し、施策の改善につなげます。



資料編

1. 計画策定に向けた主な取組

年 月 日	内 容
令和6年6月12日	令和6年度 第1回 日南市子ども・子育て会議
令和6年 7月22日～9月4日	各種アンケート調査の実施
令和6年 11月19日	令和6年度 第2回 日南市子ども・子育て会議
令和7年 2月5日	令和6年度 第3回 日南市子ども・子育て会議
令和7年 2月14日～2月28日	パブリックコメントの実施
令和7年 3月7日	令和6年度 第3回 日南市子ども・子育て会議

2. 日南市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 7 月 18 日条例第 36 号

改正

平成 25 年 12 月 24 日条例第 44 号

平成 29 年 12 月 18 日条例第 30 号

（設置）

第1条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づき、日南市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 子ども・子育て会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するものとする。

（組織）

第3条 子ども・子育て会議は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1） 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- （2） 法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- （3） 前 2 号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、健康福祉部こども課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(日南市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 日南市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成21年条例第46号）の一部を次のように改正する。

別表日南串間地域障害程度区分等認定審査会委員の項の次に次のように加える。

子ども・子育て会議委員	日額	6,000 円
-------------	----	---------

附 則（平成25年12月24日条例第44号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成29年12月18日条例第30号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

3. 日南市子ども・子育て会議委員名簿

	所 属 団 体 名	氏 名
1	南那珂医師会（津曲小児科医院副院長）	津曲 俊太郎
2	日南歯科医師会（森歯科医院長）	森 雅弘
3	日南公共職業安定所所長	廣瀬 和泰
4	日南商工会議所事務局長兼総務課長	枳屋 泰知
5	日南市民生委員・児童委員協議会会長	崎村 洋子
6	日南市小学校長会代表（飢肥小学校校長）	宮崎 宏子
7	日南市健康福祉部長兼福祉事務所長	橋口 智明
8	日南市教育部長兼学校教育課長	鬼束 昌義
9	公立保育所代表（宮浦保育所所長）	金丸 幸美
10	法人立保育園代表（小山保育園園長）	岡留 彰
11	法人幼稚園代表（油津恵愛幼稚園園長）	芝原 正文
12	認定こども園代表（あがた幼稚園園長）	伊豆元 精一
13	認可外保育施設代表（企業主導型保育園おびすぎ園園長）	谷口 義人
14	日南市PTA協議会副会長	森山 亜矢
15	小山保育園保護者代表	平野 美香
16	あがた幼稚園PTA会長	内田 貴明
17	おびすぎ園保護者代表	谷口 美由紀
18	NPO法人子育てサポートにちなん理事長	谷口 乃富江
19	日南市母子寡婦福祉協議会会長	成田 由里
事務局	こども課長	横山 史朗
	こども課課長補佐兼こども政策係長	日高 直和
	こども課課長補佐兼こども保育係長	谷口 雅則
	こども健康係長	矢野 英徳
	こども家庭支援係長	古澤 光美

4. 用語解説

用 語	解 説
ICT	Information and Communication Technology の略。情報通信技術のことで、通信技術を活用したコミュニケーションやサービスの総称。
企業主導型保育事業	企業が従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供するために設置する保育施設や、地域の企業が共同で設置・利用する保育施設に対し、施設の整備費及び運営費の助成を行う制度のこと。
キャリア教育	一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育のこと。
児童虐待	身体的虐待、心理的虐待（言葉のおどしや無視）、ネグレクト（養育の放棄・拒否・保護の怠慢）、性的虐待など、子どもの健全な育成を妨げること。虐待を疑ったり発見した場合の通告は、法律で義務づけられている。
児童発達支援事業所	地域の障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を行う施設のこと。
児童養護施設	災害や事故、親の離婚や病気、また不適切な養育等により、家族による養育が困難な子どもを養護する施設のこと。
スクールアシスタント	学校で児童生徒の相談支援や授業の補助、学校行事の運営などを行う学校教育支援員のこと。
スクールカウンセラー	学校などにおいて子どもたちの悩みの相談などに対応する心理カウンセラーのこと。児童・生徒に対する相談のほか、保護者及び教職員に対する相談、教職員等への研修、事件・事故等の緊急対応における児童・生徒の心のケアなど行う。
男女共同参画	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が保障され、この結果、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受でき、ともに責任を担うことを意味する。
地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業のこと。

用 語	解 説
DV	Domestic violence(ドメスティックバイオレンス)の略。同居関係にある配偶者や内縁関係の間で起こる家庭内暴力のことである。近年ではDVの概念は婚姻の有無を問わず、元夫婦や恋人など近親者間に起こる暴力全般を指す場合もある。
バリアフリー	もともとは建築用語で障壁となるもの(バリア)を取り除き(フリー)、生活しやすくすることを意味する。最近では、より広い意味で、高齢者や障がい者だけでなく、すべての人々にとって日常生活の中に存在する様々な(物理的、制度的、心理的)障壁を除去することの意味合いで用いられる。
ヤングケアラー	本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話等を日常的に行っていることのこと。
要保護児童	児童福祉法第6条において定められる、「保護者に監護させることが不相当であると認められる児童」及び「保護者のない児童」のこと。(被虐待児童・非行児童・孤児等)
要保護児童対策地域協議会	虐待を受けた子どもをはじめとする要保護児童等への適切な支援を図るため、関係機関等により構成され、要保護児童等に関する情報の交換や支援内容の協議を行う協議会のこと。
ライフステージ	人間が生まれてから死ぬまでの期間を象徴的な出来事で区分けしたもので、乳幼児期・児童期・青年期・壮年期・老年期等、一定の期間ごとに区分するパターンと、出生、入学、卒業、就職、結婚、出産、退職、老後など、象徴的な出来事ごとに区分けするパターンがある。
療育	障がい児や発達に課題のある子どもが、社会的自立生活に向けて、身体面・精神面等の機能を高めるべく、かつ社会的自立生活に向けて、医療的配慮のもとで育成されること。
ワークショップ	ある課題についてアイデアを出し合い、意思決定をする会議の方法。合意形成のために使われる手法で、様々なアイデアや意見の交換を通じて、参加者全員で判断をしながら進める住民参加型の会議の方法。
ワーク・ライフ・バランス	働くすべての方々が「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。

日南市こども計画

発行：宮崎県日南市

企画・編集：こども課 こども政策係

〒887-8585

宮崎県日南市中心通1丁目1-1

TEL：0987-31-1131

FAX：0987-31-0373